

刑事訴訟法

目次

第1編 公訴及び民事訴訟	15
第1部 一般原則	15
第1章 一般原則	15
第1条 (刑事訴訟法の目的)	15
第2条 (公訴及び民事訴訟)	15
第2部 公訴	15
第1章 公訴	15
第3条 (公訴の対象)	15
第4条 (検察庁による公訴の開始)	15
第5条 (被害者による公訴の提起)	15
第6条 (被害者の請求による訴訟の提起)	16
第7条 (公訴の消滅)	16
第8条 (その他の理由による刑事訴訟の消滅)	16
第9条 (時効のない犯罪)	16
第10条 (犯罪の時効)	16
第11条 (時効の進行停止)	16
第12条 (既判力)	17
第3部 民事訴訟	17
第1章 民事訴訟	17
第13条 (民事訴訟及び損害)	17
第14条 (損害の修復)	17
第15条 (民事訴訟の原告)	17
第16条 (被害者の承継人による民事訴訟)	17
第17条 (性的暴力, 家庭内暴力若しくは子供に対する暴力防止の活動団体)	17
第18条 (人身売買又は拉致若しくは性的商売防止の活動団体)	18
第19条 (人権若しくは人種差別防止の活動団体)	18
第20条 (団体からの訴えの受領について)	18
第21条 (民事訴訟の被告)	18
第22条 (刑事裁判所の管轄及び民事裁判所の管轄の関係)	18
第23条 (罪刑の事前公表)	19
第24条 (被告人の死亡)	19
第25条 (被害者の訴訟放棄及び訴状の取下げ)	19
第26条 (民事訴訟の時効)	19
第2編 起訴, 取り調べ及び捜査の担当機関	19
第1部 検察機関	19
第1章 総則	19
第27条 (検察機関の役割)	19
第28条 (検察庁の判事)	19
第29条 (検察機関のヒエラルキー)	20
第30条 (口頭による訴え)	20
第2章 最高検察庁の検事の任務	20
第31条 (最高検察機関の代表について)	20
第32条 (最高検察総長の役割)	20
第3章 高等検察庁の長官の任務	20
第33条 (高等検察機関の代表について)	20
第34条 (高等検察庁の長官の役割)	20
第35条 (高等検察庁の長官の権限)	21
第4章 始審裁判所の検察庁の任務	21
第1節 始審裁判所の検察庁	21
第36条 (始審裁判所の検察機関の代表について)	21
第37条 (検事の権限)	21
第38条 (副検事の権限)	21
第39条 (管轄を有する検事)	21

第2節 刑事訴訟の執行.....	22
第40条 (起訴の選択)	22
第41条 (起訴保留)	22
第42条 (重犯罪及び中犯罪についての訴追義務)	22
第43条 (起訴)	22
第44条 (捜査の着手)	23
第45条 (中犯罪に対する起訴)	23
第46条 (法廷への召喚の決定)	23
第47条 (即出頭)	23
第48条 (即出頭の手続)	24
第49条 (軽犯罪の場合の即審理の呼出)	25
第50条 (訴状記録簿)	25
第2部 予審判事	25
第1章 予審判事	25
第51条 (裁判所長による任命)	25
第52条 (裁判所長による事件の配分)	25
第53条 (予審判事から事件の取り上げ)	25
第54条 (事件からの抜けないことによる無効)	26
第3部 調査委員会	26
第1章 調査委員会	26
第55条 (高等裁判所の特別調査委員会)	26
第4部 司法警察	26
第1章 総則	26
第56条 (司法警察の任務)	26
第57条 (司法警察の構成)	26
第58条 (司法警察の仕事の調整)	26
第59条 (司法警察官に対する監督)	27
第2章 司法警察官	27
第1節 司法警察官の資格の取得について	27
第60条 (司法警察官)	27
第61条 (高等司法警察証書)	28
第62条 (試験監督)	28
第63条 (司法警察官の宣誓)	28
第2節 業務違反した場合	29
第64条 (懲戒手続)	29
第65条 (懲戒)	29
第66条 (司法警察官としての業務禁止令)	29
第3節 司法警察官の土地管轄	30
第67条 (行政管轄)	30
第68条 (土地管轄の拡張)	30
第69条 (管轄規定を遵守しない場合の制裁)	30
第70条 (裁判所機関からの命令)	30
第4節 司法警察官の任務	30
第71条 (違反の記録調書)	31
第72条 (記録調書)	31
第73条 (訴えの登録簿)	31
第74条 (訴え後の措置)	31
第75条 (裁判所の活動妨害)	32
第3章 司法警察の代理	32
第76条 (司法警察の代理の資格の取得)	32
第77条 (司法警察の代理の宣誓)	32
第78条 (司法警察の代理の任務)	32
第79条 (業務上の違反)	33
第80条 (懲戒)	33
第4章 国家警察及び憲兵の管轄の設定	33
第81条 (管轄の設定)	33
第5章 一部の違反に対する調査の資格を有する公務員及びその他の公的代理	33
第82条 (公務員及び公的代理に対する資格の付与)	33
第3編 捜査	34
第1部 総則	34
第1章 総則	34
第83条 (捜査の秘密性)	34

第84条 (捜査による司法警察官の権限の違い)	34
第2部 事件の捜査	34
第1章 重犯罪若しくは中犯罪の現行犯	34
第85条 (現行犯捜査における司法警察官の権限)	34
第87条 (重犯罪若しくは中犯罪の現行犯における身柄拘束)	35
第88条 (みなし重犯罪若しくは中犯罪の現行犯)	35
第2章 調査の方法	35
第89条 (重犯罪若しくは中犯罪の現行犯に対する初期の措置)	35
第90条 (調査及び検証の記録調書)	35
第91条 (捜索)	35
第92条 (証拠物の封印)	36
第93条 (尋問の記録調書)	36
第94条 (現行犯捜査の場合の出頭命令)	36
第95条 (技術的若しくは科学的鑑定)	37
第3章 身柄拘束	37
第96条 (身柄拘束)	37
第97条 (身柄拘束についての記録調書)	38
第98条 (身柄拘束時の弁護士の支援)	38
第99条 (身柄拘束時の医師の支援)	38
第100条 (拘束された未成年者)	39
第101条 (身柄拘束簿)	39
第102条 (身柄拘束のまとめの記録調書)	39
第4章 身柄の送検	40
第103条 (身柄を拘束された人の送検)	40
第104条 (送検の期間)	40
第5章 実際の事件での尋問の方法	40
第105条 (傍受の禁止等)	40
第106条 (実際の捜査の期間)	40
第107条 (検察官への記録調書の送付)	41
第108条 (記録調書への記載事項)	41
第109条 (規定に違反した場合の無効化)	41
第110条 (裁判官の考察権)	42
第3部 初期捜査	42
第1章 初期捜査	42
第111条 (初期捜査の開始)	42
第112条 (初期捜査に対する手続)	42
第113条 (捜索)	42
第114条 (出頭命令, 初期捜査)	43
第115条 (尋問の陳述の記録調書, 初期捜査)	43
第116条 (被疑者の身柄拘束)	43
第117条 (規定に違反した場合の無効化)	43
第118条 (裁判官の考察権)	43
第4部 捜査段階で押収した物の所有者への返還	44
第1章 捜査段階で押収した物の所有者への返還	44
第119条 (当局者による元の所有者に対する押収された物の返還)	44
第120条 (押収された物の元の所有者への返還)	44
第4編 捜査	44
第1部 予審判事	44
第1章 総則	44
第121条 (捜査の秘密性)	44
第122条 (捜査の実施)	44
第123条 (土地管轄)	45
第124条 (捜査請求決定)	45
第125条 (訴えの範囲)	45
第126条 (被疑者を捜査の管理下に置く)	45
第127条 (有罪のための捜査及び無罪のための捜査)	46
第128条 (書記官の支援)	46
第129条 (書記官の役割)	46
第130条 (予審判事及び書記官の現場訪問)	46
第131条 (捜査委任の決定)	47
第132条 (検察官による業務実施依頼)	47
第133条 (被疑者による捜査依頼)	47

第134条	(民事訴訟の原告による捜査依頼)	47
第135条	(捜査記録を検察官への送付)	48
第136条	(聞き取り捜査時の検察官の参加)	48
第137条	(民事訴訟の原告としての補助参加)	48
第138条	(民事訴訟の原告としての訴え)	48
第139条	(検察への訴訟の送付)	48
第140条	(供託金の支払)	49
第141条	(濫用又は手続遅延の訴え)	49
第142条	(損害修復の訴え)	49
第2章	予審判事の調査	49
第1節	調査に置かれたことの通知	49
第143条	(調査に置かれたことの通知)	49
第144条	(通訳人の支援)	50
第2節	被疑者の尋問	50
第145条	(尋問時の弁護士の立ち会い)	50
第146条	(予審判事の許可による尋問)	50
第147条	(追及)	51
第148条	(尋問の最長期間)	51
第149条	(被疑者の自己防衛)	51
第3節	民事訴訟の原告の尋問	51
第150条	(民事訴訟の原告の尋問)	51
第151条	(予審判事の許可による尋問)	51
第152条	(追及又は相手との対面尋問)	52
第4節	証人尋問	52
第153条	(証人尋問)	52
第154条	(証人の宣誓)	52
第155条	(通訳人の支援)	52
第156条	(宣誓不要な証人)	52
第157条	(尋問不可の一部の証人)	52
第158条	(証人の居住地に出向く)	53
第5節	捜索及び証拠物の押収	53
第159条	(捜索の実施方法)	53
第160条	(証拠物の封印)	53
第161条	(予審判事による押収物の元の所有者への返還)	53
第6節	鑑定	54
第162条	(鑑定の必要性)	54
第163条	(専門家の国家名簿)	54
第164条	(国家名簿に載っていない専門家の選任)	54
第165条	(専門家選任の決定)	54
第166条	(予審判事による専門家の鑑定業務の監督)	55
第167条	(専門家の鑑定実施に必要な事)	55
第168条	(専門家の報告)	55
第169条	(複数名の専門家の選任)	56
第170条	(鑑定の結果の通知)	56
第171条	(鑑定の費用)	56
第7節	電話の傍受	56
第172条	(予審判事の命令による電話等の傍受)	56
第8節	捜査委任の決定	57
第173条	(捜査委任の決定)	57
第174条	(捜査委任の決定の内容)	57
第175条	(別の裁判官に対する捜査委任の決定)	57
第176条	(司法警察官に対する捜査委任の決定)	57
第177条	(司法警察官による捜査委任の決定の実行)	58
第178条	(調査及び観察に関する記録調書)	58
第179条	(司法警察官の連絡方法及び質問をする方法)	58
第180条	(司法警察官が質問できない者)	58
第181条	(司法警察官による捜索及び押収)	58
第182条	(委任捜査における身柄拘束)	58
第183条	(委任捜査における電話の傍受等)	59
第184条	(司法警察官による記録調書の作成)	59
第3章	安全対策	59
第1節	決定	59

第185条 (決定の発出)	59
第2節 出頭命令の決定	59
第186条 (出頭命令の決定)	59
第187条 (出頭命令の決定に記載する事項)	59
第188条 (出頭命令の決定に関する通知)	60
第3節 連行命令の決定	60
第189条 (予審判事による連行命令の決定の発出)	60
第190条 (連行命令の決定)	60
第191条 (連行命令の決定に記載する事項)	60
第192条 (連行命令の決定の実行)	60
第193条 (連行命令に従っての出頭)	60
第194条 (仮身柄拘束の期間の算定)	61
第4節 身柄拘束の決定	61
第195条 (予審判事の身柄拘束の決定)	61
第196条 (身柄拘束の決定)	61
第197条 (身柄拘束命令の決定及び検察官の意見)	61
第198条 (身柄拘束命令の決定に記載をしなければならない事項)	61
第199条 (身柄拘束命令の決定の実行)	61
第200条 (身柄拘束命令の決定の国際的な通報)	62
第201条 (身柄拘束命令の決定に従っての出頭)	62
第202条 (仮身柄拘束の期間の算定)	62
第5節 暫定拘留	62
第203条 (暫定拘留の原則)	62
第204条 (暫定拘留)	62
第205条 (暫定拘留の理由)	63
第206条 (被疑者の陳述及び決定の理由の伝達)	63
第207条 (暫定拘留しない決定)	63
第208条 (重犯罪の場合の暫定拘留期間)	63
第209条 (中犯罪の場合の暫定拘留期間)	63
第210条 (人類に対する重犯罪の場合の暫定拘留期間)	64
第211条 (暫定拘留期間の延長)	64
第212条 (14歳未満の未成年者に対する決定)	64
第213条 (重犯罪の場合の14歳から18歳未満までの未成年者の暫定拘留期間)	64
第214条 (中犯罪の場合の14歳から18歳未満までの未成年者の暫定拘留期間)	64
第215条 (予審判事による被疑者の釈放)	65
第216条 (検察官の申立てによる釈放)	65
第217条 (被疑者による釈放の申立て)	65
第218条 (釈放の決定の通知)	65
第6節 拘留命令の決定	66
第219条 (予審判事による拘留命令の決定)	66
第220条 (拘留命令の決定の定義)	66
第221条 (拘留命令の決定に記載する事項)	66
第222条 (拘留命令の決定の実行)	66
第7節 司法観察	66
第223条 (司法観察義務)	66
第224条 (14歳未満の未成年者に対する司法観察の禁止)	67
第225条 (受領書の交付)	67
第226条 (司法観察下に置く命令の決定)	67
第227条 (予審判事による司法観察状態の変更)	68
第228条 (検察官による司法観察状態の変更の申立て)	68
第229条 (被疑者による司法観察状態の変更の申立て)	68
第230条 (被疑者の司法観察下で課されている義務からの逃れ)	68
第4章 呼出及び通知	69
第1節 総則	69
第231条 (期間に共通する事項)	69
第232条 (呼出の方法)	69
第233条 (拘留中の被疑者の呼出方法)	69
第234条 (弁護士への呼出)	69
第235条 (記録調書への呼出の記載)	69
第236条 (弁護士への決定の通知)	69

第237条	(検察官への決定の通知)	70
第238条	(被疑者への決定の通知)	70
第239条	(呼出の決定又はその他の決定の交付)	70
第2節	その他の規定	70
第240条	(予審判事が記録調書に記載しなければならない項目)	70
第241条	(最初の出頭の記録調書)	71
第242条	(記録調書の書き方)	71
第243条	(予審判事が決定に記載をしなければならない項目)	71
第244条	(資料送付の決定)	72
第245条	(弁護士による訴え)	72
第5章	捜査の終結	72
第246条	(検察官の捜査終結の決定)	72
第247条	(解決の決定)	72
第248条	(押収物の元の所有者への返還)	73
第249条	(解決の決定による暫定拘留及び司法観察下についての決定)	73
第250条	(法廷審理のための送致)	73
第251条	(新しい違法行為に対する新たな捜査の着手)	73
第6章	捜査の無効	74
第252条	(手続無視による無効)	74
第253条	(捜査委員会への訴え)	74
第254条	(どちらかの当事者からの無効請求の放棄)	74
第255条	(捜査委員会への訴えの場合の捜査の継続)	75
第256条	(解決の決定による手続無効の消滅)	75
第257条	(控訴及び申立ての登録簿)	75
第258条	(法廷開催期日の通知)	75
第259条	(事件記録についての協議及び準備書面)	76
第260条	(法廷対決の協議)	76
第261条	(手続の正則性の審査)	76
第262条	(追加捜査)	76
第263条	(関連する犯罪についての捜査範囲の拡張)	77
第264条	(他の人物までの捜査範囲の拡張)	77
第265条	(新たな事実が出た場合の新たな捜査の着手)	77
第266条	(予審判事の決定に対する高等検察庁の長官又は検察官の控訴)	77
第267条	(予審判事の決定に対する被疑者の控訴)	77
第268条	(予審判事の決定に対する民事訴訟の原告控訴)	78
第269条	(押収物の元の所有者に対する返還拒絶の決定に対する控訴)	78
第270条	(控訴期間)	78
第271条	(捜査委員会の管轄)	78
第272条	(控訴の方法)	79
第273条	(捜査委員会への事件記録の送付)	79
第274条	(事件記録の予備)	79
第275条	(控訴の場合の捜査の継続)	79
第276条	(拘留されている被疑者の釈放)	79
第277条	(不起訴の決定に対する控訴)	80
第278条	(暫定拘留を決める決定)	80
第279条	(無効化の訴えの受領不可について)	80
第280条	(無効の効果)	80
第281条	(無効化のデメリット)	80
第282条	(捜査委員会の捜査継続の権限)	81
第283条	(捜査委員会の委員長の権限)	81
第284条	(事件の一覧票)	81
第285条	(捜査委員会の事務所の監査)	81
第286条	(事件の終結の申立て)	81
第1部	始審裁判所の判決	82
第1章	管轄及び裁判所への起訴	82
第1節	総則	82
第287条	(裁判所の土地管轄)	82
第288条	(裁判官の兼務禁止)	82
第2節	物的管轄及び土地管轄	82
第289条	(始審裁判所の管轄)	82
第290条	(始審裁判所間の管轄の争い)	82
第3節	裁判所への訴え	83

第291条	(裁判所への訴えの方法)	83
第292条	(審理の期日の決定)	83
第293条	(期間に共通する事項)	83
第294条	(予審判事の送致決定又は捜査委員会の送致決定による当事者への法 廷出席の呼出)	84
第295条	(送致決定を裁判所に直接送付した場合の呼出)	84
第296条	(即出頭した場合の当事者の呼出)	84
第297条	(証人の呼出)	84
第298条	(被告人及び民事訴訟の原告を通じての証人の呼出)	85
第299条	(手続の統合)	85
第2章	当事者の出廷	85
第1節	被告人の出廷	85
第300条	(被告人の出廷)	85
第301条	(弁護士の支援)	85
第302条	(被告人の意思による出廷)	85
第303条	(保安隊の同行による被告人の出廷)	85
第304条	(即出頭の手続)	85
第305条	(予審判事の送致決定又は捜査委員会の送致決定による被告人の出頭)	86
第306条	(暫定拘留の被告人の釈放)	87
第307条	(拘留されている被告人からの釈放請求の訴え)	87
第308条	(検察官の控訴期間が過ぎるまでの拘留)	87
第309条	(出廷できない被告人)	87
第310条	(裁判所の命令による被告人の強制出廷)	87
第2節	民事訴訟の原告の出頭	88
第311条	(法廷での審理時の民事訴訟の原告としての参加)	88
第312条	(民事訴訟の原告と証人の兼任不可)	88
第313条	(民事訴訟の原告の支援及び代理)	88
第3節	民事訴訟上の責任者の出頭	88
第314条	(民事訴訟上の責任者の出廷)	88
第4節	証人の出廷	89
第315条	(証人の出廷)	89
第3章	尋問	89
第1節	尋問の公開性及び法廷の運営	89
第316条	(尋問の公開性及び尋問の秘密性)	89
第317条	(判決の言渡し)	89
第318条	(法廷の秩序の保証)	89
第319条	(事件記録の閲覧)	89
第320条	(法廷での違反行為)	89
第2節	証拠方法	90
第321条	(裁判所による証拠の評価)	90
第3節	尋問	90
第322条	(法廷出席者関係の手続)	90
第323条	(呼出の正則性の争い)	90
第324条	(呼び出されていない証人の尋問)	91
第325条	(被告人の尋問)	91
第326条	(当事者の尋問)	91
第327条	(証人の尋問に対する反対)	91
第328条	(証人の宣誓)	91
第329条	(告発者)	92
第330条	(通訳人の支援及び宣誓)	92
第331条	(ろうあ者又は耳の不自由な人)	92
第332条	(証拠物の提示)	92
第333条	(被告人の欠席時の真実の追及)	92
第334条	(尋問終結するまでの陳述書の提出)	92
第335条	(尋問後の当事者の陳述権)	92
第336条	(検察官による口頭の訴え)	93
第337条	(裁判所の最終協議及び判決)	93
第338条	(裁判所の現場への赴き)	93
第339条	(裁判所の命令による追加情報)	93
第340条	(継続審理)	94
第341条	(法廷の記録調書の作成)	94

第342条	(反論における裁判所の任務)	94
第343条	(喫緊的な問題及び判断の停止)	94
第344条	(反論の提起)	94
第345条	(喫緊的な問題の受領)	94
第346条	(反論に対する審理)	95
第4章	判決	95
第1節	判決の言渡し	95
第347条	(判決の言渡し)	95
第348条	(裁判所への起訴事実に対する判断の範囲)	95
第349条	(個人に対する裁判所への訴え)	95
第350条	(罪名の言渡し)	95
第351条	(被告人の欠席)	96
第352条	(司法観察の修了)	96
第353条	(裁判所が出す身柄拘束命令の決定及び逮捕命令の決定)	96
第354条	(押収物の返還)	96
第355条	(民事上の利益に関する判断)	96
第356条	(民事訴訟の原告の法廷の欠席)	97
第357条	(判決書：理由及び主文)	97
第358条	(判決での記載事項)	97
第359条	(公開の法廷での判決の言渡し)	97
第2節	判決の種類	98
第360条	(対面の判決)	98
第361条	(みなし対面判決)	98
第362条	(欠席判決)	98
第363条	(民事訴訟の原告に対する判決)	98
第364条	(民事損害の責任者に対する判決)	98
第3節	欠席判決に対する故障申立て	99
第365条	(欠席判決に対する故障申立て)	99
第366条	(故障申立ての書式及び受領の可否)	99
第367条	(故障申立ての帳簿)	99
第368条	(故障申立ての期間)	99
第369条	(民事に対する判決の部分に対する故障申立て)	99
第370条	(故障申立ての効果)	99
第371条	(故障申立てに対する判決)	100
第372条	(民事訴訟の原告又は民事損害の責任者による故障申立て)	100
第2部	判決に対する控訴	100
第1章	高等裁判所の刑事事件捜査委員会の任務	100
第373条	(高等裁判所の刑事事件捜査委員会の管轄)	100
第374条	(一部の裁判官の担当禁止)	101
第2章	控訴の受領の可否	101
第375条	(控訴できる人)	101
第376条	(検察官、被告人、民事訴訟の原告及び民事損害の責任者による控訴の書式)	101
第378条	(控訴人は読み書きできない場合)	101
第379条	(検察庁の長官による控訴)	102
第380条	(控訴事件の帳簿の閲覧)	102
第381条	(検察官及び検察庁の長官の控訴期間)	102
第382条	(被告人、民事訴訟の原告、民事損害の責任者の控訴期間)	102
第383条	(控訴の追加期間：付帯控訴)	102
第384条	(拘留の場合の検察官及び被告人の控訴期間)	102
第385条	(中間判決に対する控訴)	102
第3章	高等裁判所に対する手続	102
第386条	(事件記録を高等裁判所への送付)	102
第387条	(法廷の期日及び審理の期間の決定)	103
第388条	(通知及び出廷の呼出)	103
第389条	(被告人の移送)	103
第390条	(高等裁判所の報告)	103
第391条	(事件記録の閲覧及び準備書面の提出)	103
第392条	(尋問の公開性及び尋問の秘密性)	104
第393条	(被告人の尋問)	104
第394条	(民事訴訟の原告、民事損害の責任者、鑑定人、証人の尋問)	104
第395条	(話しの順番)	104

第396条	(始審裁判所で適用している規定の高等裁判所への拡張)	104
第4章	控訴の効果	104
第397条	(控訴の効果)	104
第398条	(判決の実行に対する控訴の効果)	104
第399条	(被告人からのみの控訴の効果)	105
第400条	(検察官及び検察庁の長官の控訴の効果)	105
第401条	(高等裁判所による事実の再認定)	105
第402条	(民事訴訟の原告又は民事損害の責任者の控訴の効果)	105
第403条	(決定の書式及び署名)	106
第404条	(受領できない控訴)	106
第405条	(判決の取消し)	106
第406条	(高等裁判所の新利権)	106
第407条	(高等裁判所の拘留命令の決定又は逮捕命令の決定)	106
第408条	(決定の種類)	106
第5章	欠席の決定に対する故障申立て	107
第409条	(欠席の決定に対する故障申立て)	107
第410条	(故障申立ての書式)	107
第411条	(故障申立ての登録簿)	107
第412条	(故障申立ての期間)	107
第413条	(民事に関する判断の範囲内に対する故障申立て)	107
第414条	(刑事の部分又は民事の部分の判断に対する故障申立て)	107
第415条	(故障申立てに対する判断)	108
第416条	(民事訴訟の原告又は民事損害の責任者による故障申立て：期間、書式、代理)	108
第6編	最高裁判所	108
第1部	上告	108
第1章	上告	108
第417条	(上告できる決定)	108
第418条	(上告できる人)	108
第419条	(上告の理由)	109
第420条	(上告の期間)	109
第421条	(中間決定に対する上告)	109
第422条	(上告の方法)	109
第423条	(上告状の署名)	110
第424条	(最高裁判所への事件記録の送付)	110
第425条	(最高裁判所の登録簿への事件の登録)	110
第426条	(弁護士を選任)	110
第427条	(準備書面の作成期間)	110
第428条	(事件記録の閲覧)	110
第429条	(準備書面作成期間の延長)	111
第430条	(報告する裁判官の任命)	111
第431条	(報告書の作成)	111
第432条	(事件記録を検察庁の長官に送付する方法及び書面による考察)	111
第433条	(当時者の対する法廷期日の通知)	111
第434条	(尋問の公開性)	112
第436条	(法律問題に関する決定)	112
第437条	(上告の放棄)	112
第438条	(決定するための期間)	112
第439条	(最高裁判所の決定の種類)	113
第440条	(差戻ししない棄却)	113
第441条	(取り消して事件を差し戻す)	113
第442条	(本会議の決定)	113
第2部	事件の再審の訴え	113
第1章	事件の再審の訴え	113
第443条	(再審の訴え)	113
第444条	(刑事事件における再審)	114
第445条	(再審の開始)	114
第446条	(再審の訴えができる者)	114
第447条	(再審の訴えの登録簿及び事件の閲覧)	114
第448条	(再審の手續及び期間)	114
第449条	(決定による刑の執行停止の効力)	115
第450条	(最高裁判所への再審の訴えの送付)	115

第451条	(法廷の期日の通知及び法廷での尋問の公開性)	115
第452条	(追加の捜査)	115
第453条	(決定での理由)	115
第454条	(刑の執行停止の決定)	115
第455条	(再審の訴えによる免罪及び恩赦の結果)	116
第7編	法廷への召喚の決定、呼出の決定及び通知の決定	116
第1部	法廷への召喚の決定	116
第1章	法廷への召喚の決定	116
第456条	(法廷への召喚の決定：書式)	116
第457条	(法廷への召喚の決定から呼出の決定までの期間)	116
第458条	(検察官による法廷への召喚の決定の交付)	116
第459条	(執行官による法廷への召喚の決定の交付)	116
第460条	(執行官による法廷への召喚の決定の写しの交付)	116
第461条	(被告人がいない場合の執行官による法廷への召喚の決定の写しの交付)	117
第462条	(執行官によるコミュニケーションの長又は区長への決定の写しの交付)	117
第463条	(法廷への召喚の決定のその他の交付方法)	117
第464条	(被告人の住所不詳)	117
第2部	被告人の法廷への呼出の決定	118
第1章	被告人の法廷への呼出の決定	118
第465条	(法廷への呼出の決定の書式)	118
第466条	(呼出の決定から出頭命令までの期間)	118
第467条	(検察官による呼出の決定の直接交付)	118
第468条	(執行官による呼出の決定の直接交付)	119
第469条	(執行官による決定の写しの交付)	119
第470条	(被告人がいない場合の執行官による決定の写しの交付)	119
第471条	(執行官によるコミュニケーションの長又は区長への決定の写しの交付)	119
第472条	(呼出の決定のその他の交付方法)	119
第473条	(住所又は居所不明の被告人)	120
第474条	(呼出の決定に添付する資料)	120
第3部	被告人以外の人に対する法廷への呼出の決定	120
第1章	被告人以外の人に対する法廷への決定	120
第475条	(民事訴訟の原告の呼出の決定)	120
第476条	(被害者の呼出の決定)	120
第477条	(証人の呼出の決定)	121
第478条	(専門家の呼出の決定)	121
第479条	(通訳人の呼出の決定)	121
第480条	(民事損害の責任者の呼出の決定)	122
第481条	(共通規定)	122
第4部	裁判所の決定についての通知に関する決定	122
第1章	裁判所の決定についての通知に関する決定	122
第482条	(通知の決定の目的)	122
第483条	(通知の決定の記載事項)	122
第484条	(検察官による通知)	123
第485条	(執行官による通知)	123
第486条	(執行官による裁判所の判決書の写しの関係者への交付)	123
第487条	(関係者不在の場合)	123
第488条	(コミュニケーションの長又は区長に対する関係資料の写しの交付)	123
第489条	(その他の通知方法)	124
第490条	(住所又は居所不明の当事者)	124
第5部	共通規定	124
第1章	共通規定	124
第491条	(期間を守らない場合の問題)	124
第492条	(法廷への召喚の決定及び呼出の決定の無効化)	124
第493条	(法廷への召喚の決定又は呼出の決定に記載する事項)	125
第494条	(封筒への記載事項)	125
第495条	(署名及び指紋押捺)	125
第8編	執行手続	125
第1部	総則	125
第1章	総則	125
第496条	(刑の執行及び民事処罰)	125
第497条	(確定判決)	125

第498条	(罰金及び手続に係る手数料の集金)	126
第499条	(公的権力の支援依頼)	126
第500条	(刑の執行に係る困難さ)	126
第501条	(刑の合算の申立て)	126
第2部 暫定拘留及び自由の剥奪		126
第1章 拘留方法		126
第502条	(留置所での拘留期間の算定)	126
第503条	(暫定拘留の期間の合算)	126
第504条	(拘置所の構成)	127
第505条	(拘留者名簿)	127
第506条	(拘留状)	127
第507条	(違法拘留)	127
第508条	(請求による拘留者の紹介)	127
第509条	(拘置所の監査)	127
第510条	(拘留者とその者の弁護士との会話)	127
第511条	(重大な事態発生時の検察官に対する通知)	127
第2章 条件付き釈放		128
第512条	(態度に係る条件)	128
第513条	(刑期を務めた期間に係る条件)	128
第514条	(所管官庁による条件付きの釈放)	128
第515条	(国家委員会の提言)	128
第516条	(条件付き釈放の決定)	129
第517条	(執行の手続及び条件付き釈放の条件)	129
第518条	(決定の取消)	129
第519条	(釈放された受刑者の逮捕)	129
第520条	(条件付き釈放の撤回)	129
第521条	(撤回されない場合の問題)	129
第522条	(司法省の省令)	130
第3部 身体強制		130
第1章 身体強制		130
第523条	(身体の強制の執行)	130
第524条	(完全に法律に基づく執行)	130
第525条	(罰金又は手続の手数料不払いの場合の身体強制)	130
第526条	(身体強制及び拘留命令)	130
第527条	(身体強制及び拘留命令に対する異議申立て)	131
第528条	(釈放)	131
第529条	(禁錮刑と同じ条件)	131
第530条	(身体強制の期間)	131
第531条	(身体強制からの解放)	132
第532条	(債務未払状態)	132
第533条	(民事訴訟の原告の訴えによる身体強制)	132
第4部 法的資格の再付与又は復活		132
第1章 裁判上の法的資格の再付与		132
第534条	(法的資格の再付与の審理を管轄する裁判所)	132
第535条	(法的資格の再付与の申請に関する期間的な条件)	133
第536条	(必要な証拠の提供)	133
第537条	(法的資格の再付与の申請の書式)	133
第538条	(検察官による検察庁の長官への申請資料の送付)	133
第539条	(高等裁判所での手続)	134
第540条	(法的資格再付与の申請に対する拒絶)	134
第2章 法的条件の成就による法的資格の復活		134
第541条	(法的条件の成就による法的資格の復活)	134
第5部 起訴名簿		134
第1章 起訴名簿		134
第542条	(起訴名簿の起訴票の管理)	134
第543条	(身分に関する記載)	135
第544条	(起訴名簿の情報)	135
第545条	(法人の起訴名簿の情報)	135
第546条	(情報誌の発行)	135
第547条	(情報誌第1号)	136
第548条	(情報誌第2号)	136
第549条	(情報誌第3号)	136

第550条 (起訴名簿の運用：公表)	136
第551条 (起訴名簿の修正)	136
第552条 (法的資格の授与の効果)	136
第6部 訴訟費用	137
第1章 訴訟費用	137
第553条 (訴訟費用)	137
第554条 (手続の手数料)	137
第9編 その他の手続	137
第1部 個人に係る規定	137
第1章 裁判官	137
第1節 自己忌避	137
第555条 (自己忌避の正当な理由)	137
第2節 担当裁判官に対する忌避の訴え	137
第556条 (担当裁判官に対する忌避に訴えの理由)	137
第557条 (担当裁判官に対する忌避の訴え)	138
第558条 (担当裁判官に対する忌避の訴えの受領者)	138
第559条 (担当裁判官に対する忌避の訴えの通知)	138
第560条 (忌避の訴えの係る裁判官の報告書)	138
第561条 (担当裁判官に対する忌避の訴えの審査)	138
第562条 (担当裁判官に対する忌避の訴えに対する判断)	139
第563条 (忌避の訴えの通知以前に行われた行為)	139
第564条 (複数名の裁判官に対する訴え)	139
第565条 (最高裁判所長官に対する忌避の訴え)	139
第2章 身柄引渡しの訴え	139
第1節 カンボジア国内に在留している外国人の身柄引渡しの要求	139
第1款 身柄引渡し	139
第566条 (カンボジア国内に在留している外国人の身柄の引き渡しの要求)	139
第567条 (条約及び協定)	139
第568条 (定義：身柄引渡しの要求国、要求された人)	140
第2款 身柄引渡しの条件	140
第569条 (行為に係る身柄引渡し要求条件)	140
第570条 (企図罪及び共謀)	140
第571条 (禁錮刑に係る条件)	140
第572条 (犯行場所に係る条件)	140
第573条 (政治的な行為)	140
第574条 (国内で行われた犯罪ですでに確定した事件)	141
第575条 (起訴時効)	141
第576条 (1人に対する複数の身柄引渡し請求)	141
第577条 (申請書に係る身柄引渡しの条件)	141
第578条 (身柄引き渡しの猶予)	141
第3款 身柄引渡しの手続	142
第579条 (身柄引渡し要求の正当性の確認)	142
第580条 (身柄引渡し要求の送付)	142
第581条 (暫定逮捕の要求)	142
第582条 (身柄引渡しを請求された人の逮捕及び拘留命令)	142
第583条 (身柄引渡しを要求された人の管轄を有する検察官又は検察庁の長官への連行)	143
第584条 (捜査委員会への訴え)	143
第585条 (捜査委員会に対する手続)	143
第586条 (捜査委員会の意見)	143
第587条 (身柄引渡しを請求された人の釈放の申立て)	143
第588条 (身柄引渡し請求に対する同意)	143
第589条 (捜査委員会の意見の効果)	144
第2節 カンボジア王国が外国に対する身柄引渡し請求	144
第590条 (捜査委員会の管轄)	144
第591条 (捜査委員会での手続)	144
第592条 (無効の申立てによる効力不停止)	144
第593条 (身柄引き渡しの無効の効果)	144
第594条 (カンボジア王国に対する引渡し要求に同意した国)	145
第3章 通過	145
第595条 (通過の申立て)	145

第4章	一部の罪刑の執行に対する特別規定	145
第596条	(一部の犯罪に対する執行の申立て)	145
第5章	法人	145
第597条	(法人と関係する管轄)	145
第598条	(裁判所での法人の代表)	145
第599条	(法人の代表者の表示)	146
第600条	(法人に対する強制方法)	146
第601条	(裁判所の下での法人の監督)	146
第602条	(法人の呼出の決定及び通知の決定)	146
第2部	資料の紛失, 決定の解釈及び修正	146
第1章	資料の紛失	146
第603条	(資料紛失の場合の執行に関する規定)	146
第604条	(原本の代用である写し)	146
第605条	(手続資料の再作成)	147
第2章	決定の解釈及び修正	147
第606条	(決定を出された裁判所の任務)	147
第10編	経過規定	147
第1章	経過規定	147
第607条	(国家警察庁の長官及び憲兵組織の長に対しての司法警察官の資格の付与の条件)	147
第608条	(暫定拘留の執行の期限)	147
第609条	(上訴及び故障申立ての期間)	147
第610条	(起訴の時効及び罪の時効に係る期間)	148
第11編	最終規定	148
第1章	最終規定	148
第611条	(旧刑事訴訟の規定の廃止)	148
第612条	(刑事訴訟法の即適用)	148

勅令

No. NS/RKM/0807/024

我々

ノロドム・シハモニ国王陛下

(以下、アルファベット部分は、国王の尊称、固有の尊称。日本語に訳出困難なため、アルファベットにて表音表記。)

*Samanphoun Cheatsasna Rakhatkhataya Khmerarothreas
Puthinthreathoreamohaksat Khemreachnea Samohopheas
Kampuchekreachroathboranaksanti Sopheakmonglea
Sereyvibolea*

Khemarasreypireas Preah Chao Krong Kampuchea Thipdey

下記の資料

- カンボジア王国の憲法
- 2004年7月15日付のNo. NS/RKT/0704/124 カンボジア王国の政府任命に係る王令¹
- 1994年7月20日付のNo.02/NS/94の内閣の構成及びその実行に係る法律の公布のための勅令
- 1994年7月20日付のNo.NS/RKM/196/04の司法省の設置に関する法律の公布のための勅令
- カンボジア王国の首相及び司法大臣の建議

を理解し、次の法律を公布する。

2007年6月7日の第3期第6回国民議会の国会で採択され、2007年7月24日の第2期第3回上院議会の国会で修正なく通過した刑事訴訟法。

その詳細内容は下記のとおりである。

¹ 訳注：カンボジア語では、国王の出す命令について2種類の用語で使い分けている。ここでは、任命する場合のものを「勅令」、法律を発効する場合のものを「王令」と訳した。

刑事訴訟法

第1編 公訴及び民事訴訟

第1部 一般原則

第1章 一般原則

第1条（刑事訴訟法の目的）

刑事訴訟法は、刑法に対する違反の存否を決定するための手続を規定し、それに従って慎重に実行することを目的とする。

本法の条文は、その他の特別法による規定のない刑事事件に適用する。

第2条（公訴及び民事訴訟）

公訴と民事訴訟は、2つの異なる訴訟の形態である。

公訴の目的は、犯罪の有無を審理し、違反者の罪刑を示し、法律に基づいて処罰することである。

民事訴訟の目的は、違反者によって起こされた被害者の損害を修復し、この目的において被害者が受けた苦しみに相当する慰謝料を受けることである。

第2部 公訴

第1章 公訴

第3条（公訴の対象）

公訴は、自然人及び法人に対し、民族や肌の色、性別、信仰、宗教、政治思想、出身の国籍、社会の中の地位、資産状況又はその他の状況に関係なく適用する。

第4条（検察庁による公訴の開始）

公訴は、総合的な利益のために検察官によって行うものである。

検察庁とは、予審又は審理の管轄の下で、刑事起訴及び法の執行を申立て、取調べを行う機関である。

第5条（被害者による公訴の提起）

重犯罪若しくは中犯罪の被害者は、予審判事に対して、民事訴訟の原告として提起をすることができる。被害者が原告として提起された民事訴訟は、本法第139条（検察官への訴状の送付）及び第140条（供託金の支払）の条件の下で予審判事に対して効力を有する。

刑事管轄権は、特別法によって起訴権を与えられた公務員又はその他の公的機関からの

訴えを受けることができる。

第6条（被害者の請求による訴訟の提起）

犯罪の被害者であると訴えた者は、誰でも訴訟を提起することができる。通常の訴状は、刑事起訴の効果はない。

訴状に対して回答がないか、検察官が処理せずに放置した場合、被害者は本法第41条（事件の放置未処理）に基づいて高等検察長官に訴えることができる。

第7条（公訴の消滅）

公訴の消滅原因は、下記のとおりである。

1. 違反者の死亡
2. 時効
3. 一般の恩赦
4. 刑法の無効化
5. 既判力

公訴が消滅した場合、刑事起訴をすることができなくなるか、あるいは中止をしなければならぬ。

第8条（その他の理由による刑事訴訟の消滅）

その他の特別法によって明確な規定があった場合、公訴も消滅する。

1. 国との調整によるもの
2. 公訴状が刑事起訴の必須条件である場合の訴状の取下げ
3. 罰金の全額納付、若しくは調整制裁金の納付

第9条（時効のない犯罪）

虐殺や人類に対する犯罪及び戦争犯罪については、時効がない。

第10条（犯罪の時効）

本法第9条（時効のない犯罪）を除き、公訴の時効期間は、下記のとおりである。

- 重犯罪は15年
- 中犯罪は5年
- 微犯罪は1年

第11条（時効の進行停止）

時効の期間は、犯罪行為が行われた時から進行する。時効は、起訴若しくは捜査によって停止する。各起訴若しくは捜査の終了により本法第10条（犯罪の時効）の規定による

新たな時効が進行する。当該新時効は、本件の全ての関係者に対抗できる。

第12条（既判力）

既判力の趣旨の適用により、裁判所によって無罪が確定した者は、当該行為について別の罪名であっても起訴をされることがない。

第3部 民事訴訟

第1章 民事訴訟

第13条（民事訴訟及び損害）

民事訴訟は、犯罪の被害者によって提起する。

修復してもらうためには、次の損害でなければならない。

- 犯罪行為によって発生した損害
- 自分が直接被る損害
- 発生し、現在も残っているもの

損害には、物的なもの、身体的なもの若しくは精神的なものがある。

第14条（損害の修復）

損害は、慰謝料の支払、被害者の消滅財産の弁償、若しくは被害を受けた財産の原状回復によって修復される。

慰謝料は、受けた損害に相当するものでなければならない。

第15条（民事訴訟の原告）

民事訴訟は、被害者、若しくは未成年者や法律によって保護されている成人の場合その法定代理人によって提起される。

第16条（被害者の承継人による民事訴訟）

被害者が死亡した場合、その承継人が民事訴訟を開始若しくは継承することができる。

第17条（性的暴力、家庭内暴力若しくは子供に対する暴力防止の活動団体）

少なくとも犯罪の期日の3年前に正当に公示された全ての団体で、定款の中に、性的暴力や家庭内暴力若しくは子供に対する暴力の防止活動を規定している団体は、次の犯罪について、民事訴訟の原告によって認められた権利を用いることができる。

- 故意に死亡させた犯罪
- 個人の尊厳にかかわる犯罪
- セクシャルハラスメント

第18条（人身売買又は拉致若しくは性的商売防止の活動団体）

少なくとも犯罪の期日の3年前に正当に公示された全ての団体で、定款の中に、人身売買又は拉致若しくは性的商売の防止活動を規定している団体は、法規によって規定されている人身売買又は拉致若しくは人身商売に係る犯罪について、民事訴訟の原告によって認められた権利を用いることができる。

第19条（人権若しくは人種差別防止の活動団体）

少なくとも犯罪の期日の3年前に正当に公示された全ての団体で、定款の中に、人権若しくは人種差別防止や出生時の国籍若しくは宗教差別による被害者支援の活動を規定している団体は、次の犯罪について、その犯罪が人種や宗教を理由に、又はその勘違いによって差別もしくは侵害があった場合、その犯罪の民事訴訟の原告によって認められた権利を用いることができる。

- 差別
- 故意に死亡させたり、個人の尊厳を否定したりする犯罪
- 破壊したり、損害を与えたりする犯罪

第20条（団体からの訴えの受領について）

本法第17条（性的暴力、家庭内暴力若しくは子供に対する暴力防止の活動団体）及び第19条（人権若しくは人種差別防止の活動団体）に基づいて団体からの訴えがあったとき、被害者若しくはその法定代理人からの権限委任に関する証拠がなければその訴えを受領することができない。また、犯罪によって被害者が死亡をしたときは、その被害者の承継人からの権限委任に関する証拠がなければ団体からの訴えを受領することができない。

第21条（民事訴訟の被告）

民事訴訟は、犯罪によって発生した全ての損害を修復すべき者に対して起こすことができ、次の者も含まれる。

- 犯罪の加害者及び共犯者
- 犯罪の首謀者及びその共謀者
- 民事責任者

第22条（刑事裁判所の管轄及び民事裁判所の管轄の関係）

民事訴訟及び公訴は、刑事裁判所に対して同時に行うことができる。

民事訴訟は、民事裁判所に提起することもできる。その場合において、刑事訴訟が確定していないときは、民事訴訟は留保される可能性がある。

第23条（罪刑の事前公表）

刑事訴訟上の罪刑の事前審理をし、刑事裁判所が被告人は有罪であると宣告してからでなければ、損害の修復の判断をすることはできない。

第24条（被告人の死亡）

刑事訴訟の進行中に被告人が死亡した場合、民事訴訟の原告は、その被告人の承継者に対して損害の修復を申し立てることができる。刑事訴訟が消滅したとしても、刑事裁判所は、引き続き、その承継者に対する民事訴訟の管轄を有する。

第25条（被害者の訴訟放棄及び訴状の取下げ）

被害者は、損害賠償請求訴訟を放棄したり、訴状を取り下げたりすることができる。

被害者の訴訟放棄若しくは訴状の取下げで刑事訴訟の中止又は留保をすることはできない。ただし、本法第8条2号（その他の理由による刑事訴訟の消滅）の場合、この限りでない。

第26条（民事訴訟の時効）

民事訴訟の時効は、民法の規定による。しかし、民事訴訟は、刑事訴訟期間を経過した場合において、刑事裁判所に提起することはできない。

第2編 起訴、取り調べ及び捜査の担当機関

第1部 検察機関

第1章 総則

第27条（検察機関の役割）

検察機関は、裁判所が法律を適用するために、犯罪についての起訴及び結審を行う。検察機関は、裁判所の判決の執行を確実にし、さらに拘束決定の公示を注意深く行わなければならない。

業務執行時、検察庁の判事は、公的権力を集めて支援してもらうことができる。

検察庁の判事は、刑事法廷に出廷しなければならない。

第28条（検察庁の判事）

検察庁の判事は、次のように構成される。

1. 最高検察庁の長官、検事次長及び検事
2. 高等検察庁の長官、検事次長及び検事
3. 始審検察庁裁判所検事、副検事

第29条（検察機関のヒエラルキー）

犯罪事件を知った場合、司法大臣は、書面で、高等検察庁の長官若しくは始審裁判所の検事に、事件として捜査を命じることができ、あるいは司法大臣は、自分の考え方が適切であると考えている場合、その旨の起訴又は求刑を命じることができる。司法大臣は、検察庁の長官若しくは検事に刑事事件の処分保留を命じることができない。

高等検察庁の長官は、管轄下の検事全員に対する監督権を有する。検察庁の長官は、自分の考え方が適切であると判断した場合、その旨の起訴若しくは求刑を検事に命じることができる。

検事は、自分の管轄下にいる検察庁の判事に対して権限を有する。

検事は、自分の考え方が適切であると判断した場合、その旨の起訴若しくは求刑を検察庁の判事に命令をすることができる。

第30条（口頭による訴え）

検察庁の判事は、ヒエラルキー上の上司の命令に従わなければならない。

しかし、法廷では、検察庁の判事は、自分の考えを良心に従って自由に口頭で陳述をすることができる。検察庁の判事が法廷で述べたことに対して、懲戒されることはない。

第2章 最高検察庁の検事の任務

第31条（最高検察機関の代表について）

最高検察庁の長官、検事次長及び検事は、最高検察庁の代表である。

第32条（最高検察総長の役割）

最高検察庁の長官、最高裁判所に対して提起された上告審、再審及びその他の異議申立てに参加し、法の遵守をするように申し出る。

第3章 高等検察庁の長官の任務

第33条（高等検察機関の代表について）

高等検察庁の長官、検事次長及び検事は、高等検察庁の代表である。

第34条（高等検察庁の長官の役割）

高等検察庁の長官は、高等裁判所の管轄内における法の遵守を監視する。

高等検察庁の長官は、管轄内の検察機関の監査を行うことができる。

重大な違反があった場合、高等検察庁の長官が司法大臣に報告をしなければならない。

第35条（高等検察庁の長官の権限）

高等検察庁の長官は、司法警察の監視及び監督を行う。

高等検察庁の長官は、司法警察機関の責任者を呼び出して司法警察機関の業務執行の仕方について議論をすることができる。

高等検察庁の長官は、司法警察の管理運営にとって有益であると考えている業務について司法警察の職員若しくはその機関に行わせることができる。

高等検察庁の長官は、いつでも司法警察に対して監査を行うことができる。高等検察庁の長官は、尋問に立ち会ったり、拘束の手続の実行を監督したり、特に留置場での管理運営及び法的手続の遵守を監督することができる。

司法警察機関の長及び司法警察官は、高等検察庁の長官の命令に従わなければならない。

第4章 始審裁判所の検察庁の任務

第1節 始審裁判所の検察庁

第36条（始審裁判所の検察機関の代表について）

始審裁判所の検察庁の検事及び副検事は、当該機関の代表である。

第37条（検事の権限）

検事は、自分の管轄下の司法警察官及び司法警察の代理の活動を指揮したり、調整したりする。しかし、決定による委任捜査を行う司法警察官は、予審判事の監督下に置かれる。

検事は、本法で司法警察官に与えられている全ての権限を使うことができる。

検事は、取調べ現場へ行き、司法警察官及びその機関に有益な指導を行うことができる。特別に必要な場合において、検事は、司法警察及び司法警察官の取調べの全権限を取り上げ、代わりに執行をすることができる。

検事は、いつでも警察機関を監査することができる。検事は、尋問に立ち会ったり、拘束の手続の実行を監督したり、特に留置場での管理運営及び法的手続の遵守を監督することができる。

第38条（副検事の権限）

副検事は、検事の権限の下で、検事の犯罪に対する全ての捜査権及び起訴権を実行することができる。

第39条（管轄を有する検事）

管轄を有する検事は、次のとおりである。

- 犯罪が発生した場所を管轄する検事
- 犯罪被疑者の住居地を管轄する検事

- 犯罪被疑者を拘束した場所を管轄する検事

第2節 刑事訴訟の執行

第40条（起訴の選択）

検事は、訴状に対する措置及び直接受けた又は司法警察官から送付されてきた抗議を吟味することができる。

検事は、犯罪に対して起訴を保留することもでき、起訴をすることもできる。その決定をする前に初期捜査を行ったり、又は追加の調査を行わせたりすることができる。

重大な法律違反があった場合、検事が検察総長に報告をし、検察総長は司法大臣に報告をしなければならない。

第41条（起訴保留）

事件の起訴を保留した場合、検事が、速やかに、本法第50条（訴状記録簿）で規定している事件の起訴を記録帳に登録した日から2日以内に、その旨を訴訟を提起した者に対して通知しなければならない。

事件の起訴を保留した場合、その理由及び根拠となる法律を述べなければならない。事件の起訴の保留は、既判力の効果がない。

刑事訴訟が消滅しなければ、検事は自分が出した決定を覆すことができる。

訴訟を提起した者は、事件の起訴保留に対して不満があった場合、高等検察庁の長官に異議を申し立てることができる。

この異議申立ては、起訴の保留を知ってから2か月以内に行わなければならない。異議申立ては、通常の訴訟で関係の検察機関に提起し、始審裁判所検察庁の代表が事件の記録を直ちに高等検察庁の長官に送付しなければならない。

異議申立てに事由があると判断した場合、高等検察庁の長官は、始審裁判所検察官に事件の起訴をするように命じなければならない。高等検察庁の長官の命令は、書面で行わなければならない。逆の場合、高等検察庁の長官が始審裁判所の検察官の決定を保留する。高等検察庁の長官は、その決定を異議申立て者に通知しなければならない。

第42条（重犯罪及び中犯罪についての訴追義務）

公的機関若しくは仕事に従事している職員全員は、重犯罪若しくは中犯罪を知っているとき、速やかに、検察官若しくは司法警察官に、その犯罪に関連する情報、報告書、書類及び証拠を付けて通報をしなければならない。

法律で明確に規定されている職務上秘守義務のある者以外は、本条の規定を適用する。

第43条（起訴）

刑事事件の起訴は、次のように行うことができる。

- 捜査の着手
- 法廷への召喚
- 直ちに出頭命令

第44条（捜査の着手）

重犯罪の場合、検察官が捜査を着手しなければならない。

捜査は、予審判事への決定の送付によって着手される。捜査は、氏名が明示される1人若しくは複数名に対して行うことができ、氏名不詳の人物に対しても行うことができる。

捜査送致決定には、次の項目を含む。

- 事実の要約
- 罪名の特定
- 犯罪に係る法律の表示及び犯罪への制裁
- 特定できれば被疑者の氏名

捜査送致決定には、期日及び署名を行わなければならない。

上記の記載事項がない場合、その決定書は無効とする。

第45条（中犯罪に対する起訴）

中犯罪の場合、検察官が

- 本法第44条（取調べの開始）の規定に基づいて取調べを行うことができる。
- 本法第46条（法廷への召喚の決定）の規定に基づいて被告人を始審裁判所に送致し、裁判を行うことができる。
- 本法第47条（即出頭）及び第48条（即出頭の手続）の規定に基づいて被告人の呼出命令を発出する。

第46条（法廷への召喚の決定）

法廷への召喚の決定とは、被告人を始審裁判所への出頭命令である。法廷への召喚の決定には、次の項目を記載しなければならない。

- 被告人の表示
- 事実の要約
- 罪名
- 犯罪に係る法律の表示

決定には、出頭の裁判所名、その場所及び法廷開催の期日を示さなければならない。決定には、被告人が弁護士に依頼をすることができる旨を明記しなければならない。

第47条（即出頭）

下記の条件が満たされた場合、検察官は、被告人を直ちに裁判所へ連れてくるように命じることができる。

- 本法第 86 条（現行の重犯罪若しくは中犯罪の定義）及び第 88 条（みなし現行の重犯罪若しくは中犯罪）で規定されている現行犯
- 1 年以上 5 年以下の懲役犯罪
- 成人であること
- 裁判可能な状態の事件

第 48 条（即出頭の手続）

即出頭命令の手続を行った場合、検察官は、次のことをしなければならない。

- 連れて来られた者の身分の確認
- その人に対する起訴事実及び罪名の通知
- 本人の希望があればその人の言い分を聞く
- 即出頭に係る記録の作成

検察官は、被告人に対して、弁護士会の規則に基づいて弁護士を任意に選任し、若しくは弁護士を選任してもらうことができる旨を伝えなければならない。

任意弁護士若しくは選任された弁護士は、直ちにその情報が伝えられる。弁護士は、事件の記録を見たり、被告人に連絡をとったりすることができる。

上記のことを全て記録に記載をしなければならない。そうでない場合、その手続は無効となる。

始審裁判所は、即出頭についての記録により、事件を受領する。

被告人は、その当日、直ちに裁判所の法廷に出頭するまで保安当局によって拘束される。

出頭時、裁判所は、被告人の身分を確認した後、防御の準備時間を請求することができる旨を被告人に伝えなければならない。

もし被告人が防御時間を請求し、若しくは裁判所が本件をこの法廷で直ちに審理することができないと判断した場合、事件の審理を次回の期日に回さなければならない。

裁判所は、被告人を理由付きの判決によって暫定拘束を命じることができる。この判決の中で、裁判所は、本法第 205 条（暫定拘束の理由）の条件を準用しなければならない。裁判所は、決定で拘束を命じる。

事件の本案に関する判決は、裁判所への出頭の日から 2 週間以内に出さなければならない。2 週間を経過したら、暫定拘束が解除される。

もし即出頭命令の手続を受けた裁判所が、事件が複雑であり、さらに詳細の捜査が必要である場合か、本法第 47 条（即出頭）の条件が成就しないと判断した場合には、裁判所は、事件を検察庁に送致し、取り調べてもらわなければならない。当日、被告人を予審判事のところへ連れて行かなければならず、そうでなければ被告人が自動的に釈放される。

第49条（軽犯罪の場合の即審理の呼出）

軽犯罪の事件の場合，検察官が本法第46条（法廷への召喚の決定）の規定に基づいて，被告人を直接裁判所で審理をしてもらうよう呼び出さなければならない。

第50条（訴状記録簿）

各始審裁判所において，検察官から直接訴えられた事件や司法警察から送られてきた事件を記載するための検察帳簿を備えなければならない。

全ての事件については，下記の内容で帳簿に記載をしなければならない。

- 起訴者の表示
- 検察庁が事件の訴状を受けた期日
- 訴え元：訴えは検察庁からなのか，それとも司法警察からなのか
- 訴えた人から報告された事件の種類
- 事件の処分：不起訴処分か，それとも刑事起訴処分か

訴状記録簿は，検察官の監督の下で検察の事務局が管理しなければならない。高等検察庁の長官などの裁判所当局は，この起訴記録簿を閲覧することができる。

第2部 予審判事

第1章 予審判事

第51条（裁判所長による任命）

休暇や病気又はその他の理由で職務に従事できない予審判事がいた場合，裁判所長によって，その他の予審判事が予審に係る業務を暫定的に行うために任命される。

予審判事がいない場合，当該裁判所のその他の判事を任命し，予審の業務に従事させることができる。

本件の裁判所の決定に対して，異議申立てを行うことはできない。

さらに民事訴訟法第26条（事件の配分）の規定を遵守しなければならない。

第52条（裁判所長による事件の配分）

1つの裁判所に複数人の予審判事がいた場合，裁判所長が全事件の配分をしなければならない。

第53条（予審判事から事件の取り上げ）

良い司法行政のために，予審判事から事件を取り上げて，他の予審判事に担当してもらうための申立ては，裁判所長に対して行うことができる。本申立ては，検察官の自己の意思によって行われるか，若しくは当事者の申立書によって行われ，その理由を記載しなければならない。

予審判事からの事件の取り上げの理由は、本法第556条（裁判官の忌避の理由）に準ずる。

第54条（事件からの抜けないことによる無効）

予審判事は、調査を担当した事件の刑事法廷審理に参加することはできず、参加した場合、当該審理が無効となる。

予審判事は、本法で規定している権限を使うことができる。

第3部 調査委員会

第1章 調査委員会

第55条（高等裁判所の特別調査委員会）

高等裁判所内に調査委員会が置かれている。調査委員会の任務は、予審判事の決定に対する審理を行うことである。調査委員会の委員は、関与した刑事事件に予審判事として参加することはできない。関与した場合、その決定は無効とみなす。

第4部 司法警察

第1章 総則

第56条（司法警察の任務）

司法警察は、裁判所の補助機関である。

司法警察の役割は、重犯罪、中犯罪及び軽犯罪の監督を行い、違反者の特定及び拘束を行い、証拠を収集することである。

第57条（司法警察の構成）

司法警察の構成は、次のとおりである。

1. 司法警察官
2. 司法警察エージェント
3. その他の法律の規定によって一部の違反に対する監督権限が付与されたその他の公務員か公的機関

58条（司法警察の仕事の調整）

検察官は、自分の管轄内の司法警察官及び司法警察の代理の仕事の運営及び調整を行う。

本法第82条（公務員及びその他の公的代理に対する資格の付与）で規定している公務員及びその他の公的代理人が司法警察としての業務を行うとき、検察官の監督権の下に置かれる。

決定による委任捜査を実施するとき、司法警察官は、予審判事の権限下に置かれる。

第59条（司法警察官に対する監督）

司法警察は、高等検察庁の検察官の下で監視及び監督される。

高等検察庁長官は、司法警察に対する懲罰を行うことができる。

第2章 司法警察官

第1節 司法警察官の資格の取得について

第60条（司法警察官）

司法警察官になるための資格：

1. 少尉以上の階級を有する国家警察官で、2年以上の業務経験者であり、高等司法警察証書を取得した者
2. 国家憲兵隊(Gendarmery Royal Khmer)の将校で、2年以上の業務経験者であり、しかも高等司法警察証書を取得した者
3. 下記の階級及び職位を有する者
 - i. 市及び州知事及び副知事, Srok（市）, Khan（町）, Khom（群）及びSangkat（区）の長及び次長
 - ii. 国家警察の司法警察本部の本部長及び次長, 国家警察の安全本部の本部長及び次長, 国家警察の公共秩序本部の本部長及び次長
 - iii. 司法警察本部, 安全本部及び公共秩序本部に属する下部組織で、刑事を担当している局, 課, 係の長及びその次長
 - iv. 下記の組織に属する局, 課及び係の長及びその次長：
 - “越境犯罪”担当の国境警察局
 - 麻薬対策室
 - 観光警察局
 - 国家遺産保護特別本部
 - v. 州・市警察本部の本部長及びその次長
 - vi. 州・市警察本部に属し、刑事事件を担当する課及び係の長及びその次長：
 - 警察重犯罪課及び軽犯罪課
 - 人身売買及び未成年者保護課
 - 経済警察課
 - 刑事技術科学科
 - 麻薬対策課
 - テロ対策課
 - 外国人課

- vii. Srok（市）及びKhan（町）警察署長及び次長，刑事係の長及びその次長
- viii. 警察の交通課及び「交通違反」係の長及びその次長，爆発物管理課及び「爆発物違反」係の長及びその次長，観光警察課の長及びその次長，それに観光警察係の長及びその次長
- ix. 「刑事犯罪」に係るKhom及びSangkatの警察署の長及びその次長
- x. 刑事業務担当の憲兵本部の長及びその次長
- xi. 刑事業務担当の州・市の憲兵司令官及び副司令官
- xii. 刑事業務担当のSrok及びKhanの憲兵司令官及び副司令官
- xiii. 刑事業務担当の憲兵課の長及びその次長，それに憲兵係の長及びその次長
- xiv. 必要に応じて設立された刑事犯罪捜査その他の組織の長及びその次長

本条の第1項，第2項及び第3項で規定された警察官及び憲兵を保護する大臣は，司法大臣との共同省令で司法警察業務を担当する警察官及び憲兵を任命する。

第61条（高等司法警察証書）

下記の科目を含む司法警察の職業試験に合格した者に対して，高等司法警察証書が与えられる。

- 1. 刑法科目
- 2. 刑事訴訟法科目
- 3. 国連の起草による倫理などの業務に係る科目

本証書は，司法大臣及び関係の大臣が署名を行い，押印される。

第62条（試験監督）

本試験は，最高検察長官若しくは最高検察の担当検察官の監督の下で行われる。

- 1. 国家警察官関係では，試験監督の構成は，下記のとおりである。
 - 最高裁判所長官の任命による予審判事 1人
 - 最高検察長官の任命による検察官 1人
 - 内務省の代表 2人
- 2. 憲兵部隊関係では，試験監督の構成は，下記のとおりである。
 - 最高裁判所長官の任命による予審判事 1人
 - 最高検察長官の任命による検察官 1人
 - 国防省の代表 2人

証書付与の手續については，関係省庁の大臣の共同省令によって規定する。

第63条（司法警察官の宣誓）

司法警察官は，自分の業務を忠実にを行うことを宣誓しなければならない。宣誓式は，高等裁判所の前で行う。次回以降，司法警察官としての資格を得た場合，宣誓を再度行う必

要がない。宣誓書については、司法大臣の省令によって規定する。

第2節 業務違反した場合

第64条（懲戒手続）

業務中に司法警察官によって起こされたあらゆる違反については、検察官若しくは予審判事が高等検察庁長官に報告をしなければならない。各事案によるが、高等検察庁長官は、司法大臣若しくは国防大臣に通知し、懲戒の手続を開始しなければならない。懲戒の措置は、高等検察庁長官に通知される。

第65条（懲戒）

内務大臣若しくは国防大臣による懲戒は、違反に対する刑事訴訟の妨げにならない。

業務実施上において、捜査若しくは裁判上において、司法警察官が違反を起こした場合、裁判業務の利益のために、最高裁判所は、事件の別の担当者への移管を決定することができる。直ちに当該機関に通知しなければならない。

権限の取り上げの申請は、検察官によって行わなければならない。

第66条（司法警察官としての業務禁止令）

ある司法警察官の重大な違反が業務の実施に不適合であると判断した場合、高等検察庁長官は、下記の措置を取る権限を有する。

1. 暫定的に最長5年間、司法警察官の業務に従事することを禁止する。
2. 恒久的に司法警察官の業務に従事することを禁止する。

上記決定を行う前に、高等検察庁長官が、違反した司法警察官を呼び出し、その観察記録をしなければならない。当事者は、1人の弁護士若しくはアドバイザーを自分で選任することができる。

業務禁止の決定には、その理由を記載しなければならない。各事件において、高等検察庁長官は、内務大臣若しくは国防大臣に通知をしなければならない。

この決定に対して、司法大臣に異議申立てを行うことができ、司法大臣は、その決定を取り消したり、禁止期間を短縮したりすることができる。高等検察庁長官によって業務実施の禁止を決定された司法警察官の所属省庁は、司法大臣に対して意見を述べることができる。

高等検察庁長官によって業務実施の禁止を決定された司法警察官は、その禁止決定通知を受けてから15日以内に、理由を付けて異議申立てをすることができる。

司法大臣は、その異議申立てに対して、1か月以内に判断しなければならない。その判断に対して異議申立てをすることはできない。

上記の異議申立期間及び判断の期間において、高等検察庁長官によって業務実施の禁止

を決定された司法警察官は、司法警察官としてその業務を実施することができない。

司法大臣が業務実施禁止決定を取り消した場合、若しくはその禁止期間を短縮した場合、当該警察官は、司法警察官としての業務を実施することができる。

高等検察庁長官によって業務実施禁止の決定に違反して行われた司法警察官の業務は、全て無効とみなす。

第3節 司法警察官の土地管轄

第67条（行政管轄）

一人一人の司法警察官の管轄は、業務を任命されている機関の管轄と同じである。

プノンペン市において、司法警察官の管轄は、市内の所属がどこであれ、プノンペン市全体を管轄する。

司法警察官の任命において、その管轄の行政を明示しなければならない。その任命の決定については、高等検察庁長官に通知しなければならない。

第68条（土地管轄の拡張）

本法第86条（重犯罪及び中犯罪の現行犯の定義）及び第87条（重犯罪及び中犯罪の現行犯における拘束）で規定されている重犯罪及び中犯罪の現行犯の場合で、緊急性があれば、検察官の許可により、司法警察官の管轄を全国に拡張させることができる。その許可は、口頭で行うことができるが、捜査報告書にはその旨を記載しなければならない。

捜査において、予審判事が緊急時に捜査の委任を決定された場合、当該予審判事が司法警察官に全国でその業務実施を許可することができる。

自分の管轄外での業務を実施した場合、その司法警察官は、土地管轄を有する司法警察官の支援を求めなければならない。

管轄の拡張を許可した判事は、あらゆる手段で土地管轄の検察官に情報を伝達しなければならない。

第69条（管轄規定を遵守しない場合の制裁）

上記の条文によって規定している土地管轄は、絶対規定である。それらの規定を遵守しない場合、実施された業務の全ては無効である。

第70条（裁判所機関からの命令）

業務の実施に当たって、司法警察官は、裁判所機関からの命令しか受けられず、また裁判所機関にしか命令を求めることができない。

第4節 司法警察官の任務

第71条（違反の記録調書）

司法警察官は、要求の訴えや告発の訴えを受ける。司法警察官は、違反行為を調査する。

司法警察官は、起こり得る犯罪の捜査を行い、また本法第84条（捜査の種類別における司法警察官の権限の違い）から第110条（裁判官の考察権）まで規定されている条件における初期捜査を行う。

捜査が開始されたとき、本法第173条（捜査委任決定）から第184条（司法警察官による記録調書の作成）まで規定されている条件の下において、裁判官の委任捜査の決定を実行しなければならない。

第72条（記録調書）

司法警察官が受けた全ての訴えについて、その記録調書を作成しなければならない。

記録調書には、訴えた人からの報告を正確に記載しなければならない。必要に応じて、通訳人を1人呼び、その通訳人に報告を正確に通訳することの宣誓を信仰又は宗教の下で行わせなければならない。どのような場合においても通訳人を警察官若しくは憲兵から選ぶことはできない。

訴えの記録調書には、下記の項目を記載しなければならない。

- 司法警察官の氏名及び職位
- 当該司法警察官が所属する機関
- 期日

各ページには司法警察官及び訴えた人が署名をしなければならない。

削除、追加及び参照の記載については、ページの縁に司法警察官及び訴え人がその旨を記載しなければならない。

署名及び押捺の前に、訴え人は、記録調書を再度読まなければならない。必要な場合、司法警察官は、大きな声でその記録調書を読み上げなければならない。

第73条（訴えの登録簿）

全ての司法警察機関において、訴えの登録簿を1つ備えなければならない。訴えを受けたとき、司法警察官は、当該登録簿に下記の項目を記載しなければならない。

- 訴えた人の表示
- 訴えた期日
- 訴えの記録調書を作成した司法警察官の氏名及び職位
- 訴えの種類
- 訴えに対する措置、例えば検察官への送付又は捜査開始等

訴えの登録簿は、裁判所機関のために常時保管しなければならない。

第74条（訴え後の措置）

訴えを受けた司法警察官は、直ちに捜査を開始するか、若しくは次の処理のために検察官にその記録調書を送付しなければならない。

捜査を開始する前に、司法警察官は、検察官の指導を求めることができる。

正当な理由のある告発状を受けたとき、司法警察官は、検察官にその旨を通報し、助言を求めなければならない。

第75条（裁判所の活動妨害）

どのような事情においても、仮に違反者と被害者との間で話し合っただけで和解し、あるいは訴えを取り下げたとしても、司法警察官は、その訴えを処理せずに放置してはならない。

記録調書を未処理のまま放置したり、証拠を意図的に放置したり、裁判所機関に対して訴え若しくは証拠の存在を隠したりした場合、司法警察官が法に違反したとみなし、刑法の証拠に関する調査の章で規定されている刑罰を受ける。

第3章 司法警察の代理

第76条（司法警察の代理の資格の取得）

下記の者は、司法警察の代理の資格を有する。

1. 警察署長及び次長で、司法警察官の資格を有しない者
2. その他の国家警察の代理
3. 司法警察官の資格を有しない憲兵部隊の長
4. 憲兵部隊のその他の兵士

第77条（司法警察の代理の宣誓）

司法警察の代理は、自分の業務を忠実にを行うことを宣誓しなければならない。宣誓式は、始審裁判所の前で行う。次回以降、司法警察の代理としての資格を得た場合、宣誓を再度行う必要がない。宣誓書については、司法大臣の省令によって規定する。

第78条（司法警察の代理の任務）

司法警察の代理の任務は、次のとおりである。

1. 違反等の軽犯罪の調査
2. 司法警察官の業務の補助

違反に関する調査を行なった場合、司法警察の代理は、報告書を作成しなければならない。この報告書は、単なる一般情報にしかない。

どのような場合においても、司法警察の代理は、司法警察官が行わなければならない業務を行うことはできない。この禁止規定に反して業務を行った場合、その業務は全て無効とみなす。

第79条（業務上の違反）

司法警察の代理の全ての業務上の違反については、検察官若しくは予審判事が高等検察庁の長官に通知をしなければならない。各事案によるが、高等検察庁長官は、司法大臣若しくは国防大臣に通知し、懲戒の手続を開始しなければならない。懲戒の措置は、高等検察庁長官に通知される。

第80条（懲戒）

内務大臣若しくは国防大臣による懲戒は、違反に対する刑事訴訟の妨げにならない。

業務実施上において、司法警察の代理が違反を起こした場合、裁判業務の利益のために、最高裁判所は、事件の別の担当者への移管を決定することができる。

権限の取り上げの申請は、検察官によって行わなければならない。

第4章 国家警察及び憲兵の管轄の設定

第81条（管轄の設定）

司法警察、国家警察及び憲兵部隊の管轄は、本法第56条（司法警察の任務）の規定によるものである。

さらに軍の違反については、憲兵部隊のみがその司法警察の資格を有する。

国家警察の長及び憲兵部隊の長との協力関係については、政令によって規定する。

国家司法警察機関の設立は、勅令によって行うことができる。

第5章 一部の違反に対する調査の資格を有する公務員及びその他の公的代理

第82条（公務員及び公的代理に対する資格の付与）

特別法で違反の調査権限が付与されている公務員及びその他の公的代理は、その業務を行うとき、検察官の監督権の下におかれる

資格の付与及びその手続は、司法省及び関係省庁の共同省令で規定する。

当該公務員及びその他の公的代理は、自分の業務を忠実にを行うことを宣誓しなければならない。宣誓式は、始審裁判所の前で行う。宣誓書については、司法大臣の省令によって規定する。

違反の調査について、公務員及び代理は、報告書を作成しなければならない。本報告書は、単なる一般情報にしかない。

公務員及び公的代理の全ての業務上の違反については、検察官若しくは予審判事が高等検察庁の長官に通知をしなければならない。高等検察庁長官は、当該公務員若しくは代理が所属する省庁の大臣に通知し、懲戒の手続を開始しなければならない。懲戒の措置は、

高等検察庁長官に通知される。違反があった場合、その懲戒は刑事訴訟の妨げにならない。

第3編 捜査

第1部 総則

第1章 総則

第83条（捜査の秘密性）

捜査は、秘密に行わなければならない。捜査に参加した全ての人、特に検察側の裁判官、弁護士、書記官、警察官、憲兵、公務員、専門家、通訳人、医師及び本法第95条（技術的若しくは科学的鑑定）で規定されている人たちは、職業上の秘密を守らなければならない。

しかし、職業上の守秘行為は、自己の権利の保護の妨げにならない。

また、関係の情報が正しく発信されていない場合において、検察官が公的に発信することを許される。

守秘義務違反の場合、施行されている刑法によって罰せられる。

第84条（捜査による司法警察官の権限の違い）

司法警察官に付与される権限は、本人が所属する捜査の枠組み又は初期捜査の枠組みによって異なる。

第2部 事件の捜査

第1章 重犯罪若しくは中犯罪の現行犯

第85条（現行犯捜査における司法警察官の権限）

重犯罪若しくは中犯罪の現行犯において、司法警察官は、この第2部の規定を遵守しなければならない。

第86条（重犯罪若しくは中犯罪の現行犯の定義）

重犯罪若しくは中犯罪の現行犯とは：

- 行われている最中の犯罪
- 行われた直後の犯罪

犯罪が行われて少し経過した後で、下記の状況であれば、重犯罪若しくは中犯罪の現行犯であるとみなす。

- 被疑者が住民によって追われているとき
- 物、傷又は証拠を明確に持っており、それにその他の状況に合致した場合であって、それによってその者が実行犯であるか、若しくは犯罪に加担したと推察できるとき

第87条（重犯罪若しくは中犯罪の現行犯における身柄拘束）

誰でも、現行犯の重犯罪者若しくは中犯罪者の身柄拘束をすることができ、その者を一番近くにいる司法警察官に引き渡すことができる。

第88条（みなし重犯罪若しくは中犯罪の現行犯）

本法第86条（重犯罪又は中犯罪の現行犯の定義）の規定以外であっても、重犯罪若しくは中犯罪が行われた場所の占有者が、検察官、司法警察官又は司法警察の代理人に依頼して現場検証を行った場合も、重犯罪若しくは中犯罪の現行犯とみなされる。最後の場合、司法警察の代理が、直ちに、司法警察官に報告をしなければならない。

第2章 調査の方法

第89条（重犯罪若しくは中犯罪の現行犯に対する初期の措置）

重犯罪若しくは中犯罪の現行犯の場合、司法警察官が検察官に直ちに報告をしなければならない。

司法警察官は、現場へ行き、その犯罪の調査をしなければならない。司法警察官は、現場の証拠を無くならないよう保全しなければならない。司法警察官は、調査実施が終わるまで現場にいる人たちに対して現場を離れないよう命令をすることができる。

必要があれば、検察官が現場へ行き、捜査の指揮を行うことができる。

緊急時、検察官は、本法第68条（土地管轄の拡張）に基づいて、特定の司法警察官に対して全国的に調査の実施を許可することができる。

第90条（調査及び検証の記録調書）

司法警察官は、調査及び検証の記録調書を作成しなければならない。

第91条（搜索）

司法警察官は、搜索をすることができる。この場合において、司法警察官が、口頭であっても、検察官の許可を得なければならない。

司法警察官は、現場の占有者の立ち会いで搜索を行わなければならない。現場の占有者がいない場合、2人の証人の立ち会いで行わなければならない。証人は、司法警察官によって選任をし、搜索活動に参加している機関である警察若しくは憲兵部隊から選任をすることはできない。

司法警察官は、朝の6時前及び18時以降に搜索を開始することができない。ただし、下記の場合においては、その限りではない。

- 本法第86条（重犯罪若しくは中犯罪の現行犯の定義）による規定の事件

- 本法第 88 条（みなし重犯罪若しくは中犯罪の現行犯）による規定の事件
- 現場から「助けて」の声があった場合
- 一般の国民に公開されている場所の捜索で公開時間中の場合
- 麻薬の製造，保管，売買，流通，使用の場所の捜索の場合

司法警察官は，捜索の記録調書を作成しなければならない，その中で下記の項目を記載しなければならない。

- 検察官からの許可，その許可の日付及び時間
- 場所の占有者若しくは証人の表示

司法警察官は，弁護士の事務所の捜索をすることができない。検察官若しくは予審判事のみが，弁護士会の会長，その代表団又は弁護士本人の立ち会いにおいて，弁護士の事務所を捜索することができる。

1 人の検察官若しくは予審判事の立ち会いの下で，情報機関（メディア）の職業上の自由が担保され，情報を滞りなく発信できるように保障できる場合において，司法警察官がメディア機関の建物を捜索することができる。

第 92 条（証拠物の封印）

司法警察官は，証拠物を押収することができる。証拠物を封印しなければならない。

押収の証拠物を場所の占有者若しくは証人に対して見せた後，司法警察官は，押収した証拠物の記録調書及びその目録を作成しなければならない。その記録調書には，場所の占有者若しくは二人の証人が署名をし，指紋押捺をしてもらわなければならない。

第 93 条（尋問の記録調書）

司法警察官は，犯罪の被疑者を呼び出したり，自分の機関に同行を求めて尋問を行ったることができる。

尋問の結果については，記録調書を作成しなければならない。

記録調書には，尋問された人の陳述を正確に記録しなければならない。必要に応じて，通訳人を選任することができる。その通訳人に，正確に通訳することの宣誓を信仰又は宗教の下で行わせなければならない。通訳人を警察官，憲兵又は当該事件に係る者から選ぶことはできない。

記録調書の各ページには，陳述者の署名及び指紋押捺をしなければならない。

署名及び指紋押捺をする前に，陳述をした人は，その記録調書を再度読み上げなければならない。必要な場合，司法警察官は，大きな声でその記録調書を読み上げなければならない。司法警察官は，通訳人を呼ぶことができる。またその人が署名及び指紋押捺を拒絶した場合，司法警察官がその旨を記録調書に記載しなければならない。

第 94 条（現行犯捜査の場合の出頭命令）

事件の情報を得るために、司法警察官は、どのような人でも呼び出して尋問をすることができる。

呼出を受けた者は、出頭しなければならない。それを拒絶した場合、司法警察官は、検察官に通知し、出頭命令を出してもらわなければならない。この出頭命令には、関係者の表示、期日、検察官の署名及び公印を押さなければならない。出頭命令によって、司法警察官は、公権力を使って強制的に出頭をさせることができる。本法第93条（尋問の記録調書）第2項から第5項までを適用する。

第95条（技術的若しくは科学的鑑定）

技術的若しくは科学的鑑定が必要な場合、司法警察官がその専門家に依頼をすることができる。もしその専門家が本法第163条（専門家の国家名簿）の規定による専門家名簿に載っていない場合、その専門家に宣誓を信仰又は宗教の下で行わせ、裁判所に協力をしてもらわなければならない。

第3章 身柄拘束

第96条（身柄拘束）

捜査上の必要に応えるために、司法警察官は、犯罪の被疑者の身柄を拘束することができる。また、下記の条件が成就した場合、司法警察官は、犯罪に係る情報が得られそうな人の身柄を拘束することもできる。

- 情報提供可能な人であるが、その情報の提供を拒絶した場合
- 検察官から書面で身柄拘束を許可した場合。

司法警察官は、直ちに、検察官に報告をし、それに身柄拘束に必要な全ての証拠も付けなければならない。身柄拘束は、48時間までである。時間の計算の起点は、本人が警察機関若しくは憲兵機関への到着時である。

重犯罪に関しては、身柄を拘束された者は、犯罪者である証拠が少しでもあり、拘束の延長によって捜査活動が円滑にできれば、その身柄拘束期間を延長することができる。身柄拘束の期間延長をするには、検察官の許可を得なければならない。検察官は、その合理性を確認しなければならない。身柄拘束の期間延長の許可は、書面で行わなければならない。それにその延長の理由も明示し、さらにそれを事件の記録に綴じ込まなければならない。拘束期間の延長は、特別な措置である。その延長期間は、輸送時間を除いて24時間までとする。

身柄を拘束された人は、未成年者であれば、その身柄拘束の期間延長を許可することはできない。

重犯罪の場合において、14歳から16歳未満までの未成年者の身柄拘束は、36時間を超えることができない。

中犯罪の場合において、14歳から16歳未満までの未成年者の身柄拘束は、24時間を超えることができない。

重犯罪の場合において、16歳から18歳未満までの未成年者の身柄拘束は、48時間を超えることができない。

中犯罪の場合において、16歳から18歳未満までの未成年者の身柄拘束は、36時間を超えることができない。

14歳未満の未成年者の身柄を拘束することはできない。

第97条（身柄拘束についての記録調書）

ある人の身柄拘束を決定するとき、司法警察官は、直ちにその決定を本人に通知し、その身柄拘束の決定の理由も知らせなければならない。司法警察官は、本法第98条（身柄拘束時の弁護士の支援）で規定されている権利を有することも、本人に伝えなければならない。必要であれば、司法警察官は、通訳人を呼ぶこともできる。司法警察官は、その身柄拘束について、直ちに記録調書を作成し、その記録調書に下記の項目を記載しなければならない。

- 身柄拘束を命令した司法警察官の氏名及び職位
- 身柄拘束された人の表示
- 身柄拘束の理由
- 身柄拘束の期日及び時間
- 本法第98条（身柄拘束時の弁護士の支援）で規定されている権利の通知について
- 通訳人がいた場合の通訳人の氏名

本記録調書を身柄拘束された人に読ませた後、本人の署名又は指紋押捺をもらわなければならない。もし身柄拘束をされた人が読み書きできない場合、司法警察官は、その記録調書を読み上げなければならない。もし身柄を拘束された人が署名若しくは指紋押捺を拒絶した場合、司法警察官がその旨を記録調書に記載しなければならない。記録調書は、事件記録に綴じ込まなければならない。

第98条（身柄拘束時の弁護士の支援）

身柄拘束を開始してから24時間経過後、身柄を拘束された人は、弁護士又は事件に関与した人以外で自分が指名した人と話をすることを要求することができる。その人には、直ちにかつ緊急的に、あらゆる手段で通知をしなければならない。その人は、話の内容を守秘することを条件に30分会話をすることができる。話をした後、その人が書面で記録し、事件の記録に付けることができる。

第99条（身柄拘束時の医師の支援）

検察官又は司法警察官は、いつでも、医師に、拘束された人の診察を求めることができ

る。医師は、身柄を拘束された人の健康状態が拘束に耐えられるかどうかを診断しなければならない。

もし医師が身柄を拘束された人の健康状態は拘束に耐えられないと判断した場合、司法警察官は、直ちに、検察官に報告をしなければならない。医師は、拘束された人の健康状態が身柄拘束に耐えられないことの診断書を発行し、それを事件の記録に綴り込まなければならない。

司法警察官は、その医師の氏名、その健康診断の年月日及び時間を記録調書に記載しなければならない。

検察官は、直接現場へ行き、身柄拘束の条件を確認することができる。

第100条（拘束された未成年者）

身柄を拘束された人が未成年者の場合、司法警察官が、直ちに、その未成年者の親、法定代理人又は保護者にあらゆる手段で伝えなければならない。

第101条（身柄拘束簿）

身柄拘束者を受ける警察機関及び憲兵機関の各事務所において、身柄拘束簿を1つ備えなければならない。

全ての拘束事件は、身柄拘束簿に登録し、下記の項目を記載しなければならない。

- 拘束命令を出した司法警察官の氏名及び職位
- 拘束された人の表示
- 拘束開始期日及び時間、身柄拘束が解かれた期日及び時間
- 拘束期間延長があった場合の拘束延長許可者の氏名及び職位
- 医師による診察があった場合の身柄拘束者の診察をした医師の氏名
- 拘束期間経過後の裁判所機関の決定の種類

この登録簿は、裁判所機関のために常時保管しなければならない。

第102条（身柄拘束のまとめの記録調書）

全ての身柄拘束は、そのまとめの報告書を作成しなければならない。

まとめの記録調書には、下記の項目を記載しなければならない。

- 拘束命令を出した司法警察官の氏名及び職位
- 拘束された人の表示
- 身柄拘束の理由
- 拘束開始期日及び時間
- 検察官への通知の手續
- 本法第100条（拘束された未成年者）を適用した場合の通知の手續
- 身柄拘束された人を診察した医師の氏名

- 本法第98条（身柄拘束時の弁護士の支援）を適用した場合，身柄拘束者と会話をした人の表示
 - 身柄拘束延長を許可した裁判官の氏名及び職位
 - 各尋問時間及び休憩時間
 - 身柄拘束の期日及び時間
 - 身柄拘束終了時の裁判所機関の決定の種類
 - 身柄拘束実行の条件及び起こり得る事柄
- このまとめの記録調書は，事件記録に閉じこまなければならない。

第4章 身柄の送検

第103条（身柄を拘束された人の送検）

身柄拘束期間を経過したら拘束された人を

- 検察官に送検する
- 釈放する

この決定は，検察官が行う。

第104条（送検の期間）

身柄拘束者を検察官に送検した場合，直ちに，検察官の面前に連れて行かなければならない。

輸送の難しさや輸送距離の長さの特別な事情によって，身柄拘束者の検察官への送検が当日にできない場合，検察官によって，その送検の期間を延長することができる。

あらゆるケースにおいて，身柄拘束者の検察官への送検は，できるだけ最短の時間で行わなければならない。

送検の遅延の理由は，司法警察官によって事件記録に記載し，検察官に提出しなければならない。

第5章 実際の事件での尋問の方法

第105条（傍受の禁止等）

司法警察官は，傍受及び電話での会話の録音を命令する権限はない。司法警察官は，ファックスやインターネットのメール等の通信方法による通話の傍受又は会話の録音等を命令する権限はない。

第106条（実際の捜査の期間）

実際の事件の捜査期間は，実行の日から7日間を超えることはできない。捜査は，この

期間内において常時行わなければならない。もし捜査を7日間以内に終えることができない場合、司法警察官は、検察官の意見を求めなければならない。

第107条（検察官への記録調書の送付）

捜査終了後、司法警察官は、検察官に記録調書及び証拠を送らなければならない。

ある人の身柄を検察官へ送検をするときは、記録調書及びその証拠も同時に送らなければならない。

第108条（記録調書への記載事項）

司法警察官が作成する記録調書には、次の項目を記載しなければならない。

- 司法警察官の氏名及び職位
- 司法警察官が所属する機関
- 期日

各ページには、司法警察官が署名をしなければならない。

削除の文言及び参照があった場合、司法警察官の同意の確認が必要であり、ページの縁に司法警察官が署名をしなければならない。

尋問又は身柄拘束の記録には、関係者の表示をしなければならない。

第109条（規定に違反した場合の無効化）

下記の本法条文の規定の方法及び手続は絶対に守らなければならない。そうでない場合、その手続は無効である。

- 第90条（調査及び検証の記録調書）
- 第91条（捜索）
- 第92条（証拠物の封印）
- 第93条（尋問の記録調書）
- 第94条（現行犯捜査の場合の出頭命令）
- 第95条（技術的若しくは科学的鑑定）
- 第96条（身柄拘束）
- 第97条（身柄拘束についての記録調書）
- 第98条（身柄拘束時の弁護士の支援）
- 第99条（身柄拘束時の医師の支援）
- 第100条（拘束された未成年者）
- 第105条（聞き取りの禁止等）
- 第106条（実際の捜査の期間）
- 第108条（記録調書への記載事項）

第110条（裁判官の考察権）

原則として、記録調書は、あくまで情報の価値しかない。しかし、司法警察官の記録調書は、“原資料”として保存し、つまりそれを覆す証拠が出るまで信じなければならない資料である。それを覆す証拠は、いつでも、どのような合法的な手段でも、裁判官に提出をすることができる。

実際の犯罪捜査の枠組みにおいて、裁判官は、司法警察官が作成した記録調書を自由に考察することができる。

第3部 初期捜査

第1章 初期捜査

第111条（初期捜査の開始）

重犯罪、中犯罪又は軽犯罪である可能性のある事件を知った場合、司法警察官は、自分で初期捜査を行うことができ、又は検察官の依頼によって初期捜査を行うことができる。

第112条（初期捜査に対する手続）

本法の下記の条文は、初期捜査にも適用する。

- 第90条（調査及び検証の記録調書）
- 第95条（技術的若しくは科学的鑑定）
- 第105条（聞き取りの禁止等）
- 第107条（検察官への記録調書の送付）
- 第108条（記録調書への記載事項）

第113条（搜索）

もしその初期捜査が重犯罪若しくは中犯罪に関係する場合、司法警察官は、搜索及び証拠の押収をすることができる。

司法警察官は、まず現場の占有者の明確及び正確な同意を得なければならない。

上記の同意は、書面で行わなければならない。しかも現場の占有者が直に書かなければならない。もし現場の占有者が文字の読み書きができない場合、記録調書に明確に現場の占有者が文字の読み書きができないが、搜索に同意したと記載をしなければならない。

もし現場の占有者が不在であるか、搜索を拒絶した場合、土地管轄の始審裁判所の所長は、検察官の申立てで搜索を許可することができる。その搜索の指揮は、検察官が直接行わなければならない。搜索は、現場の占有者の立ち会いで搜索を行わなければならない。現場の占有者がいない場合、2人の証人の立ち会いで行わなければならない。証人は、検察官によって選任される。証人は、その搜索活動に参加している機関である警察官若しくは憲兵であってはならない。搜索活動は、朝の6時前及び18時以降に開始をすることができる。

きない。

証拠物の押収において、本法第92条（証拠物の封印）を適用する。

第114条（出頭命令，初期捜査）

司法警察官は、犯罪の加担者であると疑われる人又は事件に関する情報を得られる人を呼び出して尋問をすることができる。

呼出を受けた者は、出頭しなければならない。それを拒絶した場合、司法警察官は、検察官に通知し、出頭命令を出してもらわなければならない。この出頭命令には、関係者の表示、期日及び検察官の署名及び公印を押さなければならない。出頭命令によって、司法警察官は、公権力を使って強制的に出頭をさせることができる。

第115条（尋問の陳述の記録調書，初期捜査）

各尋問の陳述について、その記録調書を作成しなければならない。

記録調書には、関係者の陳述を正確に記載しなければならない。必要に応じて、通訳人を呼び、その通訳人に正確に通訳することの宣誓を信仰又は宗教の下で行わせなければならない。通訳人を同事件に係る警察官若しくは憲兵から選ぶことはできない。

第116条（被疑者の身柄拘束）

重犯罪若しくは中犯罪の初期捜査を行うとき、本編の第2部（事件の捜査）第3章（身柄拘束）及び第4章（身柄の送検）の規定を準用する。

第117条（規定に違反した場合の無効化）

初期捜査の枠組みにおいて、下記の本法条文の規定の方法及び手続は絶対に守らなければならない。そうでない場合、その手続は無効である。

- 第96条（身柄拘束）
- 第97条（身柄拘束についての記録調書）
- 第100条（拘束された未成年者）
- 第105条（聞き取りの禁止等）
- 第107条（検察官への記録調書の送付）
- 第113条（捜索）
- 第114条（出頭命令，初期捜査）

第118条（裁判官の考察権）

原則として、記録調書は、あくまで情報の価値しかない。しかし、司法警察官の記録調書は、“原資料”として保存し、つまりそれを覆す証拠が出るまで信じなければならない資料である。それを覆す証拠は、いつでも、どのような合法的な手段でも、裁判官に提出

をすることができる。

初期捜査の枠組みにおいて、裁判官は、司法警察官が作成した記録調書を自由に考察することができる。

第4部 捜査段階で押収した物の所有者への返還

第1章 捜査段階で押収した物の所有者への返還

第119条（当局者による元の所有者に対する押収された物の返還）

捜査の段階で押収した物で、事実を証明する効果がなく、それに所有権についての異議申立てがない場合、検察官は、元の所有者に返還命令を発しなければならない。

しかし、押収した物で、個人又は財産に被害を与える恐れのある物、例えば、銃器類、爆発物等及び違法所持された物については、返還をすることはできない。それらの物は、国の財産とし、又は廃棄処分の対象となる。

返還がなされない場合、検察長官に異議申立てをすることができる。

捜査中又は裁判中、検察官及び検察長官が返還をする義務はない。捜査を終え、不起訴が確定した場合、検察官及び検察長官が返還命令を発しなければならない。

第120条（押収された物の元の所有者への返還）

起訴された裁判所が確定の判断を下し、その中で元の所有者への物の返還についての判断がなされない場合で、返還の申立てがあったときは、その物の所有権に関する異議申立てがない限り、検察官又は検察長官は、事案別で返還の判断をすることができる。

第4編 捜査

第1部 予審判事

第1章 総則

第121条（捜査の秘密性）

捜査は、秘密に行わなければならない。捜査に参加した全ての人、特に裁判官、弁護士、書記官、警察官、憲兵、公務員、専門家、通訳人、医師及び本法第95条（技術的若しくは科学的鑑定）で規定されている人たちは、職業上の秘密を守らなければならない。

しかし、職業上の守秘行為は、自己の権利の保護の妨げにならない。

また、関係の情報が正しく発信されていない場合において、検察官が公的に発信することを許される。

守秘義務違反の場合、施行されている刑法によって罰せられる。

第122条（捜査の実施）

重犯罪の場合、捜査を絶対しなければならない。中犯罪の場合、捜査を行ってもよいし、行わなくてもよい。

第123条（土地管轄）

管轄を有する裁判官は、次のとおりである。

- 犯罪が発生した場所の予審判事
- 罪を犯した被疑者の住所地又は居所の予審判事
- 被疑者が逮捕された場所の予審判事

異なる始審裁判所の複数の裁判官の間で対立があり、同じ刑事事件の訴えを全員が受領した場合、この事件を捜査委員会長に送付し、判断をしてもらわなければならない。

複数の捜査委員会間の土地管轄の争いについては、最高裁判所長官が判断する。

その判断は、争いを終わらせる。

第124条（捜査請求決定）

捜査は、本法第44条（捜査の着手）の検察官の捜査を請求する決定の送付によって開始される。

捜査は、本法第44条（捜査の着手）を準用し、氏名が明示される1人若しくは複数名に対して行うことができ、氏名不詳の人物に対しても行うことができる。

検察官の聞き取り捜査請求決定がなければ、予審判事は、聞き取り捜査活動を行うことはできない。

原告として提起した民事訴訟を受領した場合、予審判事は、本法第139条（検察官への訴訟の送付）及び第140条（供託金の支払）に従わなければならない。

第125条（訴えの範囲）

予審判事は、検察官から送付されてきた聞き取り捜査請求決定の中の訴えを受領する。予審判事は、その訴えに記載されている事実についてのみ聞き取り捜査を行うことができる。

聞き取り捜査の過程で新たに刑法違反に当たるような事実を発見した場合、予審判事が検察官に通知しなければならない。検察官は、追加の聞き取り捜査請求で、その新しい事実についての聞き取り捜査を予審判事に求めることができる。もしその追加の聞き取り捜査請求がない場合、予審判事は、その新事実についての捜査を行うことはできない。

しかし、新事実は、すでに受け取った聞き取り捜査請求に記載された事実を補強するだけであれば、予審判事は、追加の聞き取り捜査請求がなくても、それを捜査することができる。

第126条（被疑者を捜査の管理下に置く）

予審判事は、聞き取り捜査請求決定によって氏名の特定された被疑者を捜査の管理下に置かなければならない。

被疑者に関係する確度の高い証拠があった場合、聞き取り捜査請求決定に氏名の記載がなくても、予審判事は、捜査の管理下に置くことができる。

予審判事は、その被疑者を加害者、首謀者又は共犯者として捜査の管理下に置くことができる。

第127条（有罪のための捜査及び無罪のための捜査）

真実を追求するのに役立つのであれば、予審判事は、法の下でどのように捜査をしてもかまわない。

予審判事は、有罪に持ち込むための捜査を行ってもいいし、無罪に持ち込むための捜査を行ってもいい。

第128条（書記官の支援）

予審判事には、必ず1人の書記官が付かなければならない。どのような場合であっても、書記官は、予審判事の仕事を代わりに行うことができない。

第129条（書記官の役割）

捜査記録は、書記官が保管をしなければならない。書記官は、できるだけ捜査記録の各種資料を書き写さなければならない。書き写した資料には、原本に相違がないと記載をしなければならない。それらの資料を予備として保管をしなければならない。

記録の全ての資料には、番号を時系列どおりに振らなければならない。

記録及び予備の書類は、予審判事の庁舎の書記官の事務所若しくは裁判所の安全な部屋で保管しなければならない。

弁護士及びその事務担当者は、予審判事の許可で、自分の費用で、書記官の管理の下で資料を複写することができる。

第130条（予審判事及び書記官の現場訪問）

物の検証、搜索及び証拠の押収のために必要であれば、予審判事は、始審裁判所の土地管轄の範囲内で、書記官を同行し、現場に出向いて捜査を行うことができる。

その現場捜査については、予審判事が検察官に通知をしなければならない。検察官は、予審判事と一緒に同行をすることもできる。

捜査上の必要性があれば、予審判事は、書記官と一緒に、全国的に捜査を展開することができる。この場合において、予審判事は、行先を管轄する高等検察庁の検察官に事前通知をしなければならない。

予審判事は、その捜査の記録調書を作成しなければならない。

第131条（捜査委任の決定）

本法第173条（捜査委任決定）及び第184条（司法警察官による記録調書の作成）で規定されている条件の下で、予審判事は、他の裁判官又は司法警察官若しくは司法警察機関に対して、その捜査を委任することができる。

第132条（検察官による業務実施依頼）

捜査段階のどの時点であっても、必要があれば、検察官が予審判事に対して、ある項目について捜査を依頼することができる。

もし検察官からの依頼どおりの捜査を行わない場合、予審判事が15日以内にそれを拒絶する決定を出さなければならない。その決定には、拒絶の理由を記載しなければならず、直ちに検察官に送らなければならない。

もし予審判事がその15日間以内に依頼に対する対応がなされない場合、検察官は、申立書で捜査委員会に直接訴えを行うことができる。

第133条（被疑者による捜査依頼）

捜査期間中、被疑者は、いつでも、予審判事に、自分に対する聞き取り捜査を依頼したり、民事訴訟の原告若しくは証人に対する聞き取り捜査を依頼したり、相手と対面する聞き取り捜査を依頼したり、現場捜査を依頼したりすることができる。その依頼は、書面で行わなければならない、その理由も付けなければならない。

もしその依頼どおりに行わない場合、予審判事は、依頼を受け取ってから1か月以内に依頼を拒絶する決定を出さなければならない。その決定には、理由を付けなければならない、さらに直ちに検察官及び依頼者本人に通知しなければならない。

もし依頼された捜査が1か月以内に実施されなければ、書面で捜査委員会に直接訴えて、予審判事の代わりに決定をしてもらうことができる。

第134条（民事訴訟の原告による捜査依頼）

捜査段階のどの時点であっても、民事訴訟の原告は、予審判事に自分の陳述を聞いてもらうことを依頼したり、証人若しくは被疑者の陳述を聞いてもらうように依頼したり、対面の聞き取りをしてもらったり、現場での捜査をしてもらうことを依頼したりすることができる。依頼は、書面で、理由も付けて行わなければならない。

もしその依頼どおりに行わない場合、予審判事は、依頼を受け取ってから1か月以内に依頼を拒絶する決定を出さなければならない。その決定には、理由を付けなければならない、さらに直ちに検察官及び民事訴訟の原告に通知しなければならない。

もし予審判事がその1か月以内に依頼に対する対応がなされない場合、民事訴訟の原告は、申立書で捜査委員会に直接訴えて、予審判事の代わりに決定をしてもらうことができ

る。

第135条（捜査記録を検察官への送付）

検察官は、いつでも捜査記録を見ることができ、又はチェックをするために捜査記録を送付してもらうことができるが、24時間以内に戻さなければならない。

第136条（聞き取り捜査時の検察官の参加）

聞き取り捜査時、特に被疑者に対する対面の聞き取り捜査時、検察官は、いつでも参加することができる。

第137条（民事訴訟の原告としての補助参加）

聞き取り捜査着手時、被害者であると称する全ての人は、いつでも民事訴訟の原告として、予審判事の前に参加をすることができる。

民事訴訟の原告として補助参加するときは、特に手続は不要である。

もし書面で民事訴訟の原告として補助参加をするときは、その書面を記録調書に綴じ込まなければならない。口頭での補助参加の場合、予審判事が記録調書に記載をしなければならない。

民事訴訟の原告としての補助参加をするとき、予審判事は、検察官及び被疑者に通知をしなければならない。

第138条（民事訴訟の原告としての訴え）

重犯罪若しくは中犯罪の被害者は、原告として民事訴訟を担当の予審判事に提起することができる。訴状は、被害者の代理人として弁護士が提出をすることもできる。

第139条（検察への訴訟の送付）

予審判事は、決定で、原告として提起された民事訴訟に対してコメントをしなければならない。予審判事は、その訴えを検察官に送付しなければならない。

この原告として提起された民事訴訟を受け取った後、検察官は、捜査請求を決定で予審判事に対して発出しなければならない。提起された民事訴訟は、特定の被告1人若しくは複数人に対して起こされたとしても、捜査請求は、氏名不詳の人物に対してしてもよい。

刑事起訴可能期間が過ぎた場合、若しくは刑事事件として不起訴処分の場合、検察官が予審判事に捜査をしないように求めることができる。

もし予審判事が捜査をしないと判断した場合、その理由を付けて、決定で、直ちに民事訴訟の原告に通知しなければならない。

もし捜査を行うと判断した場合、予審判事が理由を付けて、決定で、直ちに検察官に通知しなければならない。

第140条（供託金の支払）

民事訴訟の原告の財力及び事件の難しさを基に、予審判事は、決定で、民事訴訟の原告が支払わなければならない金額及びその期日を決めなければならない。

もし民事訴訟の原告がその供託金を支払えない場合、予審判事は、それを免除することができる。本決定は、直ちに民事訴訟の原告に通知しなければならない。

供託金が支払われたとき、民事訴訟の原告に、裁判所所長、検察官及び書記官の署名付きの領収証が交付される。

もし供託金が予審判事の決定した期日内に支払われなかった場合、予審判事が、決定で、その民事訴訟を受領できないことを直ちに民事訴訟の原告に通告する。

手続の終了後、供託金は、本人に還付される。ただし、本法第141条（濫用又は手続遅延の訴え）を適用した場合、この限りでない。

第141条（濫用又は手続遅延の訴え）

もし原告として民事訴訟が提起され、その捜査が着手されたが、不起訴によってその捜査が終了された場合、予審判事がその民事訴訟は濫用され、若しくは遅延行為であると判断したときは、決定で、民事訴訟の原告に対して民事の過料を科することができる。過料の金額は、供託の金額を超えることはできない。この過料の決定は、直ちに本人に通知をしなければならない。

第142条（損害修復の訴え）

もし原告として民事訴訟が提起され、その捜査が着手されたが、不起訴によりその捜査の終了が確定された場合で、しかもその訴訟が濫用されたか、若しくは遅延行為であったとき、その訴訟に登場されている人物が訴訟を起こした人に対して損害修復の訴えを起こすことができる。

この損害修復の訴えは、捜査を行った始審裁判所に提起をしなければならない。裁判所は、審査をするために事件の記録を請求することができる。

第2章 予審判事の調査

第1節 調査に置かれたことの通知

第143条（調査に置かれたことの通知）

最初の出頭時、予審判事は、被疑者の身分を確認し、その容疑及び法律で規定している罪名を伝えなければならない。予審判事は、被疑者に答えてもいいし、答えなくてもいいと伝える。そのことを最初の出頭記録調書に記載をしなければならない。

もし被疑者が答えたい場合、予審判事がその答えを聞かなければならない。

予審判事は、被疑者に弁護士会の規則に基づいて弁護士を任意に選任し、若しくは弁護

士を選任してもらうことができる旨を伝えなければならない。

被疑者が未成年者の場合、必ず弁護士が立ち会わなければならない。もし被疑者が弁護士を任意で選任しなければ、弁護士会の規則に基づいて選任をしなければならない。

第1回目の出頭後、もし被疑者が拘束されない場合、自分の所在の住所を予審判事に伝えなければならない。被疑者には、次のことが通知される。

- 居住地を変更した場合、必ず予審判事に報告をしなければならない。
- 被疑者が報告した最後の居住地の住所に伝達された情報は、被疑者に直接伝えたとみなす。

通知及び居住地の変更に関する項目は、最初の出頭の記録調書に記載をしなければならない。

第144条（通訳人の支援）

必要があれば、予審判事は、通訳人を呼び出さなければならない。通訳人は、信仰又は宗教の下で裁判所を支援し、陳述を正しく通訳することを宣誓しなければならない。どのような場合においても、通訳人を裁判官、書記官、警察官、憲兵、当事者若しくは証人から選ぶことはできない。

第2節 被疑者の尋問

第145条（尋問時の弁護士の立ち会い）

尋問に弁護士が立ち会わなければならない場合、予審判事は、立ち会いの弁護士を少なくとも尋問の5日前までに呼び出さなければならない。その間、弁護士は、事件の手の記録を読むことができる。

被疑者の尋問は、自分の弁護士に立ち会いの下でしかされない。しかし、もし適切に呼び出された弁護士が定められた期日及び時間に現れない場合、弁護士不在でも尋問をすることができる。その不在を記録調書に記載しなければならない。

被疑者が弁護士の立ち会いを明確に放棄した場合において、予審判事が弁護士を呼び出さずに尋問をすることができる。その放棄については、記録調書に記載しなければならない。

緊急時、予審判事が弁護士を呼び出さずに尋問をすることもできる。その緊急性とは、死亡の危険性があるか、若しくは証拠の滅失の危険性がある場合である。その緊急性の種類は、記録調書に記載をしなければならない。

この尋問は、本法第144条（通訳人の支援）の規定に基づいて通訳人を呼び出すことができる。

第146条（予審判事の許可による尋問）

被疑者を尋問するとき、予審判事の許可があれば、検察官若しくは弁護士も尋問をする

ことができる。

許可されない場合、その旨を記録調書に記載をしなければならない。

第147条（追及）

被疑者を追及尋問するとき、本法第145条（尋問時の弁護士の立ち会い）及び第146条（予審判事の許可による尋問）の規定も適用する。

第148条（尋問の最長期間）

最初の出頭から4か月が経過した場合、被疑者を尋問又は追及の尋問をすることはできない。被疑者から要求があった場合、尋問をしなければならない。もし予審判事が要求の日から1か月以内に被疑者を呼び出して尋問をしなければ、その被疑者は、捜査委員会に直接訴えて、尋問をしてもらうことができる。その時の記録調書は、予審判事に送られる。

第149条（被疑者の自己防御）

弁護士は、拘束されている被疑者と留置所でいつでも会うことができる。弁護士と被疑者の会話を聞いたり録音をしたりすることはできない。弁護士は、事件の記録を被疑者に読んで聞かせることができる。しかし、その記録のコピーを被疑者に渡すことはできない。

第3節 民事訴訟の原告の尋問

第150条（民事訴訟の原告の尋問）

民事訴訟の原告は、弁護士に同行をしてもらうことができる。

この場合、予審判事は、弁護士を少なくとも尋問の5日前までに呼び出さなければならない。その間、弁護士は、事件の手続の記録を読むことができる。

民事訴訟の原告の尋問は、弁護士の立ち会いの下でしかされない。しかし、もし適切に呼び出された弁護士が定められた期日及び時間に現れない場合、弁護士不在でも民事訴訟の原告を尋問することができる。その不在を記録調書に記載しなければならない。

民事訴訟の原告が弁護士の立ち会いを明確に放棄した場合において、予審判事が弁護士の立ち会いなしでも民事訴訟の原告を尋問することができる。その放棄については、尋問調書と別の記録調書に記載しなければならない。

緊急時、予審判事が弁護士を呼び出さずに民事訴訟の原告を尋問することもできる。その緊急性とは、死亡の危険性があるか、若しくは証拠の滅失の危険性がある場合である。その緊急性の種類は、尋問の記録調書に記載をしなければならない。

この尋問は、本法第144条（通訳人の支援）の規定に基づいて通訳人を呼び出すことができる。

第151条（予審判事の許可による尋問）

尋問をするとき、予審判事の許可があれば、検察官若しくは弁護士も尋問をすることができる。許可されない場合、その旨を記録調書に記載をしなければならない。

第152条（追及又は相手との対面尋問）

民事訴訟の原告を尋問するとき、本法第150条（民事訴訟の原告の尋問）及び第151条（予審判事の許可による尋問）の規定も適用する。

第4節 証人尋問

第153条（証人尋問）

真実を追求するのに役立つのであれば、予審判事は、どの人でも尋問をすることができる。

予審判事は、被疑者及び民事訴訟の原告を立ち会わせずに証人を別々に尋問する。また、予審判事は、被疑者及び民事訴訟の原告と証人を対面させて尋問をすることもできる。

証人として呼び出された者は、必ず出頭しなければならない。

出頭を拒絶した場合、予審判事が公権力を依頼して、強制的に証人を連れてくることができる。予審判事は、出頭命令を出す。その命令には、証人の表示、それに期日及び予審判事の署名及び公印がなければならない。

第154条（証人の宣誓）

尋問に答える前に、証人は、信仰又は宗教の下で真実を話すと宣誓をしなければならない。宣誓の文言は、本法の付録によって規定する。

第155条（通訳人の支援）

予審判事は、本法第144条（通訳人の支援）の規定に基づいて、証人の尋問に通訳人を呼ぶことができる。

第156条（宣誓不要な証人）

下記の人々に対する尋問は、宣誓をさせる必要がない。

1. 被疑者の父母及び尊属
2. 被疑者の息子娘及び卑属
3. 被疑者の兄弟
4. 被疑者の義理の兄弟
5. 被疑者の夫、妻、元夫又は元妻
6. 14歳未満の子供

第157条（尋問不可の一部の証人）

自己防衛権を守るために、予審判事は、犯罪の被疑者に、証人としての尋問を行うことはできない。この場合において、予審判事は、本法第143条（調査に置かれたとの通知）を適用しなければならない。

第158条（証人の居住地に出向く）

証人が病気又は移動できない場合、予審判事及び書記官は、証人の居住地又は居所に向いて尋問をすることができる。

第5節 搜索及び証拠物の押収

第159条（搜索の実施方法）

予審判事は、搜索をすることができる。

予審判事は、場所の占有者の面前、若しくは占有者がいない場合は2人の証人の前で搜索をしなければならない。証人は、その搜索に参加している警察官又は憲兵から選任をすることはできない。

予審判事は、朝の6時前又は18時以降に搜索を開始することはできない。ただし、次の場合、その限りではない。

- 一般住民に広く公開されているところの搜索
- 麻薬類の製造、保管、売買、流通又は使用している場所の搜索

弁護士の事務所の搜索の場合、弁護士会の会長若しくはその代表団の面前で行われなければならない。

予審判事は、搜索の記録調書を作成し、自分と書記官及び場所の占有者若しくは2人の証人が署名をしなければならない。

記録調書には、占有者の表示又は各証人の表示を記載しなければならない。搜索は、弁護士事務所で行われた場合、弁護士会の会長若しくはその代表団の立ち会いについても記載をしなければならない。

第160条（証拠物の封印）

予審判事は、証拠物を押収することができる。証拠物を封印しなければならない。

押収された証拠物を場所の占有者若しくは2人の証人に見せた後、予審判事は、その証拠物の押収及び押収物の目録を作成しなければならない。押収に関する記録調書には、予審判事、書記官及び場所の占有者又は2人の証人が署名をしなければならない。記録調書には、場所の占有者又はそれぞれの証人の表示の記載をしなければならない。

第161条（予審判事による押収物の元の所有者への返還）

事件に対する解決に係る決定が出されていない状態において、押収物に係る所有権につ

いての明確な異議がない場合、その押収物を元の所有者への返還については予審判事がその権限を有する。その返還について、検察官の意見を受けて、予審判事が理由を付けて決定で行う。もしその返還についての申立てがあった場合、申立者若しくはその弁護士に対してその決定を通知しなければならない。

もし証拠物の返還によって真実が証明できなくなる恐れがあった場合、それを返還してはならない。

押収物で、個人又は財産に被害を与えるような物、例えば、銃器類、爆発物等及び違法所持された物については、返還してはならない。それらの押収物は、国の財産となる。

第6節 鑑定

第162条（鑑定の必要性）

技術的な問題が発生した場合、予審判事が職権で、若しくは検察官、被疑者又は民事訴訟の原告の申立てで、鑑定を命令することができる。

鑑定を拒絶した場合、予審判事がその理由を付けて、決定で行わなければならない。鑑定の申立てが検察官から出された場合、予審判事は、5日以内に決定を出さなければならない。被疑者若しくは民事訴訟の原告から出された場合、1か月以内に決定を出さなければならない。その決定は、直ちに申立人に通知しなければならない。

第163条（専門家の国家名簿）

専門家の国家名簿を作成しなければならない。この名簿は、司法大臣によって作成しなければならない。登録手続及び削除手続は、省令で規定しなければならない。

登録された専門家は、プノンペン的高等裁判所で、信仰又は宗教の下で正義のために誠実に支援することを宣誓しなければならない。鑑定を行うとき、すでに登録された専門家は、再度宣誓をする必要はない。

第164条（国家名簿に載っていない専門家の選任）

通常、予審判事は、専門家を国家名簿から選任しなければならない。

予審判事は、国家名簿に載っていない専門家を選ぶこともできるが、その場合、その特別な理由を決定に記載しなければならない。また、その専門家に自分の信仰又は宗教の下で正義のために誠実に支援することを宣誓させなければならない。

第165条（専門家選任の決定）

専門家は、予審判事の決定によって選任される。その決定には、専門家の任務及びその実施期間を規定しなければならない。

任務は、あくまで技術関連のみである。

可能であれば、予審判事は、専門家に、押収された物の一部若しくは全部渡す。予審判事は、押収された物の専門家への引渡しについて、記録調書を作成しなければならない。専門家は、鑑定をするために封印を解いてもいい。もし専門家が押収された物に損傷若しくは破壊をするようなことがあれば、実施をする前に予審判事に通知し、事前の許可をもらわなければならない。

第166条（予審判事による専門家の鑑定業務の監督）

専門家は、予審判事の監督の下で鑑定を行わなければならない。専門家は、鑑定の難しさなどの実施状況を予審判事に報告をしなければならない。

もし専門家が予審判事の決めた期間内に鑑定できない場合、予審判事は、この専門家の代わりに鑑定をしてもらうことができる。しかし、必要性があれば、予審判事は、その期間の延長を許可することもできる。

第167条（専門家の鑑定実施に必要な事）

鑑定実施のために、専門家は、被疑者以外の人から事情を聴くことができる。これらの回答は、あくまで一般情報としての価値しか持っていない。質問された人物は、特に宣誓をする必要はない。

もし被疑者に尋問をする必要があった場合、専門家は、予審判事の許可をもらうことができる。被疑者は、専門家に弁護士の立ち会いの下で尋問をすることを申し出ることができる。

しかし、もし予審判事が医師若しくは心理士を専門家として選任をした場合、被疑者の心理鑑定については弁護士を立ち合わせてはならない。

第168条（専門家の報告）

鑑定を終えたら、専門家は、報告書を作成しなければならない。その報告書には、実施されたことを詳細にし、それに専門家自身の考察を書かなければならない。専門家は、鑑定を自分自身で行ったことを明確にしなければならない。報告書には、期日及び署名が必要である。

もし鑑定した物の封印を解いた場合、報告書の中にその旨を明記しなければならない。

報告書を提出するとき、専門家は、押収された物も予審判事に返還をしなければならない。押収された物の封印が解かれた場合、予審判事が再度封印をしなければならない。押収された物の返還及び再封印についての記録調書を作成しなければならない。

押収された物が鑑定によって損傷若しくは破壊された場合、専門家は本法第165条（専門家選任の決定）第3項第3文の規定どおり、報告書の中に、予審判事からの許可を得たことを明記しなければならない。

可能であれば、専門家は、この報告書の写しを取って予審判事に提出をする。

第169条（複数名の専門家の選任）

必要があれば、予審判事は、複数名の専門家を選任することができる。

この場合において、もし専門家間で異なる意見があったら、各自自分の考え方及び同意できないことについて書かなければならない。

第170条（鑑定の結果の通知）

鑑定の報告書が完成されたら、予審判事は、検察官に通知しなければならない。

鑑定の報告書は、捜査記録調書に閉じこまなければならない。

予審判事は、被疑者及び弁護士を呼び出して、その鑑定の結果を伝えなければならない。

予審判事は、検察官、被疑者若しくは民事訴訟の原告に追加鑑定又はクロス鑑定の申立期間を設定しなければならない。この期間は、10日以下にすることはできない。この間において、弁護士は、鑑定結果を含む事件記録を見ることができる。

追加の鑑定若しくはクロス鑑定の全ての陳述は、理由も付けなければならない、しかも書面で行わなければならない。

もし予審判事が鑑定の申立てを拒絶する場合、その理由も付けて、決定でなければならない。申立ては、検察官から出された場合、予審判事は5日以内に決定を出さなければならない、被疑者若しくは民事訴訟の原告から出された場合、1か月以内に決定を出さなければならない。その決定は、直ちに申立人に通知しなければならない。

予審判事が決めた期間を経過して出された申立ては、事件の記録調書に入れなければならない。

もし予審判事が追加鑑定又はクロス鑑定の申立てについて本法第162条（鑑定の必要性）又は本条の規定に従って決定しない場合、申立人が、申立てで、捜査委員会に訴えを直接提起し、予審判事の代わりに決定をしてもらうことができる。

第171条（鑑定の費用）

鑑定の費用は、申立人の負担である。

予審判事、検察官又は司法警察官が鑑定の申立てを行った場合、その費用は、国庫の負担である。

第7節 電話の傍受

第172条（予審判事の命令による電話等の傍受）

真実を明確にするために必要であれば、予審判事は、聞き取り及び電話での会話の録音を命令することができる。予審判事は、ファックスやインターネットのメール等の通信方法による通話の傍受又は会話の録音等を命令することもできる。

予審判事は、全ての公的機関あるいは専門家に盗聴又は録音等の機器の設置を依頼することができる。予審判事は、決定の中で傍受する通信の種類及びその任務の期間を明確に指示しなければならない。

任命された公的機関若しくは公務員は、予審判事の依頼どおり実施をしなければならない。それを実施するとき、任命された公的機関若しくは公務員は、予審判事にその任務の実施状況や難しさなどを報告しなければならない。任務終了後、その公的機関若しくは公務員は、録音された会話を書き起こさなければならない。書き起こした内容は、会話を忠実に反映しなければならない。録音された資料は、予審判事に提出し、ラベルを付けなければならない。

予審判事は、いつでも、傍受又は録音している場所へ出向くことができる。その場所への立ち入りは、どのような理由であれ、軍の施設であっても、予審判事にそれを禁止することはできない。

予審判事は、捜査委任の決定で、そのことを自ら行ってもよい。

第8節 捜査委任の決定

第173条（捜査委任の決定）

予審判事は、捜査委任の決定によって、自分の所属の裁判所の他の判事、他の裁判所の判事、司法警察官若しくは司法警察機関に対して、その業務を委任することができる。

第174条（捜査委任の決定の内容）

捜査委任の決定には、その業務の内容を記載しなければならない。その内容は、直接に犯罪と関わりのあるものでなければならない。捜査委任の決定は、一般的な記述ではなく、明確に詳細にしなければならない。

予審判事は、捜査委任の決定の中で、その業務の期間を決めなければならない。

捜査委任の決定には、日付を記載し、さらに予審判事が署名をして、公印を押さなければならない。

予審判事は、いつでも、捜査委任の決定を撤回することができる。

第175条（別の裁判官に対する捜査委任の決定）

捜査委任の決定は、別の裁判官に対して出された場合、その裁判官が予審判事の全ての権限を有する。

第176条（司法警察官に対する捜査委任の決定）

捜査委任の決定は、司法警察官に対して出された場合、その司法警察官が本法第178条（調査及び観察に関する記録調書）から第184条（司法警察官による記録調書の作成）

までに規定されている権限を有する。

捜査委任の決定の実行に際して、司法警察官は、予審判事の監督下に置かれ、その予審判事にのみ報告をする。

第177条（司法警察官による捜査委任の決定の実行）

本法第68条（土地管轄の拡張）第2項及び第3項の場合を除き、司法警察官は、捜査委任の決定で記載されている業務を自分の管轄内で実施する。

第178条（調査及び観察に関する記録調書）

司法警察官は、調査及び観察に関する記録調書を作成しなければならない。

第179条（司法警察官の連絡方法及び質問をする方法）

司法警察官は、証人を呼び出して質問をすることができる。

質問をする前に、証人に、信仰又は宗教の下で真実を述べることを宣誓させなければならない。しかし、本法第156条（宣誓不要な証人）で規定している証人は、宣誓が不要である。自己防衛であるため、司法警察官は、犯人であると疑わしい人を証人として質問をすることはできない。もしある証人を質問し、その人が犯人であると疑われる場合、その質問を中止し、予審判事にその旨を報告しなければならない。司法警察官は、通訳人を呼んで、自分の信仰又は宗教の下で誠実に通訳をすることを宣誓させてから通訳をさせることができる。

証人として呼び出された者は、出頭しなければならない。もし拒絶されたら、司法警察官は、予審判事に報告し、予審判事は、出頭命令を出すことができる。その命令には、証人の表示、日時を記載して、予審判事が署名及び公印を押さなければならない。この出頭命令によって、司法警察官は、公権力を使って強制的にその証人を出頭させることができる。

証人の質問記録調書については、本法第93条（尋問の記録調書）第2項から第5項までを準用する。

第180条（司法警察官が質問できない者）

司法警察官は、被疑者に質問をすることができず、又は民事訴訟の原告の話を聞くことができない。

第181条（司法警察官による搜索及び押収）

司法警察官は、本法第91条（搜索）及び第92条（証拠物の封印）で規定されている条件において搜索をしたり、証拠物を押収したりすることができる。しかし、第91条（搜索）第1項第2文で規定されている許可は、予審判事が行う。

第182条（委任捜査における身柄拘束）

本法第96条（身柄拘束）から第102条（身柄拘束の記録調書）の身柄拘束の規定は、委任捜査の決定を実行するときにも適用する。しかし、これらの条文で規定されている検察官の権限は、予審判事に与える。本法第103条（身柄を拘束された人の送検）及び第104条（送検の期間）の実行については、身柄拘束期間の経過後、身柄を拘束された人を予審判事に連れて行かなければならない。

第183条（委任捜査における電話の傍受等）

委任捜査の決定において、もし傍受及び電話での会話の録音を命令したり、ファックスやインターネットのメール等の通信方法による通話の傍受又は会話の録音等を命令したりした場合、本法第172条（予審判事の命令による電話等の傍受）の第1項第2文及び第2項の規定で予審判事に与えられている権限を司法警察官に与える。

第184条（司法警察官による記録調書の作成）

委任捜査において司法警察官が作成する記録調書については、本法第108条（記録調書への記載事項）の規定を準用する。

第3章 安全対策

第1節 決定

第185条（決定の発出）

予審判事は、出頭命令の決定、連行命令の決定、身柄拘束命令の決定及び拘留命令の決定を出すことができる。

第2節 出頭命令の決定

第186条（出頭命令の決定）

予審判事は、出頭命令の決定を出すことができる。

出頭命令の決定とは、ある者を予審判事の面前に来てもらう命令である。

出頭命令の決定は、被疑者又は被疑者の可能性がある人に対して出すことができる。

第187条（出頭命令の決定に記載する事項）

出頭命令の決定には、次の項目を記載しなければならない。

- 関係者の表示
- 罪名、関連する法規及びその犯罪への制裁
- 予審判事への出頭の日時
- 決定を出した予審判事の氏名及び職位

出頭命令の決定には、日付、予審判事の署名及び公印がなければならない。

第188条（出頭命令の決定に関する通知）

出頭命令の決定は、司法警察官、司法警察機関若しくは執行官によって、関係者へ通知される。

その決定の謄本を受け取った者は、決定の原本に署名をし、予審判事に戻さなければならない。

司法警察官、司法警察機関若しくは執行官は、予審判事に、その任務の実行の困難さを報告しなければならない。

第3節 連行命令の決定

第189条（予審判事による連行命令の決定の発出）

予審判事は、連行命令の決定を発出することができる。

第190条（連行命令の決定）

連行命令の決定とは、公権力を使って、ある者を予審判事の面前に連れてくるように命令をすることである。

連行命令の決定は、被疑者又は被疑者の可能性がある人に対して出すことができる。

第191条（連行命令の決定に記載する事項）

連行命令の決定には、次の項目を記載しなければならない。

- 関係者の表示
- 罪名、関連する法規及びその犯罪への制裁
- 決定を出した予審判事の氏名及び職位

連行命令の決定には、日付、予審判事の署名及び公印がなければならない。

第192条（連行命令の決定の実行）

司法警察官は、連行命令の決定を実行する。

緊急時、連行命令の決定をあらゆる手段で警察機関又は憲兵部隊に通知しなければならない。この決定の原本は、土地管轄の司法警察官に渡さなければならない。司法警察官は、関係者の居住地に朝の6時前又は18時以降に立ち入ることはできない。司法警察官は、予審判事に対して、その任務の実行の困難さを報告しなければならない。

第193条（連行命令に従っての出頭）

関係者の身柄拘束後、様々な事情によって、予審判事の所へ連れていけない場合、その者を警察機関、憲兵部隊、拘置所若しくは留置所へ連れて行かなければならない。また、

その人を遅くとも次の日に予審判事又はその代行のところへ連れて行かなければならない。もし次の日に連れて行かない場合、その人を自由の身に釈放しなければならない。

第194条（仮身柄拘束の期間の算定）

連行命令の決定の執行によってある人を拘留した場合、その拘留期間を、暫定拘留期間に算定される。

第4節 身柄拘束の決定

第195条（予審判事の身柄拘束の決定）

予審判事は、身柄拘束の決定を出すことができる。

第196条（身柄拘束の決定）

身柄拘束命令の決定は、被疑者又は被疑者である可能性のある人に対して出すことができる。予審判事が身柄拘束の決定を出すことができるのは、下記の場合である。

1. 容疑の犯罪は、重犯罪若しくは中犯罪であり、禁錮刑の可能性がある。
2. 関係者は逃亡して不明になっているか、又は外国へ逃亡した。

身柄拘束命令とは、

- 公的権力機関に命令し、その人を探して拘束をし、拘置所又は拘留所へ連れて行くこと
- 拘置所又は拘留所の所長に対して、身柄拘束をされた人の身柄を受け入れるように命令すること

第197条（身柄拘束命令の決定及び検察官の意見）

身柄拘束命令の決定を出す前に、予審判事は、検察官の意見を聞かなければならない。

検察官の意見を聞いた後、予審判事は、身柄拘束命令の決定を出すか、その中でその理由も記載をしなければならない。

検察官は、その身柄拘束の決定の通知を保証しなければならない。

第198条（身柄拘束命令の決定に記載をしなければならない事項）

身柄拘束命令の決定には、次の項目を記載しなければならない。

- 関係者の表示
- 罪名、関連する法規及びその犯罪への制裁
- 決定を出した予審判事の氏名及び職位

身柄拘束命令の決定には、日付、予審判事の署名及び公印がなければならない。

第199条（身柄拘束命令の決定の実行）

司法警察官は、身柄拘束命令の決定を実行する。

緊急時、身柄拘束命令の決定は、あらゆる手段で警察機関又は憲兵部隊に通知をしなければならない。身柄拘束命令の決定は、それを実行する司法警察官に最短の時間で渡さなければならない。

司法警察官は、関係者の居住地に朝の6時前又は18時以降に立ち入ることはできない。司法警察官は、予審判事に対して、その任務の実行の困難さを報告しなければならない。

第200条（身柄拘束命令の決定の国際的な通報）

必要であれば、身柄拘束命令の決定は、司法省によって、あらゆるメカニズムによって、国際的に通報をすることができる。

第201条（身柄拘束命令の決定に従っての出頭）

拘置所又は留置所の所長は、身柄拘束命令の決定の対象者を受け入れて留置をしなければならない。拘置所又は留置所の所長は、決定の原本若しくは原本に相違がないと記載された謄本を保管しなければならない。

もしまだ捜査の段階であれば、関係者は、予審判事又はその代行の所へ最短の時間で連れていかなければならない。

もしその連行で、その他の拘置所又は留置所へ送致しなければならない場合、その送致は検察官によって行わなければならない。

もし関係者が次の日までに予審判事又はその代行の所へ連れて行かない場合、留置しているところの検察官がその人を尋問しなければならない。検察官は、その尋問についての記録調書を作成し、予審判事に送らなければならない。

第202条（仮身柄拘束の期間の算定）

身柄拘束命令の決定の実行によって逮捕された人を拘留した場合、その拘留期間を暫定拘留期間に算定される。

第5節 暫定拘留

第203条（暫定拘留の原則）

原則として、被疑者は、自由の身である。しかし、特別な場合で、本節で規定している条件の下では暫定的に拘留することができる。

第204条（暫定拘留）

暫定的拘留ができるのは、重犯罪若しくは中犯罪の場合で、しかも1年以上の禁錮刑に処する犯罪である。

第205条（暫定拘留の理由）

下記の条件において、暫定拘留が必要である。

1. 犯罪を止めるか、再発がないようにするため
2. 証人又は被害者に圧力をかけないようにするか、被疑者と共犯者が口裏合わせをしないようにするため
3. 証拠又は証拠物件を保全するため
4. 裁判にかけるために被疑者を確保するため
5. 被疑者の安全のため
6. 公序を維持し、犯罪によって混乱がないようにするため

第206条（被疑者の陳述及び決定の理由の伝達）

自分の主導で又は検察官の意見で、被疑者を暫定的に拘留することを決めた予審判事は、その旨を被疑者に伝えなければならず、また、それに対して、被疑者の陳述を聞かなければならない。もし被疑者に弁護士がついていれば、その弁護士は、被疑者に対して、防御方法を示さなければならない。

予審判事は、理由の記述付きの決定で、被疑者の暫定拘留を決める。その決定には、本法第205条（暫定拘留の理由）を適用する。暫定拘留の決定は、直ちに、検察官及び被疑者に通知しなければならない。

予審判事は、拘留の決定を本法第220条（拘留の決定の定義）、第221条（拘留の決定の記載事項）及び第222条（拘留の決定の実行）に従って行う。

第207条（暫定拘留しない決定）

検察官による被疑者の暫定拘留請求に対して、予審判事がその請求どおり拘留しない場合、5日以内に、理由を付けずに暫定拘留しない決定を出すことができる。この決定は、直ちに、請求をした人に通知をしなければならない。

もし予審判事が5日以内に決定をしなければ、検察官は、捜査委員会に申し立てて予審判事の代わりに決定をしてもらうことができる。

第208条（重犯罪の場合の暫定拘留期間）

重犯罪で起訴された成人の場合、暫定拘留の期間は、6か月間を超えることはできない。しかし、予審判事は、正当で明確な理由があれば、その理由を付けて、決定で、この期間をさらに6か月間延長をすることができる。

予審判事は、この期間を2回までしか延長できない。

第209条（中犯罪の場合の暫定拘留期間）

中犯罪で起訴された成人の場合、暫定拘留の期間は、4か月間を超えることはできない。しかし、予審判事は、正当で明確な理由があれば、その理由を付けて、決定で、この期間を1回だけ最長2か月間延長をすることができる。

上記の暫定拘留期間は、法律で規定しているその犯罪に対する禁錮刑の最長期間の2分の1を超えることはできない。

第210条（人類に対する重犯罪の場合の暫定拘留期間）

人類に対する重犯罪、人種虐殺犯罪又は戦争重犯罪の場合、各犯罪については、暫定拘留の期間は、1年間を超えることはできない。しかし、予審判事は、正当で明確な理由があれば、その理由を付けて、決定で、この期間をさらに1年間延長をすることができる。

予審判事は、この期間を2回までしか延長できない。

第211条（暫定拘留期間の延長）

予審判事が被疑者の暫定拘留期間延長を決定した場合、直ちに、その被疑者に伝えなければならない。また、それに対して被疑者の陳述を聞かなければならない。もし被疑者に弁護士がついていれば、その弁護士は、被疑者に対して防御方法を示さなければならない。

予審判事は、理由の記述付きの決定で、被疑者の暫定拘留期間の延長を決める。その決定には、本法第205条（暫定拘留の理由）を適用する。暫定拘留の決定は、直ちに、被疑者に通知しなければならない。

第212条（14歳未満の未成年者に対する決定）

14歳未満の未成年者は、暫定拘留をされることはない。予審判事は、その未成年者を親又は後見人に、親及び後見人がいない場合は裁判所が判断を待つ間、暫定的に更生施設に、引き渡さなければならない。

第213条（重犯罪の場合の14歳から18歳未満までの未成年者の暫定拘留期間）

14歳から18歳未満までの未成年者に対する重犯罪の起訴の場合、暫定拘留の期間は、次のとおりである。

1. その未成年者が16歳未満の場合、暫定拘留期間は、4か月間を超えることはできない。
2. その未成年者が16歳から18歳未満までの場合、暫定拘留期間は、6か月間を超えることはできない。

第214条（中犯罪の場合の14歳から18歳未満までの未成年者の暫定拘留期間）

14歳から18歳未満までの未成年者に対する中犯罪の起訴の場合、暫定拘留の期間は、次のとおりである。

1. その未成年者が16歳未満の場合、暫定拘留期間は、2か月間を超えることはできない。
2. その未成年者が16歳から18歳未満までの場合、暫定拘留期間は、4か月間を超えることはできない。

上記の暫定拘留期間は、法律で規定している未成年者のその犯罪に対する禁錮刑の最長期間の2分の1を超えることはできない。

第215条（予審判事による被疑者の釈放）

予審判事は、いつでも、被疑者の釈放を命令することができる。

被疑者を釈放しようとした場合、予審判事が検察官に通知し、審査のためにその事件の記録を検察官に送り、意見を求めなければならない。検察官は、早急にそれに対する意見を述べなければならない。事件記録の検察官への送付後、予審判事は、5日以内に決定を出さなければならない。緊急の場合、予審判事が検察官の意見を待たずに被疑者の釈放を命令することができる。予審判事は、その決定の中で、釈放の理由を記載しなければならない。

第216条（検察官の申立てによる釈放）

検察官は、いつでも、被疑者の釈放を申し立てることができる。予審判事は、それに対して、5日以内に決定をしなければならない。

もし予審判事が5日間以内に決定を出さなければ、検察官は、捜査委員会に申し立てて予審判事の代わりに判断をしてもらうことができる。

釈放しない決定を出した場合、その理由も付けなければならない。

第217条（被疑者による釈放の申立て）

被疑者は、いつでも、釈放を申し立てることができる。予審判事は、直ちに、その申立てを検察官に送付し、審査をしてもらい、意見を出してもらわなければならない。検察官は、早急に意見を述べなければならない。予審判事は、その申立てを検察官に送付した日から5日以内に決定をしなければならない。

釈放拒絶が出た場合、被疑者は、1か月以内に予審判事又は捜査委員会に対して再度釈放の申立てを行うことができる。予審判事又は捜査委員会は、申立てを受取ってから5日以内に決定を出さなければならない。

釈放しない決定については、その理由も付けなければならない。

もし予審判事が5日以内に決定をしない場合、被疑者は、捜査委員会に対して申し立てて予審判事の代わりに決定をしてもらうことができる。

第218条（釈放の決定の通知）

釈放の決定は、直ちに、検察官、拘置所又は留置所の所長に通知をしなければならない。
本法第276条（被疑者の釈放）を適用する。

予審判事が被疑者の釈放を決定した場合、本法第223条（法廷監督義務）から第230条（司法観察義務から逃れる被疑者）までの規定の条件の下で、その被疑者を法廷監察下に置くことができる。

第6節 拘留命令の決定

第219条（予審判事による拘留命令の決定）

予審判事は、拘留命令の決定を出すことができる。

第220条（拘留命令の決定の定義）

拘留命令の決定とは、拘置所又は拘留所の所長に対して、被疑者の身柄を受け入れて留置することである。

予審判事が拘留命令の決定を出すことができるのは、暫定拘留の対象の被疑者のみである。

第221条（拘留命令の決定に記載する事項）

拘留命令の決定には、次の項目を記載しなければならない。

- 被疑者の表示
- 罪名、関連する法規及びその犯罪への制裁
- 決定を出した判事の氏名及び職位

拘留命令の決定には、日付、予審判事の署名及び公印がなければならない。

第222条（拘留命令の決定の実行）

拘置所又は拘留所の所長は、被疑者の身柄を受け入れて、その被疑者を自由に釈放する通知を受けるまで留置をしなければならない。拘置所又は留置所の所長は、決定の原本若しくは原本に相違がないと記載された謄本を保管しなければならない。

第7節 司法観察

第223条（司法観察義務）

もし被疑者が禁錮刑の犯罪で起訴されるのであれば、予審判事は、いつでも、司法観察下に置くことができる。

司法観察下に置くことによって、留置所外にいる被疑者は、次の義務の1つ又は複数を行わなければならない効果がある。

1. 予審判事が決めた地域から出ないこと。
 2. 予審判事の許可なく転居しないこと。
 3. 予審判事が禁止をする場所へ行かないこと。
 4. 予審判事が指定した期日に指定した警察又は憲兵部隊へ出頭すること。
 5. 予審判事が任命した人の呼出に対応をすること。
 6. 身分に関する全ての資料を書記官事務所に提出をすること。
 7. 車の運転をしてはならないこと。
 8. 予審判事が指定した人に会わないこと。
 9. 被疑者の財力に基づいて予審判事が決定した担保額を期日どおりに供託すること。
 10. 武器を所持又は携帯をしないこと。所持している武器を書記官の事務所に引き渡すこと。
 11. 医師の診察を受けるか、入院治療をすること。
 12. 一部の仕事をしてはならないこと。
- 上記の第12号の実施に当たって、予審判事は、選挙活動禁止又は組合活動禁止を命令してはならない。

第224条（14歳未満の未成年者に対する司法観察の禁止）

- 14歳未満の未成年者に対して、司法観察下に置いてはならない。

第225条（受領書の交付）

本法第223条（司法観察義務）第6号から第9号までの場合、身分関連資料、供託金、武器の受領書を被疑者に交付しなければならない。身分に関連する資料の受領書には、書記官が署名をしなければならない。

供託金又は武器の受領書には、裁判所所長、検察官及び書記官の3人が署名をしなければならない。

供託金は、銀行の特別な口座に預けるか、安全な場所で保管をしなければならない。その場所は、裁判所所長と検察官の一致した意見で決めなければならない。

武器についても、上記の場所で保管をしなければならない。

第226条（司法観察下に置く命令の決定）

予審判事は、職権又は検察官の申立てで、被疑者を司法観察下に置くことができる。予審判事は、決定の中で、被疑者に課する義務を明確にしなければならない。

司法観察下に置く命令の決定は、最短の時間で検察官及び被疑者に通知をしなければならない。

検察官から被疑者を司法観察下に置く申立てを受け取った予審判事は、その申立てを拒絶した場合、5日以内に拒絶の決定を出さなければならない。

その決定を最短の時間で検察官に通知をしなければならない。

もし予審判事が5日以内にその申立てを判断しない場合、検察官は、捜査委員会に直接訴えて、予審判事の代わりに判断をしてもらうことができる。

第227条（予審判事による司法観察状態の変更）

予審判事は、いつでも、司法観察の義務内容の変更、追加若しくは取消しをすることができる。

また、予審判事は、司法観察そのものを終了させることもできる。

予審判事は、それを決定で行い、最短の時間で検察官及び被疑者に通知をしなければならない。

第228条（検察官による司法観察状態の変更の申立て）

検察官は、いつでも、司法観察状態の終了又は変更を申し立てることができる。予審判事は、それに対して、5日以内に決定をしなければならない。その決定は、最短の時間で検察官に通知をしなければならない。

もしこの期間内に予審判事が判断をしない場合、検察官は、捜査委員会に申し立てて、予審判事の代わりに判断をしてもらうことができる。

検察官の申立てを拒絶する決定には、その理由を記載しなければならない。

第229条（被疑者による司法観察状態の変更の申立て）

被疑者は、いつでも、司法観察状態からの解放又は変更を申し立てることができる。予審判事は、直ちにその申立てを検察官に送付し、審査をしてもらい、意見を出してもらわなければならない。検察官は、早急に意見を述べなければならない。予審判事は、申立てを検察官に送付した日から5日以内に決定をしなければならない。その決定は、最短の時間で検察官及び被疑者に通知をしなければならない。

もし予審判事若しくは捜査委員会が前の申立てを審査中で、再度の司法観察状態からの解放又は変更の申立てがあった場合、上記5日間は、前の申立てに対する決定の日から算定される。申立てを拒絶した場合、その理由も決定に記載をしなければならない。

もし予審判事が申立てに対して5日以内に判断をしない場合、被疑者は、捜査委員会に申し立てて、予審判事の代わりに判断をしてもらうことができる。

第230条（被疑者の司法観察下で課されている義務からの逃れ）

もし被疑者が意図的に司法観察下で課されている義務から逃れた場合、予審判事は、その被疑者が犯した罪刑の長さに関係なく、また、本法第208条（重犯罪の場合の暫定拘留期間）から第210条（人類に対する重犯罪の場合の暫定拘留期間）、第213条（重犯罪の場合の14歳から18歳未満までの未成年者の暫定拘留期間）及び第214条（中

犯罪の場合の14歳から18歳未満までの未成年者の暫定拘留期間)の規定による拘留が最長期間になったとして、その被疑者を暫定拘留することができる。

上記の理由で被疑者の暫定拘留を決定した場合、予審判事が被疑者に通知をし、被疑者からの意見をもらわなければならない。もし被疑者に弁護士がついていれば、その弁護士は、被疑者に対して、防御方法を示さなければならない。

予審判事は、理由付きの決定で、被疑者の拘留を命令する。この決定は、直ちに検察官及び被疑者に通知をしなければならない。

本条による暫定拘留期間の決定は、成人の場合4か月、未成年者の場合2か月を超えることはできない。

第4章 呼出及び通知

第1節 総則

第231条 (期間に共通する事項)

本編で規定されている手続のための期間は、最終日の24時に終了する。通常、最終日が土日又は休日に当たるとき、次の平日に延期される。

全ての必要な署名については、署名の当本人が署名できない場合、指紋押捺に代えることができる。

第232条 (呼出の方法)

拘留されていない被疑者、民事訴訟の原告及び証人の呼出は、郵便、行政、警察機関若しくは憲兵部隊を通じて行う。

被疑者の呼出は、本法第143条(調査に置かれたことの通知)の規定によって通知された最後の住所に行く。

必要であれば、呼出は、あらゆる手段によって行うことができる。

第233条 (拘留中の被疑者の呼出方法)

拘留中の被疑者の呼出は、拘留所又は留置所の所長を通じて行う。

第234条 (弁護士の呼出)

弁護士の呼出は、郵便によるか、行政を通じて行う。

第235条 (記録調書への呼出の記載)

書記官は、呼出の方法及びその期日を記録調書に記載しなければならない。

第236条 (弁護士への決定の通知)

被疑者に弁護士がついている場合、被疑者に通知する全ての決定を弁護士にも通知しなければならない。

民事訴訟の原告に弁護士がついている場合、その原告に通知する全ての決定を弁護士にも通知しなければならない。

第237条（検察官への決定の通知）

予審判事の決定は、口頭で、直接、検察官に通知をしなければならない。

予審判事は、検察官に通知したことや通知した期日を決定書の縁に記載しなければならない。検察官は、署名する。

検察庁の長官への決定の通知は、長官が決めた方法によって行う。

第238条（被疑者への決定の通知）

予審判事の決定は、拘留中の被疑者に対して、下記の方法で通知をする。

- 口頭で
- 拘留所又は留置所の所長を通じて

予審判事の決定は、拘留されていない被疑者、民事訴訟の原告又は弁護士に対して、下記の方法で通知をする。

- 口頭で
- 行政を通じて
- 警察機関又は憲兵部隊を通じて

口頭で通知を行った場合、書記官がその旨を決定の縁に記載をしなければならない。被疑者及び民事訴訟の原告が署名をしなければならない。

その他の場合、通知は、決定の謄本の交付によって行う。受け取った人が署名をする。

第239条（呼出の決定又はその他の決定の交付）

予審判事の呼出の決定又はその他の決定を受けた公務員、行政機関、警察機関又は憲兵部隊は、予審判事の命令を実行しなければならない。

予審判事によって任命された個人、機関は、呼出の決定又はその他の決定を本人に交付しなければならない。また、受領者は、受領した旨を記載しなければならない。受領済の記載のある決定は、最短の時間で予審判事に戻さなければならない。

第2節 その他の規定

第240条（予審判事が記録調書に記載しなければならない項目）

全ての記録調書に、予審判事は、下記の項目を記載しなければならない。

- 予審判事の氏名

- 書記官の氏名
- 事件記録の番号，日付
- 捜査送致決定の期日
- 捜査送致決定で記載している犯罪の種類
- 記録調書作成の期日

記録調書の各ページには，予審判事及び書記官が署名をしなければならない。

記録調書には行を空けてはならない。削除又は引用は，予審判事及び書記官がページの縁に注記をしなければならない。

第241条（最初の出頭の記録調書）

本法第143条（調査に置かれたことのお知らせ）の規定のように，最初の出頭記録調書の各ページの縁には，予審判事，書記官及び出頭者本人が署名をしなければならない。

被疑者が質問に対して答えた場合，その内容を正確に記録調書に記載をしなければならない。

第242条（記録調書の書き方）

尋問をしたり，答えを聞いたり，相手との対面での質問応答をしたりするときは，記録調書を作成しなければならない。

質問や答えを正確に記録しなければならない。

各ページには，被疑者が署名をしなければならない。また，通訳人がいた場合，その通訳人も署名をしなければならない。

署名をする前に，被疑者，民事訴訟の原告又は証人は，記録調書を再度読むことができる。読み書きができない場合，書記官が大きな声で読み上げなければならない。通訳人は，それを通訳する。署名を拒絶された場合，予審判事がその旨を記録調書に記載をしなければならない。

第243条（予審判事が決定に記載をしなければならない項目）

予審判事の全ての決定には，下記の項目を記載しなければならない。

- 予審判事の氏名
- 書記官の氏名
- 事件記録の番号，日付
- 捜査送致決定の期日
- 捜査送致決定で記載している犯罪の種類
- もし犯罪が発表された場合被疑者の表示，生年月日，出生地，住所
- 決定の番号及びその日付

記録調書の各ページには，予審判事及び書記官が署名をしなければならない。

記録調書には行を空けてはならない。削除又は引用は、予審判事及び書記官がページの縁に注記をしなければならない。

第244条（資料送付の決定）

予審判事が事件に関する資料を検察官に審査をしてもらうために送付をするとき、決定で、それを送付しなければならない。

予審判事が事件の記録調書を検察官に審査をしてもらうために送付をするとき、決定で、それを送付しなければならない。

本法第243条（予審判事が決定に記載をしなければならない項目）は、本条の送付の決定にも適用する。

第245条（弁護士による訴え）

本法の規定で許されている被疑者の申立ては、被疑者の弁護士もその申立てをすることができる。

本法の規定で許されている民事訴訟の原告の申立ては、民事訴訟の原告の弁護士もその申立てをすることができる。

捜査手続外の者が押収された物の返還の申立ては、弁護士も行うことができる。

第5章 捜査の終結

第246条（検察官の捜査終結の決定）

捜査が終了したと考える予審判事は、検察官、被疑者、民事訴訟の原告及び弁護士に対して、通知しなければならない。

2日後、予審判事は、事件記録調書を審査のために検察官に送らなければならない。

もし捜査の継続が必要であると考えた場合、検察官は、本法第132条（検察官による業務実施依頼）に基づいて行わなければならない。

検察官は、被疑者が留置されている場合には15日以内に、被疑者が留置されていない場合には1か月以内に、捜査終結の決定を予審判事に送付しなければならない。本期間は、事件記録の受領日から起算する。

もし検察官が予審判事と同じく捜査は終了したと考えた場合、検察官は、書面で、理由も付けて捜査終結の決定をしなければならない。検察官は、被疑者を裁判所に起訴したり、釈放を決定したりすることができる。

第247条（解決の決定）

予審判事は、解決の決定によって捜査を終結する。この決定で、裁判所に起訴するかしないかを定めることもできる。

もし被疑者の行為が重犯罪，中犯罪若しくは軽犯罪であると考えた場合，その被疑者を裁判所に起訴をする。この決定で，起訴事実を述べ，罪名も記載をしなければならない。

予審判事は，下記の場合において，起訴しないことを決定する。

1. 行われた行為は重犯罪，中犯罪若しくは軽犯罪に当たらない
2. 被疑者が不明
3. 容疑に係る証拠が不十分

解決の決定には，必ずその理由を述べる。予審判事は，検察官の捜査終結の決定に従わなくてもいい。決定は，一部の行為に対して裁判所に起訴をすることを決めることができ，また，一部の行為に対して不起訴を決めることができる。

解決の決定は，最短の時間で検察官，被疑者及び民事訴訟の原告に伝えなければならない。

第 2 4 8 条（押収物の元の所有者への返還）

解決の決定の中で，予審判事は，押収された物を元の所有者に返還することを決定する。本法第 1 1 9 条（当局者による元の所有者に対する押収された物の返還）も適用する。

第 2 4 9 条（解決の決定による暫定拘留及び司法観察下についての決定）

解決の決定は，暫定拘留を終結する。この場合，本法第 2 7 6 条（拘留されている被疑者の釈放）を適用する。

しかし，予審判事は，解決の決定で，被疑者を裁判所に身柄を見せるまで，特別に暫定拘留を決めることができる。この決定では，予審判事が本法第 2 0 5 条（暫定拘留の理由）に規定されている条件に基づかなければならない。

本決定による被疑者の暫定拘留は 4 か月で効力を失う。もしその間，被疑者を裁判所に連れて行かなければ，自動的に被疑者を仮釈放しなければならない。

解決の決定は，被疑者が司法観察下から解放される。

もし予審判事が被疑者に供託金の支払，身分関連資料の提出又は犯罪に関係のない武器の引渡し命令をした場合，書記官によって，その供託金，身分関連資料又は武器を返還し，被疑者から受領書をもらわなければならない。

しかし，予審判事は，解決の決定で，被疑者を裁判所に身柄を見せるまで，特別に司法観察下に置くこともできる。

第 2 5 0 条（法廷審理のための送致）

もし予審判事が事件を起訴すると決定した場合，直ちに事件を裁判所所長に送付し，法廷の期日を決めてもらわなければならない。

第 2 5 1 条（新しい違法行為に対する新たな捜査の着手）

予審判事が出した解決の決定で起訴又は不起訴が確定された後、もし新しい違法行為が発見された場合、検察官によって新たな捜査に着手をすることができる。

第6章 捜査の無効

第252条（手続無視による無効）

下記の条文で規定している方法及び手続は、捜査の手続に関する総則であり、絶対守らなければならないものである。守らない場合、その手続は無効である。

- 第122条（捜査の実施）
- 第123条（土地管轄）
- 第124条（捜査請求決定）第3項
- 第125条（訴えの範囲）第1項及び第2項
- 第128条（書記官の支援）

本法の重要な方法又は手続の違反、刑事訴訟法に関する規則等違反で、被害を受けた者の利害に影響を与えた場合も無効になる。重要な方法及び手続とは、防御の権利を保障する手続などがある。

第253条（捜査委員会への訴え）

捜査委員会のみが手続の無効に関する判断の権限を有する。

もし予審判事がある手続の資料は無効であると考えた場合、捜査委員会に、理由付きの決定で訴えを起こすことができる。予審判事が検察官、被疑者及び民事訴訟の原告に通知をする。

もし検察官がある手続の資料は無効であると考えた場合、捜査委員会に、理由付きの申立てを提出することができる。検察官が予審判事に通知する。

もし被疑者又は民事訴訟の原告がある手続の資料は無効であると考えた場合、捜査委員会に、理由付きの申立てを提出することができる。それを予審判事に通知する。

本条で規定している申立ては、捜査委員会の書記官事務室で登録をしなければならない。書記官は、直ちに予審判事に本件手続の記録調書を自分のところに送るように求めなければならない。

控訴できる決定については、無効の訴えの対象にならない。

第254条（どちらかの当事者からの無効請求の放棄）

重要な方法又は手続の違反によって損害を受けた側は、その無効請求の申立てを放棄して手続を修正し、正常に戻すことができる。この放棄については、予審判事が審査し、記録調書に記載をしなければならない。もし当事者に弁護士がついていれば、予審判事は、記録調書作成期日の遅くとも5日前に、弁護士を呼び出さなければならない。この間、弁

護士は、その手続の記録調書を見ることができる。

第255条（捜査委員会への訴えの場合の捜査の継続）

捜査委員会が無効の訴えを受領したら、予審判事は、その捜査を継続することができる。ただし、捜査委員会の委員長が異なる決定を出した場合、その限りではない。この決定に対して異議申立てをすることはできない。

第256条（解決の決定による手続無効の消滅）

解決の決定が確定したとき、もしその前に無効な手続があった場合、その無効は消滅する。法廷での審理時、前の手続についての無効を訴えることはできない。

第2部 捜査委員会

第1章 総則

第257条（控訴及び申立ての登録簿）

捜査委員会の書記官の事務所には、控訴及び申立ての登録簿を備えなければならない。訴えを受領したら、捜査委員会の書記官は、直ちに予審判事に通知をしなければならない。

もし捜査委員会が申立てを直接された場合、捜査委員会の書記官は、予審判事の書記官に事件の記録又は手続の記録を送るように依頼をすることができる。

第258条（法廷開催期日の通知）

捜査委員会は、事件が裁判所での審理に耐えられることを確認し、開廷の期日を決定する。捜査委員会の長は、口頭で、高等検察庁の長官に対して開廷の期日を伝える。高等検察庁の長官は、当事者及び弁護士に通知する。

拘留されている被疑者に対する通知は、下記の方法で行う。

- 直接口頭で
- 拘留所又は留置所の所長を通じて

拘留されていない被疑者、民事訴訟の原告及び弁護士に対する通知は、下記の方法で行う。

- 直接口頭で
- 行政機関を通じて
- 警察機関若しくは憲兵部隊を通じて

もし口頭で通知をした場合、書記官は、決定の縁にその通知の日時を記載しなければならない。被疑者、民事訴訟の原告及び弁護士は、署名をする。

その他の場合の通知は、決定の謄本を渡すことによつて行う。受領を記入してもらう。

第259条（事件記録についての協議及び準備書面）

高等検察庁の長官及び弁護士は、法廷開催の期日まで事件の記録を見ることができる。

高等検察庁の長官は、書面で、事件の摘要書を少なくとも開廷期日の1日前に渡さなければならない。

当事者及び弁護士は、書記官に準備書面を提出することができる。

書面による事件の摘要書及び準備書面は、書記官によって日付を記載し、直ちに事件記録に綴らなければならない。

当事者及び弁護士は、開廷まで準備書面の提出が許される。

第260条（法廷対決の協議）

口頭弁論の協議は、協議室で行う。

捜査委員会の委員長の報告後、高等検察庁の長官及び当事者の弁護士は、それぞれの意見の要約を陳述する。

捜査委員会は、当事者及び拘留している被疑者の出頭を命令し、証拠物を提出するように命令をすることができる。

協議が終了したら、捜査委員会は、高等検察庁の長官、当事者及び弁護士の参加なしで最終結論を協議する。

決定は、その日又は次回の期日において、非公開の場で言い渡される。決定には、その理由及び最高裁判所が審査を行うための重要な要素が記載されなければならない。決定には、捜査委員会の委員長が署名をしなければならない。

決定は、最短の時間で口頭で高等検察庁の長官に通知をしなければならない。書記官は、その通知の期日を決定の縁に記載をしなければならない。高等検察庁の長官は、受領の署名をしなければならない。

決定は、当事者及び弁護士に本法第238条（被疑者への決定の通知）に基づいて通知をしなければならない。

第261条（手続の正則性の審査）

訴えを受領したとき、捜査委員会は、手続及びその運営についての正則性を審査しなければならない。

審査の結果で手続に無効があったことが発見された場合、捜査委員会は、その手続全部又は一部を無効にすることができる。捜査委員会は、本法第280条（無効化の効果）に基づいて行わなければならない。

第262条（追加捜査）

必要があれば、捜査委員会は、追加の捜査を命令することができる。

その追加捜査を行うために、捜査委員会は、当該委員会の委員の1人若しくは予審判事

1 人を任命して、捜査権限を委任することができる。

捜査権限を委任された判事は、捜査委員会が決められた範囲内において、予審判事の権限を講じることができる。

捜査を終了した場合、手続の記録調書を捜査委員会の書記官事務所で保管をしなければならない。捜査委員会の委員長は、新たな法廷審理の期日を決定する。本法第 259 条（事件記録についての協議及び準備書面）を適用する。

第 263 条（関連する犯罪についての捜査範囲の拡張）

事件の手続の過程で関連する犯罪が発見された場合、捜査委員会が職権で若しくは高等検察庁の長官の申立てで、その犯罪まで捜査範囲を拡張する命令を出すことができる。

関連する犯罪とは、

- 複数の人物が同じ時期に行った犯罪
- 複数の人物によって合意された後、別々の人物によって行われた犯罪で、別の時期であっても、別の場所であってもかまわない
- 盗難された物、横領された物又は犯罪から得られた物が別の人物によって隠されている場合

第 264 条（他の人物までの捜査範囲の拡張）

捜査委員会は、予審判事が捜査の対象にしている人以外にも捜査範囲を拡張することができる。ただし、本法第 12 条（既判力）の場合、その限りでない。

第 265 条（新たな事実が出た場合の新たな捜査の着手）

予審判事又は捜査委員会の不起訴の決定が確定された後、新たな事実が発見された場合、検察官によって、再度、捜査に着手することができる。

第 2 章 予審判事の決定に対する控訴

第 266 条（予審判事の決定に対する高等検察庁の長官又は検察官の控訴）

高等検察庁の長官又は検察官は、予審判事の全ての決定に対して控訴をすることができる。

第 267 条（予審判事の決定に対する被疑者の控訴）

被疑者は、予審判事の下記の決定に対して、控訴をすることができる。

- 第 133 条（被疑者による捜査依頼）第 2 項での規定による捜査依頼に対して依頼を拒絶した決定
- 第 161 条（予審判事による押収物の所有者への返還）及び第 248 条（押収物の元の所有者への返還）の規定どおり押収された物を返還しない決定

- 第162条（鑑定必要性）第2項の規定どおり鑑定をしない決定
- 第170条（鑑定結果の通知）第7項で規定している追加鑑定の申立て又はクロス鑑定の申立てに対する拒絶の決定
- 第1部第3章（安全対策）第5節（暫定拘留）、第7節（司法観察）及び第249条（解決の決定による暫定拘留及び監察下についての決定）で規定している暫定拘留及び司法観察に関する決定

第268条（予審判事の決定に対する民事訴訟の原告控訴）

民事訴訟の原告は、下記の決定に対して、控訴をすることができる。

- 第134条（民事訴訟の原告による捜査依頼）第2項で規定している捜査の申立てに対する拒絶の決定
- 第139条（検察への訴訟の送付）第4項の規定による捜査の不実施の決定
- 第140条（供託金の支払）の規定による供託金に関する決定
- 第140条（供託金の支払）第4項で規定している民事訴訟の原告としての訴えの不受理の決定
- 第141条（濫用又は手続遅延の訴え）に基づく原告に対して罰する決定
- 第161条（予審判事による押収物の元の所有者への返還）及び第248条（押収物の元の所有者への返還）の規定どおり押収物の返還をしない決定
- 第162条（鑑定必要性）第2項の規定どおり鑑定をしない決定
- 第170条（鑑定結果の通知）第7項で規定している追加鑑定の申立て又はクロス鑑定の申立てに対する拒絶の決定
- 第247条（解決の決定）で規定している解決の決定

第269条（押収物の元の所有者に対する返還拒絶の決定に対する控訴）

本法第161条（予審判事による押収物の元の所有者への返還）を準用する捜査手続対象外の全ての人で、押収された物の返還を申し立てたが、予審判事が返還しない決定を出した場合、それに対して控訴をすることができる。

第270条（控訴期間）

高等検察庁の長官による控訴期間は、決定が出された日から1か月以内である。

検察官による控訴期間は、決定の通知を受けた日から5日以内である。

もし通知が受領の日付のある決定の謄本によって行われた場合、控訴期間は、その受領日から起算される。

第271条（捜査委員会の管轄）

控訴状は、捜査委員会の高等裁判所へ送らなければならない。

第272条（控訴の方法）

控訴は、控訴状を始審裁判所の書記官に提出することによって行う。控訴は、裁判所の控訴登録簿に登録をしなければならない。

控訴は、被疑者、民事訴訟の原告若しくは本法第269条（押収物の元の所有者に対する返還拒絶の決定に対する控訴）で規定している者の弁護士によっても行うことができる。

拘留されている被疑者の控訴は、拘留所又は留置所の所長に提出をしなければならない。拘留所又は留置所の所長は、直ちにその控訴状1部を始審裁判所の書記官に渡さなければならない。この書面は、控訴登録簿に記入しなければならない。

第273条（捜査委員会への事件記録の送付）

控訴状を受け取ったら、始審裁判所の書記官は、直ちに予審判事に通知をしなければならない。

予審判事の書記官は、事件記録を整理し、控訴状の写しを添付して資料を捜査委員会に送る。控訴登録簿への登録を見たら、始審裁判所の書記官がこの写しを作成しなければならない。

避けられない場合を除き、この事件記録を控訴の日から5日以内に捜査委員会の書記官に送らなければならない。

第274条（事件記録の予備）

事件記録の予備が本法第129条（書記官の役割）に基づいて作成された場合、予審判事が原本を保管しなければならない。事件記録の予備資料は、捜査委員会に送らなければならない。

第275条（控訴の場合の捜査の継続）

解決の決定以外の決定に対する控訴があった場合、予審判事が捜査を継続することができる。ただし、捜査委員会の委員長が異なる判断を出された場合、この限りでない。

この決定に対しては、異議申立てができない。

第276条（拘留されている被疑者の釈放）

もし予審判事が拘留されている被疑者を釈放すると判断した場合、検察官の控訴期間が経過するまでその被疑者を拘留しなければならない。ただし、検察官が即釈放に同意する場合、この限りでない。検察官の判断に関する書面は、事件の手續の記録に綴じ込まなければならない。

拘留されている被疑者の釈放を伴う不起訴の決定の場合についても、同様である。

釈放又は不起訴に対して検察官が控訴をした場合、捜査委員会がその控訴に対して判断

されるまで被疑者を拘留しなければならない。

第277条（不起訴の決定に対する控訴）

不起訴の決定に対する控訴を受領した場合、捜査委員会が本法第281条（無効化のデメリット）3号の規定に基づいて判断をしなければならない。

第3章 暫定拘留

第278条（暫定拘留を決める決定）

暫定拘留についての予審判事の決定は、捜査委員会の書記官の事務所で事件を受領した日から15日以内に行わなければならない。この期間を経過した場合、被疑者を釈放しなければならない。ただし、別の捜査命令が出された場合又は予想もできない若しくは避けられない場合で、この決定を期間内に出すことの障害になることもある。

捜査委員会は、被疑者を暫定拘留する決定を出した場合、本法第205条（暫定拘留の理由）に基づいてその理由も付けなければならない。

決定の実行後、直ちに事件記録を予審判事に回さなければならない。

第4章 無効

第279条（無効化の訴えの受領不可について）

下記の場合において、捜査委員会は、無効の訴えの受領を拒絶することができる。

- 理由の付いていない無効の訴え
- 控訴できる決定に対する無効の訴え
- 合理性にない無効の訴え

捜査委員会の決定に対して異議申立てをすることはできない。

訴えの不受理の判断が出された場合、直ちに事件記録を予審判事に送付しなければならない。

第280条（無効の効果）

ある手続又は資料の無効の訴えを受領した場合で、捜査委員会がその訴えを認めた場合、捜査委員会は、その無効がその他の手続や資料も対象にするのかどうかを明確にしなければならない。

無効と判断された手続又は資料は、事件記録から抜き、捜査委員会の書記官事務所で保管をしなければならない。

第281条（無効化のデメリット）

無効化後、捜査委員会は

- 事件記録を予審判事に回すことができる
- 担当の予審判事を担当から外し、その他の予審判事に事件を担当させることができる
- 捜査委員会自身で本件の捜査を継続することができる

第282条（捜査委員会の捜査継続の権限）

捜査委員会が本件の捜査を自分自身で継続をする決定を出した場合、捜査委員会の委員にその業務を本編第1部（予審判事）第5章（捜査の終結）で規定されている権限を除き、予審判事の全ての権限を使って遂行させる。

捜査終了の場合、事件記録を捜査委員会の書記官の事務所で保管をしなければならない。捜査委員会の委員長が尋問の期日を決定する。本法第259条（事件記録についての協議及び準備書面）の規定を適用する。

捜査委員会は、捜査の終結を解決の決定によって行う。本法の予審判事に対する規定の第247条（解決の決定）から第250条（法廷審理のための送致）を捜査委員会の解決の決定にも適用する。捜査委員会が拘留されている被疑者の釈放を決めた場合、その決定を直ちに実行しなければならない。本法第276条（拘留されている被疑者の釈放）の規定は適用しない。

第5章 捜査委員会の委員長自身の権限

第283条（捜査委員会の委員長の権限）

捜査委員会の委員長は、捜査委員会が予審判事の正しい業務の実施を保障しなければならない。捜査委員会の委員長は、暫定拘留、裁判所のその他の決定、代理捜査及び鑑定に関する規定の遵守を監視しなければならない。

捜査委員会の委員長は、理由なき手続の遅滞がないようにしなければならない。

捜査委員会の委員長は、捜査委員会の事務所を監査することができる。

第284条（事件の一覧票）

予審判事全員は、四半期毎に担当の事件の一覧票を作成し、そこに捜査の最終状況を記載しなければならない。

第285条（捜査委員会の事務所の監査）

捜査委員会の事務所を監査するとき、その監査報告書を作成し、高等裁判所の長官に提出をしなければならない。

第286条（事件の終結の申立て）

起訴から1年が経過した場合、被疑者は、予審判事に対して捜査の終結を申し立てることができる。予審判事は、その申立てを受領した日から1か月以内に、それに対する判断をしなければならない。もし予審判事がこの期間内に判断をしない場合、被疑者は、捜査委員会の委員長に訴えを提起して、予審判事に命令を出すように請求をすることができる。

起訴から1年が経過した場合、民事訴訟の原告は、予審判事に対して、捜査の終結を申し立てることができる。予審判事は、その申立てを受領した日から1か月以内に、それに対する判断をしなければならない。もし予審判事がこの期間内に判断をしない場合、民事訴訟の原告は、捜査委員会の委員長に訴えを提起して予審判事に命令を出すように請求をすることができる。

本条で規定している被疑者又は民事訴訟の原告の権限は、弁護士も使うことができる。

第5編 判決について

第1部 始審裁判所の判決

第1章 管轄及び裁判所への起訴

第1節 総則

第287条（裁判所の土地管轄）

各州の州庁の所在地又は市（特別市）において、その州又は市全体を管轄する第一審の裁判所が設置され、それを始審裁判所という。

第288条（裁判官の兼務禁止）

裁判官と検察官又は検事補との間で、お互いの仕事を兼務することはできない。

ある事件において検察官又は検事補若しくは予審判事としての業務を行った場合、その事件の審理に参加をすることはできない。参加してしまった場合、その判決は無効である。

第2節 物的管轄及び土地管轄

第289条（始審裁判所の管轄）

始審裁判所は、重犯罪、中犯罪及び軽犯罪の審理を行う。始審裁判所の重犯罪事件、それに関連する中犯罪及び軽犯罪に対する判断は、3名の裁判官による合議制である。

始審裁判所は、中犯罪事件及び軽犯罪事件に対して、単独の裁判官で審理を行う。

第290条（始審裁判所間の管轄の争い）

土地管轄を有する裁判所は、下記のとおりである。

- 犯罪が行われた場所の裁判所
- 被告人の居住地の裁判所
- 被告人が逮捕された場所の裁判所

もし同じ高等裁判所の管轄内で複数の裁判所が同じ事件を受領した場合、高等裁判所の長官は、その事件の担当の裁判所を決定する。

同級の裁判所間の管轄の争いは、上級の裁判所が判断をする。

この判断に対して、異議申立てをすることはできない。

被告人に対する管轄は、共犯者、首謀者及び共謀者にも拡張する。

訴えを受領し、自分は土地管轄を有しないと判断をした裁判所は、管轄を有しないことを判決で行い、検察官に事件を戻し、土地管轄を有する裁判所に再提起をしてもらわなければならない。またそれに合わせて、この裁判所は、被告人の拘留延長又は司法観察の延長も決める。

第3節 裁判所への訴え

第291条（裁判所への訴えの方法）

刑事事件において、始審裁判所は、訴えを下記の形で受領する。

- 予審判事からの送致の決定、又は捜査委員会の送致の決定
- 検察官から裁判所への直接の起訴
- 検察官による即出頭の事件の記録調書

上記のいずれかの方法によって裁判所に送られた者は、被告人と呼ぶ。

もし予審判事が民事訴訟の原告として訴えをまだ起こしていない場合、被害者であれば誰でも、民事訴訟の原告として訴えを起こすことができる。

民事の責任を負う者とは、法律上犯罪の被害者の損害を修復しなければならない義務を負う人たちである。

第292条（審理の期日の決定）

即出頭の場合を除き、審理の期日は、裁判所の所長によって決定される。

検察官から裁判所への直接の起訴を受領した場合又は捜査委員会からの送致決定を受領した場合、裁判所の所長が本法第457条（直接の審理のための呼び出し決定の交付と出頭命令の決定までの期間）及び第466条（呼出の決定から出頭命令の決定までの期間）の規定を考慮し、審理の期日を決定する。

この期日は、検察官に直接通知をしなければならない。

第293条（期間に共通する事項）

本法で規定している行為又は手続を行うための期間は、最終日の24時に終了する。通常、最終日が土日又は休日に当たるとき、次の平日に延期される。

必要な署名については、本人が署名できない場合、指紋押捺に代えることができる。

第294条（予審判事の送致決定又は捜査委員会の送致決定による当事者への法廷出席の呼出）

予審判事からの決定による訴えを受領した場合又は捜査委員会からの決定による訴えを受領した場合、検察官は、次の人たちを出廷するように呼び出さなければならない。

- 被告人
- 民事訴訟の原告
- 予審判事に対して民事訴訟の原告になることをまだ表明していない被害者
- 証人
- 専門家
- 通訳人
- 被告人又は民事訴訟の原告からの情報に基づく民事損害の責任者

法廷での審理の呼出に関しては、本法第7編第2部に従って行う。この呼出状には、予審判事の送致決定の写し又は捜査委員会の送致決定の写しも添付して、被告人に渡さなければならない。

第295条（送致決定を裁判所に直接送付した場合の呼出）

裁判所が送致決定を直接受領した場合、検察官は、次の人たちを出廷するように呼び出さなければならない。

- 被害者
- 証人
- 通訳人
- 被告人又は民事訴訟の原告からの情報に基づく民事損害の責任者

法廷での審理の呼出に関しては、本法第7編第1部に従って行う。

第296条（即出頭した場合の当事者の呼出）

即出頭手続の場合、検察官は、次の人たちを出廷するように呼び出さなければならない。

- 被害者
- 証人
- 通訳人
- 被告人又は民事訴訟の原告からの情報に基づく民事損害の責任者

法廷での審理の呼出に関しては、本法第7編第1部に従って行う。しかし、緊急の場合、検察官があらゆる手段を使って、たとえ口頭であっても、被害者、証人、通訳人及び民事損害の責任者を呼び出すことができる。

第297条（証人の呼出）

訴追側の証人で、まだ被告人と対決させるための尋問をしていない人を証人として出廷

させなければならない。

第298条（被告人及び民事訴訟の原告を通じての証人の呼出）

検察官が証人として呼び出していない人を被告人又は民事訴訟の原告が自己の費用負担で証人として呼び出して、出廷してもらうことができる。この呼出は、本法第7編第3部に従って行う。

第299条（手続の統合）

関連する複数の手続を受領した場合、裁判所は、それらの手続を統合することができる。

第2章 当事者の出廷

第1節 被告人の出廷

第300条（被告人の出廷）

裁判所の法廷での審理の時、被告人は、自分で出廷をしなければならない。

被告人は、自分で選任された弁護士と共に出廷をすることができる。被告人は、弁護士会の規則で規定している条件に基づいて弁護士を選任してもらうことができる。

第301条（弁護士の支援）

下記の事件においては、弁護士の支援が絶対なければならない。

1. 重犯罪事件
2. 被告人が未成年者の場合

もし被告人が選任をしない場合、裁判所の所長が弁護士会の規則で規定している条件に基づいて選任をしなければならない。

第302条（被告人の意思による出廷）

裁判所への直接送致の場合、被告人が自分で出廷をする。

第303条（保安隊の同行による被告人の出廷）

即出頭手続による拘留は、裁判所へ出廷するまで保安当局の監視の下に置かれる。

裁判所は、本法第48条の規定に基づいて、暫定拘留を決定することができる。

事実審に対する判決は、被告人の出頭の日から2週間以内に言い渡さなければならない。

暫定拘留は、2週間を経過した場合、完全に釈放をしなければならない。

第304条（即出頭の手続）

即出頭命令の手続を行った場合、検察官は、次のことをしなければならない。

- 連れて来られた者の身分の確認
- その人に対する起訴事実及び罪名の通知
- 本人の希望があればその人の言い分を聞く
- 即出頭に係る記録の作成

検察官は、被告人に対して、弁護士会の規則に基づいて弁護士を任意に選任し、若しくは弁護士を選任してもらうことができる旨を伝えなければならない。

任意弁護士若しくは選任された弁護士は、直ちにその情報が伝えられる。弁護士は、事件の記録を閲覧したり、被告人に連絡をとったりすることができる。

上記のことを全て記録に記載をしなければならない。そうでない場合、その手続は無効となる。

被告人は、裁判所に出頭するまで保安部隊に身柄を護送され、裁判は同日に行われる。

出頭時、身分を確認した後で、被告人に防御の準備時間を請求することができる旨を伝えなければならない。

もし被告人が防御時間を請求し、若しくは裁判所が本件はこの法廷で直ちに審理することができないと判断した場合、事件の審理を次回の期日に回さなければならない。

裁判所は、被告人を理由付きの判決によって暫定拘束を命じることができる。この判決の中で、裁判所は、本法第205条（暫定拘束の理由）の条件を準用しなければならない。裁判所は、決定で拘束を命じる。

事件の本案に関する判決は、裁判所への出頭の日から2週間以内に出さなければならない。2週間を経過したら暫定拘束が解除される。

即出頭命令の手続による訴えを受領した裁判所は、本法第47条（即出頭）の条件が成就していないと判断した場合、又は事件が複雑で更なる捜査が必要と判断した場合、検察官に事件を移送し、取調べをするようにしなければならない。当日、被告人を予審判事のところに連れて行かなければならず、それで行かなければ被告人が自動的に釈放される。

第305条（予審判事の送致決定又は捜査委員会の送致決定による被告人の出頭）

裁判所が予審判事からの送致決定又は捜査委員会からの送致決定を受領した場合、予審判事又は捜査委員会が暫定拘留を決定した場合を除き、被告人は、自由に出頭することができる。

検察官は、必要な措置を取り、被告人を暫定拘留し、公権力で法廷へ連行するようにしなければならない。

本法第249条（解決の決定による暫定拘留及び司法観察下についての決定）の規定どおり、被告人の暫定拘留の決定は、4か月で効力を失う。もしその間、被告人を裁判所へ連れて行かない場合には、自動的に釈放される。

本案訴訟の判決は、適切な時期に出さなければならない。

暫定拘留されている被告人は、出廷しても、裁判所の釈放命令が出された場合を除き、

判決が出るまで暫定拘留のままである。

第306条（暫定拘留の被告人の釈放）

裁判所は、本法第205条（暫定拘留の理由）に基づいて、いつでも被告人の釈放命令を出したり、暫定拘留継続命令を出したりすることができる。

裁判所は、被告人、弁護士及び検察官の陳述を聞いてから判断をすることができる。

第307条（拘留されている被告人からの釈放請求の訴え）

拘留されている被告人は、法廷において口頭で又は書記官への書面で、裁判所に釈放を申し立てることができる。

釈放の申立ては、弁護士によって法廷において口頭で又は書記官への書面で行うこともできる。

もし口頭での申立てがあった場合、書記官は、法廷記録調書にその旨を記載しなければならない。申立てが書面で行われた場合、書記官は、申立書に受領の記述を記載し、直ちに裁判所の所長へ送付しなければならない。

裁判所は、被告人、弁護士及び検察官の陳述を聞いてから判断する。裁判所は、最短の時間で判断をしなければならず、口頭又は書面で申立てを受領した日から10日以内に判断をしなければならない。

第308条（検察官の控訴期間が過ぎるまでの拘留）

裁判所が釈放命令を出した場合、裁判官の即時釈放命令の場合を除いて、検察官の控訴期間が過ぎるまで、被告人を拘留し続けなければならない。検察官の釈放の同意又は不同意の書面は、手続の記録調書に綴らなければならない。

裁判所による被告人の釈放の判決に対して検察官が控訴をした場合、控訴審が終了するまで被告人を拘留しなければならない。

第309条（出廷できない被告人）

被告人が病気や他の重要な理由で出廷できない場合、裁判長は、被告人の居所での尋問を命じることができる。

裁判所は、尋問期日を決定する。

尋問は、被告人が明確に弁護士の弁護を拒否した場合を除き、検察官、弁護士及び被告人の面前で行われなければならない。

第310条（裁判所の命令による被告人の強制出廷）

重犯罪又は中犯罪事件の場合で、被告人が出頭をしない場合には、裁判所は、事件の審理を中断し、被告人の強制出廷命令の決定を出さなければならない。裁判所は、次の期

日を設定しなければならない。

強制出廷命令の決定には、下記の項目を記載しなければならない。

- 被告人の表示
- 罪名、関連する法規及びその犯罪への制裁
- 決定を出した裁判官の氏名及び職位

強制出廷命令の決定には、期日、裁判長の署名及び公印がなければならない。

本法第192条（連行命令の決定の実行）を適用する。

裁判所への出頭までの間、被告人は、警察、憲兵部隊、拘置所若しくは留置所へ連行される。被告人は、検察による尋問を要求することができる。検察官は、尋問の結果の記録調書を作成しなければならない。

第2節 民事訴訟の原告の出頭

第311条（法廷での審理時の民事訴訟の原告としての参加）

法廷での審理時、民事訴訟の原告になることの訴えを書記官に表明する。この訴えの表明は、法廷審理の記録調書に記載をしなければならない。

検察官が本案の考察²を行った後、民事訴訟の原告としての訴えを受領することはできない。

捜査時、既に民事訴訟の原告としての訴えを起こした被害者は、法廷で再度その訴えをする必要はない。

第312条（民事訴訟の原告と証人の兼任不可）

民事訴訟の原告は、証人として尋問をすることはできない。

第313条（民事訴訟の原告の支援及び代理）

民事訴訟の原告は、弁護士を選任して弁護してもらうことができる。

民事訴訟の原告は、弁護士、配偶者、親族を代理に立ててもいい。代理人は、弁護士ではない場合、書面による委任状が必要である。

第3節 民事訴訟上の責任者の出頭

第314条（民事訴訟上の責任者の出廷）

民事訴訟の責任者は、弁護士の支援を求めることができる。民事訴訟の責任者は、弁護士、配偶者、親族を代理に立ててもいい。その場合、書面による委任状が必要である。

² 訳注：「起訴の最終判断」とほぼ同義。

第4節 証人の出廷

第315条（証人の出廷）

呼出があったとき、証人は出廷をしなければならない。裁判所は、公権力を使って証人を強制的に出廷させることができる。

第3章 尋問

第1節 尋問の公開性及び法廷の運営

第316条（尋問の公開性及び尋問の秘密性）

尋問は、公開の法廷で行われなければならない。

しかし、裁判所は、その公開によって公共秩序又は習慣を害すると考えた場合、その理由を明確にして、尋問の一部又は全部を非公開で行うことができる。裁判所は、本案の判決と別の判決で、それとも本案の判決の中での特別決定でそれを決めなければならない。

裁判所の非公開での審理の決定に対して、異議申立てをすることはできない。

第317条（判決の言渡し）

全ての場合において、判決の言渡しは、公開の法廷で行われなければならない。

第318条（法廷の秩序の保証）

裁判長は、尋問を仕切らなければならない。裁判長は、防御の権利がきちんと自由に使えるように保障をしなければならない。しかし、裁判長は、審理の遅延行為や真実の追及に役立たない尋問を制することができる。

裁判長は、尋問時の秩序を保障しなければならない。

裁判長は、一部の未成年者又は未成年者全員が公開の法廷に参加することを禁止することができる。

裁判長は、尋問の秩序を妨害する人々を法廷から出るように命令をすることができる。任務を遂行するために、裁判長は、公権力を使うことができる。

第319条（事件記録の閲覧）

弁護士は、事件の記録を書記官の事務所で、書記官の監督の下、閲覧をすることができる。

裁判長の許可があれば、弁護士又は弁護士の事務所の職員は、事件記録の写しを自己の費用及び書記官の監督の下ですることができる。

第320条（法廷での違反行為）

もし法廷で違反行為があった場合、裁判長がその違反の記録を作成しなければならない。裁判長は、直ちに違反者の拘束命令を出して検察官に連行し、検察官にその違反に対する処分をしてもらうことができる。

違反が軽犯罪又は中犯罪に当たる場合で、検察官の訴え及び違反者が同意をした場合、裁判長は、直ちにその違反行為に対する審理を行うことができる。

第2節 証拠方法

第321条（裁判所による証拠の評価）

本法と異なる規定があった場合を除き、刑事事件の証拠は、自由に提出することができる。

裁判所は、提出された証拠を自分の心証で評価をすることができる。

裁判所は、判決の中で事件の中に出ている証拠及び法廷で出された証拠のみを引用することができる。

裁判所は、自白もその他の証拠と同様に評価をする。身体的又は精神的な強制によって出された供述は、証拠の価値がない。

被告人及び自分の弁護士との間の会話を証拠にすることはできない。

第3節 尋問

第322条（法廷出席者関係の手続）

書記官は、被告人、民事訴訟の原告、民事損害の責任者、証人及び専門家と呼び、その人たちの身分の確認をしなければならない。

民事訴訟の原告は、配偶者又は親族によって代理された場合、書記官がその代理の身分の確認及び委任の有効性を確認しなければならない。民事損害の責任者についても、同様である。必要な場合、書記官が裁判長の意見を求めなければならない。

法廷の中で、各当事者は、所定の場所に座らなければならない。

被告人は、お互いに話し合ったりすることはできない。

専門家及び証人は、用意された待合室で待機をしなければならない。待合室は、法廷内の様子を見たり聞いたりすることができない。

法廷内又は待合室内では、証人はお互いに連絡をしたり、話し合ったりすることができない。

第323条（呼出の正則性の争い）

法廷への召喚の決定の争いや、即出頭の記録調書に関する正則性の争い、法廷への出廷の呼出の争いは、本案の審理の前に主張しなければならない。そうでなければ、その争い

は受け付けない。

第324条（呼び出されていない証人の尋問）

尋問中に当事者は、法廷出席中の人を呼出なしで、証人として尋問することを裁判所に求めることができる。この尋問は、裁判長の許可が必要である。書記官は、その証人の身分を確認し、待合室に退去してもらわなければならない。

第325条（被告人の尋問）

裁判長は、被告人に起訴事実を伝え、尋問を行う。裁判長は、真実を解明するために必要な質問を全て尋問する。裁判長は、被告人に有利な質問も、不利な質問もしなければならない。

裁判長が尋問をした後、検察官、弁護士及び当事者も尋問をすることができる。尋問をするとき、必ず裁判長の許可を得なければならない。検察の代表及び弁護士の尋問以外は、裁判長を通じてしなければならない。異議申立てがあった場合、裁判長の裁量で尋問の可否を決定する。

第326条（当事者の尋問）

裁判長は、民事訴訟の原告、民事損害責任者、被害者、証人及び専門家の尋問を裁判長が事件を解明するのに役立つと考えている順番で行う。裁判長は、捜査に参加した司法警察官、捜査関係者、司法警察の代理を証人として尋問する。

検察官、弁護士及び当事者も質問をすることができる。質問をするとき、必ず裁判長の許可を得なければならない。検察の代表及び弁護士の質問以外は、裁判長を通じてしなければならない。異議申立てがあった場合、裁判長の裁量で質問の可否を決定する。

第327条（証人の尋問に対する反対）

もし証人の尋問が真実追及のためにならないと考えた場合、検察官、弁護士及び当事者は、それに対して反対することができる。異議申立てがあった場合、裁判長の裁量で質問の可否を決定する。

第328条（証人の宣誓）

裁判長は、各証人に、被告人、民事訴訟の原告又は民事損害責任者の血族関係か、婚族関係か、使用人の関係であるかどうかを聞かななければならない。

質問に対して答える前に、証人に信仰又は宗教の下で真実を述べることを宣誓させなければならない。

質問に答えた後、各証人は、また待機をしなければならない。もしその証人に対する尋問がそれで終了した場合、裁判所が退廷をさせることができる。

本法第156条（宣誓不要な証人）の規定も適用する。

第329条（告発者）

自分の告発によって報奨金をもらった告発者に対しても，裁判所は，情報を得るために尋問をすることができる。

第330条（通訳人の支援及び宣誓）

必要があれば，裁判長は，通訳人を呼ぶことができる。通訳人は，信仰又は宗教の下で裁判所を支援し，陳述を正しく通訳することを宣誓しなければならない。どのような場合においても，通訳人を裁判官，書記官，警察官，憲兵，当事者若しくは証人から選ぶことはできない。

本法第156条（宣誓不要な証人）の規定を適用する。

第331条（ろうあ者又は耳の不自由な人）

ろうあ者又は耳に不自由な人に対して尋問をするとき，書記官は，質問を書いて，本人に読ませ，答えてもらわなければならない。もし本人が読み書きできない場合，裁判長は，本法第330条（通訳人の支援及び宣誓）の条件で通訳人を探さなければならない。

裁判長は，本人と交流があった人と呼んで通訳してもらうことができる。その人は，信仰又は宗教の下で裁判所を支援し，陳述を正しく通訳することを宣誓しなければならない。

第332条（証拠物の提示）

裁判長は，誰かに証拠物の提示させることができる。

第333条（被告人の欠席時の真実の追及）

被告人が欠席したとしても，裁判所は，真実を追求し，他の当事者や証人を尋問したり，証拠を取り調べたりしなければならない。

第334条（尋問終結するまでの陳述書の提出）

尋問が終結するまで，被告人，民事訴訟の原告及び民事損害責任者は，陳述書及び真実を示すためのあらゆる書面を提出することができる。

陳述書は，裁判長及び書記官の公印を押し，事件記録に綴らなければならない。

第335条（尋問後の当事者の陳述権）

尋問後，裁判長は，下記の者に次々と陳述をさせる。

- 民事訴訟の原告，民事損害責任者及び被告人に対して短い陳述をさせる。
- 民事訴訟の原告の弁護士に弁護の陳述を行わせる。

- 検察官に求刑の陳述をさせる。
- 民事損害の責任者の弁護士及び被告人の弁護士に弁護の陳述をさせる。

民事訴訟の原告及び検察官は、陳述に対する反論の陳述を行うことができる。しかし、被告人とその弁護士の陳述は最後に行う。

この手続の実施については、法廷記録調書及び判決に記載をしなければならない。

第336条（検察官による口頭の訴え）

正義に寄与すると考えた場合、検察官は、最終の論告求刑を口頭で行うことができる。

第337条（裁判所の最終協議及び判決）

裁判所は、法廷から退廷し、協議室へ行って最終的協議をして判決を下す。それ以上の訴えを提起することはできない。それ以上の事実を主張することができない。

その協議には、検察官及び書記官が参加することはできない。

第338条（裁判所の現場への赴き）

真実を追求するために、裁判所は、全国どこでも現場へ赴くことができる。

裁判所は、検察官及び書記官を同行させなければならない。自分で申し込めば、被告人、民事訴訟の原告、民事損害責任者及び弁護士も同行することができる。

これらの活動についての記録調書も作成をしなければならない。

第339条（裁判所の命令による追加情報）

もし新たな調査が必要であると判断した場合、裁判所が追加捜査の命令を出すことができる。

追加捜査を担当する人々は、下記のとおりである。

- 裁判長
- 合議体による審理の場合その合議体の中のある裁判官
- 始審裁判所の他の裁判官

追加捜査の命令を出した裁判所は、捜査する裁判官を任命しなければならない。

任命された裁判官は、下記のように予審判事と同じ権限を有する。

- 裁判所の管轄の範囲内又は全国的な範囲での捜査
- 証人の尋問
- 捜索
- 証拠物件の押収
- 鑑定の命令

追加捜査を実施するために、裁判官は、尋問を他の人に委任することができる。

第340条（継続審理）

もし尋問がその法廷で全部終了していない場合、裁判所がその審理を決められた次回の期日に持ち越すことができる。

第341条（法廷の記録調書の作成）

法廷開催時、高等裁判所に手続の正則性を確認し、また尋問の内容を知るために、書記官は、記録調書を作成しなければならない。

書記官は、最善の努力で法廷での審理を見て、被告人、民事訴訟の原告、民事損害の責任者、証人及び鑑定人に対する質問及び答えを聞いて詳細の記録を取らなければならない。

この記録調書は、書記官が署名をし、裁判長が判決の言い渡し日から10日以内にチェックをして公印を押さなければならない。

記録調書の管理などをきちんとしない書記官は、職務上の懲戒を受ける。

第4節 反論

第342条（反論における裁判所の任務）

訴追事件を受領した裁判所は、特別法による規定の場合を除き、当事者から出された全ての反論に対しての判断の権限を有する。

裁判所は、予審判事からの送致決定及び捜査委員会からの送致決定による場合を除き、当事者から出された手続の無効の反論に対して判断をすることができる。

第343条（喫緊的な問題及び判断の停止）

もし当事者から喫緊的な問題を出され、その判断が他の裁判所の専属管轄である場合、裁判所は、その判断を停止しなければならない。

喫緊的な問題を受領できるのは、被告人が訴追されている犯罪を覆すためのもののみである。

民事関係では、所有権、不動産上の物権及び身分関係は、民事裁判所の管轄である。

第344条（反論の提起）

反論は、本案の審理までに申立てをしなければならない。本案の審理に入ったらそれを受領することができない。

第345条（喫緊的な問題の受領）

喫緊的な問題を受領しない場合、裁判所が理由付きの判決で行わなければならない。

喫緊的な問題が提起され、裁判所がそれを受領した場合、審理を停止し、当事者が管轄を有する裁判所に訴えるための期間を定めなければならない。

上記期間が経過し、関係する当事者がすでに管轄を有する裁判所に申し立てた証拠を出した場合、そのことを判断してもらうために、裁判所は、新たな期間を決定しなければならない。検察官は、訴えを受領した裁判所にその期間を通知しなければならない。

もしその期間が過ぎても判断がされていない場合で、その遅延が関係の当事者の過失によるものであれば、刑事事件の審理が継続される。

第346条（反論に対する審理）

裁判所は、反論に関する判断を判決と別の判決で行わなければならない。

しかし、裁判所は、その事実を本案に統合して、1つの判決で本案訴訟と反論についての判断をすることができる。

第4章 判決

第1節 判決の言渡し

第347条（判決の言渡し）

判決は、尋問の法廷の時又は次回の法廷で言い渡さなければならない。この場合、裁判長は、参加している当事者全員に判決の言渡し日を通知しなければならない。

第348条（裁判所への起訴事実に対する判断の範囲）

裁判所は、予審判事の送致決定、捜査委員会の送致決定、法廷への召喚の決定又は即出頭命令の記録調書に記載されている行為に対してのみ判断をすることができる。

事件がすでに合議体によって審理された場合、起訴事実が中犯罪若しくは軽犯罪であると分かっても、そのままの合議体で審理をする。事件が単独の裁判官によって審理された場合、起訴事実が重犯罪であると分かったら、裁判所が検察官に事件を戻し、再捜査をしなければならない。

第349条（個人に対する裁判所への訴え）

裁判所は、裁判所に送致された被告人に対してのみ審理を行うことができる。

証人として呼び出された者が首謀者又は共謀者などで起訴される可能性があった場合、その人に対する審理は、本法第43条（起訴）の規定によって起訴された後でなければ行うことはできない。

第350条（罪名の言渡し）

裁判所は、下記の項目を審理しなければならない。

- その行為は、重犯罪、中犯罪又は軽犯罪か
- 被告人は、起訴された事実を行ったのかどうか

審理の結果、被告人が犯人であるのであれば、裁判所は、それに対して制裁を科することができる。

もし裁判所がその行為は違反ではないか、それとも被告人は違反していないと判断した場合、被告人を釈放しなければならない。

第351条（被告人の欠席）

推定無罪であり、疑わしきは被告人の利益になる。

被告人が欠席した場合に、もし実際に被告人がその犯罪を行ったと判断したら、裁判所は、判決を言い渡さなければならない。

第352条（司法観察の終了）

判決の言渡しによって、司法観察は終了する。

第353条（裁判所が出す身柄拘束命令の決定及び逮捕命令の決定）

もし裁判所が被告人を執行猶予なしの1年以上の拘禁刑を言い渡す場合、裁判所は、理由を付けて、下記の特別な決定を法廷開催時に出すことができる。

- 法廷に出席している被告人の拘留命令の決定
- 欠席している被告人の逮捕命令の決定

拘留命令の決定及び逮捕命令の決定は、直ちに効力を発揮する。

それらの決定には、下記の項目を記載しなければならない。

- 犯人の表示
- 制裁の種類及び制裁の根拠の法律
- 決定を出した裁判官の氏名及び職位

この決定には、日付、裁判官の署名及び公印がなければならない。

逮捕命令の決定の実行によって逮捕された犯人は、逮捕された場所の検察官に最短の時間で連れて行き、その犯人に対してその決定を通知し、拘留をしなければならない。

判決は、欠席裁判で行った場合で、もし犯人が故障を申し立てるのであれば、最短の時間で判決を出した裁判所へ出頭しなければならない。犯人は、仮釈放を申し立てることができる。その場合、裁判所は、本法第307条（拘留されている被告人の釈放要求の訴え）に基づいて決定する。

第354条（押収物の返還）

裁判所は、押収物の返還の権限を有する。

第355条（民事上の利益に関する判断）

裁判所は、刑事事件と同じ判決の中で、民事の利益に関する決定を行う。裁判所は、民

民事訴訟の原告としての訴えの可能性を検討し、民事訴訟の原告が被告人及び民事損害責任者に対する訴えを判断する。もし裁判所は、まだその民事の利益を判断できない場合、次回の期日で判断をすることができ、暫定金額を決めることができる。

同じ犯罪で制裁をされた犯人は、連帯で損害に対する支払の責任を有する。

第 356 条（民事訴訟の原告の法廷の欠席）

民事訴訟の原告が法廷開催の前に損害賠償請求を出し、法廷開催時に欠席した場合で、もし裁判所が被告人に有罪の判決を出した場合、その請求内容に基づいて被害者に対する損害の支払を決めなければならない。

第 357 条（判決書：理由及び主文）

全ての判決は 2 部から構成されている。

- 理由の部とは、判決の根拠となる事実に関する証拠及び法律の規定に関する部分。
- 主文とは、裁判所の判断。

事実は明確でなければならず、疑わしきがないものである。裁判所は、各起訴事実を検討し、法廷で出された証拠を取り調べなければならない。

理由の部分において、裁判所は、当事者の書面による最終弁論に対して答えなければならない。

主文の部分には、被告人の罪名、それに関連する法文及び民事制裁について記載をしなければならない。

第 358 条（判決での記載事項）

判決には、裁判長及び書記官が署名をしなければならない。

判決には、下記の項目を記載しなければならない。

- 法廷開催の期日
- 裁判官の氏名及び職位
- 検察の代表の氏名及び職位
- 書記官の氏名及び職位
- 被告人、民事訴訟の原告及び民事損害の責任者のそれぞれの氏名、住所、生年月日、出生地及び職業
- 弁護士の氏名

裁判長及び書記官が署名した後、判決の原本は、言渡しから最長 8 日間、書記官の事務所に保管しなければならない。書記官は、いつも原本を保存しなければならない。控訴があった場合、書記官が判決の写しを提供することができる。

第 359 条（公開の法廷での判決の言渡し）

全ての判決の言渡しは、公開の法廷で行わなければならない。主文については、裁判長が大きな声で読み上げなければならない。

第2節 判決の種類

第360条（対面の判決）

言渡し時、もし被告人が法廷に出ている場合、その判決は対面の判決である。対面の判決は、被告人に通知をする必要はない。対面の判決は、控訴できる。

被告人が法廷から出たとしても、対面の判決である。

被告人の尋問が本法第309条（出廷できない被告人）に基づいて尋問をした場合でも、判決は、対面の判決である。

第361条（みなし対面判決）

もし被告人が法廷に出席していなかったが、本人が法廷への召喚の決定又は呼出決定を知った場合の判決は、みなし対面判決である。

みなし判決については、被告人に通知をしなければならない。この判決は、控訴できる。

もし被告人が欠席の理由を明確にし、裁判所が正当であると判断した場合、その審理を次の期日に持ち越すことができる。

第362条（欠席判決）

もし被告人が法廷に出席せず、それに被告人が法廷への召喚の決定又は呼出決定を知っているという証拠がなければ、言い渡された判決は、欠席判決である。

欠席判決は、被告人に通知をしなければならない。欠席判決に対して故障を申し立てることができる。

第363条（民事訴訟の原告に対する判決）

もし民事訴訟の原告又はその正当な代理人が法廷に出席した場合、判決は、民事訴訟の原告に対する対面判決となる。民事訴訟の原告に対する対面判決は、当該者に通知をする必要はない。この判決に対して控訴できる。

もし民事訴訟の原告又は正当な代理人が法廷に出席しない場合、言い渡された判決は、民事訴訟の原告に対する欠席判決である。この欠席判決は、民事訴訟の原告に通知をしなければならない。欠席判決に対して故障を申し立てることができる。

第364条（民事損害の責任者に対する判決）

もし民事損害の責任者として呼び出された者又はその正当な代理人が法廷に出席した場合、判決は、民事損害の責任者に対する対面判決となる。民事損害の責任者に対する対面

判決は、当該者に通知をする必要はない。この判決に対して控訴できる。

もし民事損害の責任者として呼び出された者又は正当な代理人が法廷に出席しない場合、言い渡された判決は、民事損害の責任者に対する欠席判決である。この欠席判決は、民事損害の責任者に通知をしなければならない。欠席判決に対して故障を申し立てることができる。

第3節 欠席判決に対する故障申立て

第365条（欠席判決に対する故障申立て）

被告人は、自分に対する欠席判決に対して故障申立てをすることができる。

第366条（故障申立ての書式及び受領の可否）

故障申立ては、書面で下記のように行わなければならない。

- 判決を出した裁判所の書記官に
- 検察官、警察機関、憲兵部隊、拘置所若しくは留置所の所長の面前で

被告人は、弁護士に弁護してもらうことができる。弁護士は、故障申立ての委任状がなければならない。しかし、被告人が未成年者の場合、親又は後見人が代理できる。この場合において委任状は不要である。

故障申立てを受領したら、検察官、警察機関、憲兵部隊、拘置所若しくは留置所の所長は、直ちに判決を出した裁判所の書記官にそれを渡さなければならない。

故障申立て人が署名できない場合、拇印の捺印をしなければならない。

第367条（故障申立ての帳簿）

裁判所の書記官は、故障申立ての帳簿を管理する。当事者及び弁護士は、その帳簿を自由に見ることができる。

第368条（故障申立ての期間）

故障申立ては、15日以内にしなければならない。

- 被告人に欠席判決を直接渡した場合、欠席の判決の通知を受けた日から起算される。
- 被告人に欠席判決を直接渡していない場合、被告人が確実にその判決を知った日から起算される。

第369条（民事に対する判決の部分に対する故障申立て）

故障申立ては、判決の民事の部分にのみ行うことができる。

第370条（故障申立ての効果）

もし故障申立てが判決全体に対するものであれば、その判決は、無効である。その判決の実行は、保留される。

しかし、身柄拘束の効果はまだ残る。被告人の釈放に関しては、裁判所の権限である。

もし故障申立てが判決の民事の部分のみに対するものであれば、その判決の民事部分のみは無効である。その判決の民事部分の実行は、保留される。

第371条（故障申立てに対する判決）

申立ては、同じ裁判所で審理をしなければならない。

当事者全員の呼出は、検察官が行う。

裁判所は、故障申立ての受領可否を確認し、本案を審理しなおさなければならない。

もし故障申立人をきちんと呼び出したのに、本人が出廷しなかった場合、裁判所は、その故障申立てを無効とすることを宣言する。故障を申し立てられた判決は、変更されない。この判決は、全ての当事者に対して効力を及ぼす。故障申立人は、本法第382条（被告人、民事訴訟の原告、民事損害の責任者の控訴期間）による規定の条件において、控訴をすることができる。

第372条（民事訴訟の原告又は民事損害の責任者による故障申立て）

民事訴訟の原告は、自分に対する欠席判決に対して、故障申立てを行うことができる。この故障申立ては、判決の民事の部分に対して行うものである。

故障申立ては、15日以内にしなければならない。

- 民事訴訟の原告に欠席判決を直接渡した場合、欠席の判決の通知を受けた日から起算される。
- 民事訴訟の原告に欠席判決を直接渡していない場合、民事訴訟の原告が確実にその判決を知った日から起算される。

故障申立ては、書面で判決を言い渡した裁判所の書記官の事務所で行わなければならない。

民事訴訟の原告は弁護士、配偶者又は血族関係の人が代理をすることができる。

本条は、裁判所が民事損害の責任者と判断された人に対しても適用する。

第2部 判決に対する控訴

第1章 高等裁判所の刑事事件捜査委員会の任務

第373条（高等裁判所の刑事事件捜査委員会の管轄）

高等裁判所の捜査委員会は、刑事事件における始審裁判所の判決に対する控訴を判断する権限を有する。

第374条（一部の裁判官の担当禁止）

事件の起訴，捜査又は始審裁判所での審理に関わった裁判官は，高等裁判所で同事件の裁判長若しくは1人の裁判官として参加をすることはできない。

第2章 控訴の受領の可否

第375条（控訴できる人）

下記の者は，控訴できる。

- 始審裁判所の検察官及び高等検察庁長官
- 被告人
- 民事訴訟の原告，民事の利益の部分について
- 民事損害の責任者，民事の利益の部分について

第376条（検察官，被告人，民事訴訟の原告及び民事損害の責任者による控訴の書式）

検察官，被告人，民事訴訟の原告及び民事損害の責任者の訴えは，判決を出した裁判所の書記官の事務所で行わなければならない。

被告人は，弁護士によって代理されることができる。弁護士は，控訴の委任状を受けなければならない。しかし，被告人が未成年者の場合，親又は後見人が代理できる。その場合，委任状は不要である。

民事訴訟の原告は，弁護士，配偶者又は血族関係者によって代理されることができる。この場合，控訴の代理の委任状が必要である。

書記官は，控訴事件を裁判所で保管されている特別な登録簿に記録をしなければならない。控訴状には，書記官及び控訴人若しくはその代理人が署名をしなければならない。委任状は，控訴状に添付しなければならない。

第377条（拘留されている被告人による控訴）

拘束されている被告人は，拘留所又は留置所の所長に控訴の意思を表明することができる。その被告人は，控訴状を作成し，日時を書いて，署名をしなければならない。

控訴状は，拘留所又は留置所の所長によって特別な帳簿に登録をしなければならない。被告人は，その登録簿の縁に署名をしなければならない。

拘留所又は留置所の所長は，その控訴状を最短の時間で裁判所の書記官に提出し，書記官が上訴事件簿に記録をしなければならない。

第378条（控訴人は読み書きできない場合）

もし控訴人が署名できない場合，親指の押捺を行わなければならない。

第379条（検察庁の長官による控訴）

検察庁の長官の控訴は，高等裁判所の書記官の事務所に提起しなければならない。

書記官は，控訴状を高等裁判所の書記官の事務所で保管している特別帳簿に登録をしなければならない。控訴状には，書記官及び検察庁の長官が署名をしなければならない。

第380条（控訴事件の帳簿の閲覧）

始審裁判所の控訴事件登録簿及び高等裁判所の控訴事件記録簿は，当事者及び弁護士がいつでも閲覧をすることができる。

第381条（検察官及び検察庁の長官の控訴期間）

検察官の控訴は，1か月以内である。

検察庁の長官の控訴は，3か月以内である。

その期間は，判決の言渡し日から起算する。

第382条（被告人，民事訴訟の原告，民事損害の責任者の控訴期間）

被告人，民事訴訟の原告，民事損害の責任者の控訴期間は，1か月間である。

もしその判決が対面判決であれば，控訴期間は，判決の言渡し日から起算される。

もしその判決がみなし対面判決であれば，控訴期間は，通知方法にかかわらず，判決の通知日から起算される。

第383条（控訴の追加期間：付帯控訴）

もし上記の期間において，どちらかの当事者から控訴が出された場合，その他の当事者の付帯控訴期間は，7日間である。この追加の期間は，前の期間の経過後から起算される。

第384条（拘留の場合の検察官及び被告人の控訴期間）

拘留の場合の検察官の控訴期間は，48時間であり，被告人の控訴期間は，5日間である。この期間は，裁判所が拘留を決定した日から起算される。

第385条（中間判決に対する控訴）

裁判所が中間判決を出した場合，もしその判決で手続が終了したらすぐ控訴をすることができる。これと異なる場合，中間判決を高等裁判所が審理を行うためには，本案に対する審理も同時に行わなければならない。

第3章 高等裁判所に対する手続

第386条（事件記録を高等裁判所への送付）

控訴が提起された場合、始審裁判所の書記官は、事件の記録を高等裁判所へ送付をしなければならない。

書記官は、最短の時間で、高等裁判所の書記官に対して、次の書類を送付しなければならない。

- 手続の記録
- 原本に相違がないことの証明のある控訴状の写し
- 原本に相違がないことの証明のある判決の謄本

裁判所による被告人の拘留の判断に対して控訴をした場合、どうしても避けられない状況の場合を除き、この事件の記録を10日以内に送らなければならない。避けられない状況の場合には、その旨を送り状に記載しなければならない。

第387条（法廷の期日及び審理の期間の決定）

事件記録が高等裁判所に着いたら、刑事委員会の委員長は、その控訴の手続が正しいのかを確認し、法廷の期日を決定する。

高等裁判所は、適切な期間内に決めなければならない。始審裁判所の拘留の判決に対する控訴の場合、高等裁判所は、事件受理した日から15日以内に判断しなければならない。

第388条（通知及び出廷の呼出）

刑事委員会の委員長は、法廷の期日を高等検察庁の長官に知らせる。

高等検察庁の長官は、本法第7編（法廷への召喚の決定、呼出の決定及び通知決定）第2部（被告の出廷の呼出）及び第3部（被告人以外の人に対する出廷の呼出）の規定に基づいて、被告人、民事訴訟の原告及び民事損害の責任者を呼び出さなければならない。

第389条（被告人の移送）

高等検察庁の長官の命令により、拘留されている被告人は、最短の期間で、高等裁判所に一番近い拘置所又は拘留所に移送をしなければならない。

第390条（高等裁判所の報告）

刑事委員会の委員長は、報告してもらった裁判官1人を任命しなければならない。報告書作成者は、委員長又はその他の裁判官であってもかまわない。

報告書には、事件の概要及び高等裁判所に送られてきた判決の概要を書かなければならない。報告書は、書面で行い、事件記録に綴られる。報告書は、裁判所が情報を全て得られる程度に細かく書かなければならない。

第391条（事件記録の閲覧及び準備書面の提出）

高等検察庁の長官及び弁護士は、法廷開催期日まで事件の記録を閲覧することができる。

当事者及び弁護士は、書記官に準備書面を提出することができる。書記官は、その準備書面に受領の期日を記入し、事件記録に綴らなければならない。

第392条（尋問の公開性及び尋問の秘密性）

尋問は、公開の法廷で行われなければならない。

しかし、裁判所は、その公開によって公共秩序又は習慣を害すると考えた場合、その理由を明確にして、尋問の一部又は全部を非公開で行うことができる。裁判所は、本案の判決と別の判決で、あるいは本案の判決の中での特別決定で、それを決めなければならない。

裁判所の非公開での審理の決定に対して、異議申立てをすることはできない。

第393条（被告人の尋問）

報告書を読み上げた後、裁判長は、被告人を尋問する。

検察庁の長官、弁護士及び当事者も、被告人を尋問することができる。尋問をするときは、必ず裁判長の許可を得なければならない。検察の代表及び弁護士の尋問以外は、裁判長を通じてしなければならない。異議があった場合、裁判長が、職権で、その尋問の可否を判断する。

第394条（民事訴訟の原告、民事損害の責任者、鑑定人、証人の尋問）

被告人の尋問後、裁判長は、民事訴訟の原告及び民事損害の責任者を事件の解明に役立つと考えられる順番で行う。

証人及び鑑定人の尋問は、裁判長の命令があった場合に限って行う。

第395条（話しの順番）

検察庁の長官及び弁護士は、名前を呼ばれた順番で話をする。

どの場合であっても、被告人は、最後に話す。被告人の弁護士は、最後に追加の陳述を行うことができる。

第396条（始審裁判所で適用している規定の高等裁判所への拡張）

始審裁判所で適用されている規定は、高等裁判所にも適用する。

第4章 控訴の効果

第397条（控訴の効果）

高等裁判所に引き渡される事件は、控訴人別で控訴状の訴えの範囲内である。

第398条（判決の実行に対する控訴の効果）

控訴の期間中、判決の効力は、停止される。

しかし、始審裁判所に最初に出頭し、拘留された被告人は、検察官の控訴期間中及び事件に対する高等裁判所の刑事判断が出るまでの期間において、続けて拘留所で拘留される。もし始審裁判所が無罪と判断し、若しくは判決で出された禁錮刑の期間が暫定拘留期間よりも短い場合、検察官が同意して控訴期間の経過前に釈放することもある。

検察官の控訴期間は、刑の執行の障害にならない。

第 399 条（被告人からのみの控訴の効果）

被告人からの控訴しかない場合、高等裁判所は、その被告人の刑をより重くすることはできない。裁判所は、刑を軽くする変更しかできない。高等裁判所は、被告人にさらに制裁を加えることはできない。

高等裁判所は、始審裁判所が決めた罪名を別の罪名に変更をすることができるが、その制裁をさらに重くすることはできない。

もし始審裁判所がある罪名に対する判断を忘れて、追加の判断を絶対にしなければならない場合、高等裁判所は、始審裁判所の判決を取り消して、新たに犯罪に対する決定を行う。

もし被告人からの控訴しかない場合、高等裁判所は、民事訴訟の原告の訴えに対する損害の修復の金額を増やすことができない。

第 400 条（検察官及び検察庁の長官の控訴の効果）

検察官及び検察庁の長官の控訴は、始審裁判所の刑事に係る判断を見直す効果がある。

高等裁判所は、始審裁判所の判決を取り消して、無罪の決定を出すか、若しくは始審裁判所の判決よりも重い刑を科することができる。被告人の犯罪が証明されないと判断した場合、高等裁判所は、いつでも被告人を無罪にすることができる。

始審裁判所で判断し忘れた項目につき、絶対に判断しなければならないものに関しては、高等裁判所が追加の制裁をすることができる。

第 401 条（高等裁判所による事実の再認定）

高等裁判所は、始審裁判所が認定した事実を変更することができるが、始審裁判所に提出していない事実を追加することはできない。

第 402 条（民事訴訟の原告又は民事損害の責任者の控訴の効果）

民事訴訟の原告又は民事損害の責任者の控訴は、民事の利益についてのみ行うことができる。

高等裁判所において、民事訴訟の原告は、裁判所に対して提出していない新たな訴えを出すことはできない。

第403条（決定の書式及び署名）

始審裁判所の書式に関する規定及び署名は、高等裁判所の決定にも適用する。

第404条（受領できない控訴）

控訴期間経過後に出された控訴状又は条件に合致していない控訴状に対して、高等裁判所は、受領できないことを決定する。

第405条（判決の取消し）

高等裁判所は、もし被告人が無罪であると判断した場合、始審裁判所の判決を取り消して被告人を無罪にする。

第406条（高等裁判所の新利権）

高等裁判所は、もし始審裁判所の判断に無効なところがあると判断した場合、高等裁判所は、始審裁判所と同様に事実の審理を行うことができる。

第407条（高等裁判所の拘留命令の決定又は逮捕命令の決定）

高等裁判所は、もし執行猶予なしの1年以上の禁錮刑であると判断した場合で、治安に関する措置が必要な場合、開廷時に下記の特別な決定を出すことができる。

- 出廷の被告人を拘留する命令の決定
- 出廷していない被告人の逮捕命令の決定

拘束命令の決定及び逮捕命令の決定は、即実行可能である。

これらの決定には、次の項目を記載しなければならない。

- 犯人の表示
- 制裁の種類及びその制裁の根拠規定
- 決定を出した裁判官の氏名及び職位

それらの決定には、期日、裁判官の署名及び公印がなければならない。

逮捕命令の決定で逮捕された犯人は、最短の時間で、逮捕された場所の担当検察官に連れて行き、決定の内容を伝えて拘留をする。

決定の言渡しが被告人の欠席で行われた場合で、犯人が故障申立てを行いたい場合、最短の時間で、決定を出した高等裁判所へ出頭しなければならない。この場合、高等裁判所は、本法第307条（拘留されている被告人からの釈放請求の訴え）に基づいて判断する。

第408条（決定の種類）

高等裁判所が言い渡した決定には、対面の決定、みなし対面の決定及び欠席の決定であり、その区別は、始審裁判所と同様である。

第5章 欠席の決定に対する故障申立て

第409条（欠席の決定に対する故障申立て）

欠席の決定に対して、被告人は、故障申立てを行うことができる。

第410条（故障申立ての書式）

故障申立ては、次のように行うことができる。

- 書面で、決定を出した高等裁判所の書記官の事務所に対して行う。
- 書面で、検察庁の長官、警察機関、憲兵部隊、拘置所若しくは留置所の所長に対して行う。

被告人は、弁護士に代理人をしてもらってもいい。代理の弁護士は、委任状を持っていないなければならない。

しかし、被告人が未成年者の場合、親又は後見人が代理人になる。しかし、この場合、委任状が不要である。

故障申立てを受領したら、検察庁の長官、警察機関、憲兵部隊、拘置所若しくは留置所の所長は、故障申立書を直ちに決定を出した高等裁判所に送付しなければならない。

もし申し立てた人が署名できない場合には、拇印を押さなければならない。

第411条（故障申立ての登録簿）

高等裁判所の書記官は、故障申立ての登録簿を管理する。当事者及び弁護士は、いつでも閲覧をすることができる。

第412条（故障申立ての期間）

故障申立ては、15日以内にしなければならない。下記のように計算をする。

- 決定を被告人に直接渡した場合、欠席の決定の通知日
- 決定を被告人に直接渡さなかった場合、被告人が確実にその決定を知った日

第413条（民事に関する判断の範囲内に対する故障申立て）

故障申立ては、民事に関する判断に対して行うことができる。

第414条（刑事の部分又は民事の部分の判断に対する故障申立て）

もし故障申立てが決定全体に対して行うのであれば、その決定は無効となる。決定の執行は、中断される。しかし、逮捕命令の決定は、なお効力を有する。高等裁判所は、釈放の権限を有する。

もし故障申立てが民事部分の判断に対して行うのであれば、この民事部分に対する決定

は無効となり、この部分の執行は、猶予される。

第415条（故障申立てに対する判断）

この件を審理するのは、高等裁判所である。

当事者は、検察庁の長官によって呼び出される。

受領できると判断した場合、裁判所は、事実審を再度行う。

正当に呼び出された故障申立人が法廷に欠席した場合、その故障申立ては無効とする。故障を申し立てられた決定は、変更されない。この決定は、当事者に効力を及ぼす。しかし、被告人は、最高裁判所への不服申立てを行うことができる。

第416条（民事訴訟の原告又は民事損害の責任者による故障申立て：期間、書式、代理）

民事訴訟の原告も、欠席の決定に対して、故障申立てを行うことができる。この故障申立ては、決定の民事の部分に対するものである。故障申立ては、15日以内に行わなければならない。下記の日から起算される。

- 決定を民事訴訟の原告に直接渡した場合、欠席の決定の通知日
- 決定を民事訴訟の原告に直接渡さなかった場合、その原告が確実にその決定を知った日

故障申立ては、書面で、決定を出した高等裁判所の書記官事務所に対して行うことができる。

民事訴訟の原告は、弁護士、配偶者又は血族関係者によって代理されることができる。

この条文の規定は、高等裁判所が民事損害の責任者であると判断した者に対しても適用する。

第6編 最高裁判所

第1部 上告

第1章 上告

第417条（上告できる決定）

外国犯人引渡し事件を含む捜査委員会の決定、最終管轄によって出された高等裁判所の刑事委員会の決定は、上告をすることができる。

しかし、捜査委員会による裁判への審理の送致決定に対しては、不服申立てを行うことができない。

第418条（上告できる人）

下記の者は、上告をすることができる。

- 最高検察庁の長官

- 高等検察庁の長官
- 被告人
- 外国犯人引渡し手続の犯人自身
- 民事訴訟の原告
- 民事損害の責任者

上告は、最高裁判所の刑事委員会によって審理される。

第419条（上告の理由）

最高裁判所は、下記の場合において、決定を取り消すことができる。

- 裁判所の構成が不適法
- 権限の濫用
- 法律違反又は法律不適用
- 無効と定めている法律の違反又は手続違反
- 検察庁又は当事者の訴えで、しかも内容的に明確である場合の未判断
- 理由の記載なし
- 理由と主文が異なる

第420条（上告の期間）

上告できる期間は、次のとおりである。

- 高等裁判所の刑事委員会の決定に対するものは、1か月
- 高等裁判所の捜査委員会の決定に対するものは、15日
- 外国犯人引渡し請求事件における捜査委員会の意見に対するものは、5日

上告対象の決定は、対面の決定であれば、決定の言い渡し日から起算される。

上告対象の決定は、みなし対面の決定であれば、通知の日から起算される。

上告対象の決定は、欠席の決定であれば、故障申立期間経過後の日から起算される。

第421条（中間決定に対する上告）

高等裁判所が中間決定を出した場合、その決定の手続が終了すれば、上告は、即受けられる。それ以外の場合、中間決定は、本案の決定と一緒に最高裁判所に提出をして判断をしてもらうことしかできない。

第422条（上告の方法）

上告は、書面で、決定を出した高等裁判所の書記官の事務所に提出しなければならない。この訴えは、裁判所の書記官の事務所で保管している特別な帳簿に記録をしなければならない。

外国犯人引渡し請求事件における被告人、犯罪人及び請求対象者は、弁護士を代理人に

することができる。この場合、弁護士に対する委任状が必要である。しかし、未成年者の被告人又は犯罪人の場合、親又は後見人が代理人になり、委任状が不要である。

民事訴訟の原告は、弁護士、配偶者又は血族関係者によって代理されることができる。代理人は、上告の委任状が必要である。

第423条（上告状の署名）

書記官、訴えた人又はその代理人は、上告状に署名をしなければならない。もし訴えた人が署名できない場合、本人又はその代理人が拇印を押さなければならない。委任状は、上告状に付けなければならない。

もし書記官の署名がない又は期日の記載がない場合、変造でなければ受理される。書記官には、5000リエルの過料に処する。この過料額は、最高裁判所の決定で言い渡される。

第424条（最高裁判所への事件記録の送付）

高等裁判所の書記官は、最短の時間で、事件記録を準備し、最高裁判所の書記官へ送らなければならない。

第425条（最高裁判所の登録簿への事件の登録）

事件記録が最高裁判所に送られてきたら、書記官は、それを登録しなければならない。

第426条（弁護士の選任）

当事者は、事件の登録後、弁護士を選任することができ、最も遅くとも法廷の期日の1日前である。当事者は、選任された弁護士の氏名を最高裁判所の書記官に書面で出さなければならない。

第427条（準備書面の作成期間）

書記官は、当事者に事件の登録の通知を行う。

上記の通知の10日後、書記官は、上告者に対して、最高裁判所の刑事委員会に提出する防御方法の準備書面の作成には20日間あることを通知する。もし訴えた人が弁護士を選任し、その名簿を書記官に提出した場合、上記の通知を弁護士にも行う。

もし準備書面を受領した場合、書記官がその他の当事者にも知らせ、彼らの弁護士にも20日間以内に応答の準備書面を出してもらうよう伝える。

第428条（事件記録の閲覧）

弁護士は、事件の記録を閲覧することができ、また自分の費用で複写することができる。

第429条（準備書面作成期間の延長）

もし上記の20日間でも足りない場合、刑事委員会に延長の申し出をすることができる。この延長の期間は、10日間を越えることはできない。

第430条（報告する裁判官の任命）

準備書面の提出期間が経過したら、裁判長は、報告書を作成する裁判官を任命し、事件の記録及び準備書面をその裁判官に送る。

第431条（報告書の作成）

報告書には、次の項目を書かなければならない。

- 手続及び事件の概要
- 当事者が主張している法律問題
- 報告裁判官提言の解決策

第432条（事件記録を検察庁の長官に送付する方法及び書面による考察）

事件記録、準備書面及び報告は、最高検察庁の長官に送付しなければならない。

最高検察庁の長官は、結論を書面で準備し、事件記録に綴る。

事件記録は、刑事委員会に送付しなければならない。

第433条（当時者の対する法廷期日の通知）

刑事委員会は、法廷の期日を決め、口頭で検察庁の長官へ通知する。検察庁の長官は、当事者及び弁護士にその期日を通知する。

拘留されている被告人又は外国犯人引渡し請求事件の対象者に対する通知は、下記の方法で行う。

- 口頭で
- 拘留所又は留置所の所長を通じて

拘留されていない被告人、拘留されている被告人、民事訴訟の原告、民事損害の責任者及び弁護士に対する通知は、下記の方法で行う。

- 直接口頭で
- 行政機関を通じて
- 警察機関又は憲兵部隊を通じて

口頭による通知の時、書記官は、その通知の期日を事件記録に記載をしなければならない。被告人、民事訴訟の原告、民事損害の責任者及び弁護士は、署名をしなければならない。

その他の事件については、通知は「受け取りました」との受領書を書いてもらわなければならない。

第434条（尋問の公開性）

尋問は、公開の法廷で行わなければならない。

裁判長の出頭命令の場合を除き、当事者は、最高裁判所の刑事委員会によって尋問されることはない。

報告裁判官は、事件の報告を行う。検察庁の長官は、論告求刑をする。弁護士が最終弁論を行う。

尋問の後、刑事委員会は退廷し、議論して結論を出し、決定書面を作成する。決定は、当日の言渡し又は裁判所が決めた次回の期日で言い渡す。

全ての場合において、最高裁判所は、法廷で尋問してないことに対して、協議して判断することはできない。

尋問の終了まで、当事者全員が準備書面及び補充の準備書面を提出することができる。

第435条（上告による停止の効果）

上告の期間中、高等裁判所の決定の執行は、停止される。

上告は、停止の効果がある。最高裁判所が最終決定を出した段階では、申立てに係る決定の執行は、停止される。

もし高等裁判所で拘留されている者として出頭していた場合、拘留の執行は、停止されない。

逮捕命令の決定は、まだ効力を有する。

暫定拘留は、まだ継続される。

外国犯人の引渡し手続で拘留されている者は、まだ続けて拘留される。

もし無罪と判断された場合、被告人は、釈放される。

第436条（法律問題に関する決定）

最高裁判所は、上告人が主張し、準備書面で記載している法律問題について判断しなければならない。

第437条（上告の放棄）

被告人、外国犯人の引渡し請求の対象者、民事訴訟の原告及び民事損害の責任者は、自分が出した上告を放棄することができる。この放棄は、最高裁判所の刑事委員会の委員長が審査し、記録を行う。

第438条（決定するための期間）

最高裁判所は、避けられない事情があった場合を除いて、上告を受領してから6か月以内に決定をしなければならない。

第439条（最高裁判所の決定の種類）

最高裁判所の刑事委員会は、下記の決定を出すことができる。

- 上告を全部棄却するか、一部棄却する
- 異議を申し立てている高等裁判所の決定を全部か一部取り消す

もし上告が棄却された場合には、異議を申し立てている決定に既判力が生じる。

上告人は、再度その決定に対する上告をすることはできない。

最高裁判所が異議を申し立てられた決定を取り消す場合、最高裁判所は、その事件を別の高等裁判所若しくは同じ高等裁判所の別の裁判官によって構成される合議体に差し戻さなければならない。

第440条（差し戻さない棄却）

もし行われた行為が違反ではない場合、最高裁判所は、高等裁判所の決定を差し戻さずに取り消す。

第441条（取り消して事件を差し戻す）

もし最高裁判所が起訴された行為は不服を申し立てられた決定で判断された犯罪とは異なる犯罪であると判断したが、同じ罪刑である場合には、最高裁判所は、取り消さずに新たな法律上の事実に変更し、罪刑及び民事の部分に対する決定は維持する。

もし最高裁判所が起訴された行為は不服を申し立てられた決定で判断された犯罪とは異なる犯罪であると判断し、その犯罪に対する罪刑も異なる場合には、最高裁判所は、高等裁判所の決定を取り消して、事件の管轄を有する裁判所に送致する命令をしなければならない。

第442条（本会議の決定）

もし差し戻された事件を受けた裁判所が最高裁判所の第1回目の決定に従わず、同じ理由で再度同じ決定を出し、第2回目の上告があった場合、最高裁判所は、本会議³で事実審及び法律審を行い、確定の決定を出す。

第2部 事件の再審の訴え

第1章 事件の再審の訴え

第443条（再審の訴え）

再審の訴えとは、確定し、既判力のある判決若しくは決定に対する不服の訴えである。

最高裁判所の本会議は、この再審の管轄を有する。

³ 訳注：裁判官全員参加の法廷（日本に置き換えると「大法廷」）とほぼ同義。

第444条（刑事事件における再審）

刑事事件に対する再審は、どの裁判所の判断に対しても、またどのような罪名に対しても行うことができる。

第445条（再審の開始）

再審の訴えは、下記の条件においてのみ行うことができる。

1. 殺人犯についての刑を宣告した後、被害者が生存している確固たる証拠が出ている
2. 2人の被告人は、同じ犯罪に対して刑を宣告されたが、それらの刑は矛盾している
3. 証人は被告人についてその証言を行い、その証人がそれによって刑を宣告された
4. 新しい事実、新しい証拠又は新しい書面が発見され、受刑者の犯罪性が疑われる

第446条（再審の訴えができる者）

下記の者が再審を訴える権利を有する。

1. 司法大臣
2. 受刑者、もし受刑者が無能力者の場合、その法定代理人
3. 受刑者が死亡し、又は行方不明の場合、その配偶者、親、子供及び刑を取り消すことによって物理的若しくは精神的利益を受ける人

司法大臣は、再審請求をする前に、土地管轄を有する検察庁の長官に対して、追加の捜査を命令することができる。

第447条（再審の訴えの登録簿及び事件の閲覧）

再審の訴えは、最高裁判所の登録簿に登録をしなければならない。

再審を訴える人又はその弁護士は、その再審事件の記録を最高裁判所の書記官の事務所で閲覧をすることができる。弁護士は、その事件の記録を謄写することができる。

再審請求が司法大臣から出された場合、受刑者及びその弁護士は、閲覧をすることができる。もし受刑者が行方不明であれば、その配偶者、親又は子供が閲覧をすることができる。

第448条（再審の手續及び期間）

書記官は、原告に対して、再審の訴えの書類を作成する期間は30日間であることを通知する。特別な場合、最高裁判所の長官は、この期間を延長することができる。

この期間が過ぎたら、最高裁判所の長官が報告裁判官1人を任命する。報告書が作成されたら、それを最高検察庁の長官に送付しなければならない。最高検察庁の長官は、30日以内に書面でその考察の決定を作成する。

第449条（決定による刑の執行停止の効力）

もし明確な理由があれば、最高裁判所の刑事委員会は、刑の執行停止を命じることができる。

第450条（最高裁判所への再審の訴えの送付）

刑事委員会は、再審の訴えを受領できると判断した場合、刑事委員会がその事件を最高裁判所へ送付し、本会議で事実及び法律上の審理を行い、確定の決定を出す。

第451条（法廷の期日の通知及び法廷での尋問の公開性）

最高裁判所の長官は、法廷の期日を決定し、その期日を最高検察庁の長官に口頭で通知する。最高検察庁の長官は、その期日を再審の請求者及びその弁護士に本法第433条（当事者に対する法廷期日の通知）に基づいて通知する。もしこの再審訴えが司法大臣によって行われた場合、最高検察庁の長官は、その法廷の期日を受刑者若しくはその家族に通知する。

尋問は、公開の法廷で行う。

裁判所は、報告裁判官の報告を聞いて、次に訴えた人の弁護士の陳述を聞く。もし再審の訴えが司法大臣によって行われた場合、裁判所は、受刑者又はその家族の弁護士の陳述を聞く。もし必要であると考えた場合、裁判所は、受刑者の尋問を行う。

裁判所は、最高検察庁の長官の論告求刑を聞く。訴えた人の弁護士は、再度の弁論を行うことができる。

第452条（追加の捜査）

本件についての判断を十分できると判断した場合、最高裁判所は、事件についての判断を決定で行い、その決定に対する異議申立てはできない。

それ以外の場合、裁判所は、追加の捜査命令を出す。最高裁判所は、自分のところの裁判官1人を任命し、その仕事を担当させることができる。任命された裁判官は、暫定拘留及び裁判上の監査を除き、予審判事と同じ権限を有する。

この捜査を終えた場合、それを訴えた人及びその弁護士に通知をしなければならない。

裁判長は、法廷の期日を本法第451条（法廷の期日の通知及び法廷での尋問の公開性）に基づいて決定する。

第453条（決定での理由）

決定には理由を書かなければならない。この決定は、公開の法廷で言い渡される。

第454条（刑の執行停止の決定）

再審の訴えを受けた後、最高裁判所は、いつでも本会議による審理で刑の執行停止を命

じることができる。最高裁判所の決定には、その理由も書かなければならない。

第455条（再審の訴えによる免罪及び恩赦の結果）

免罪及び恩赦は、再審の訴えの妨げにならない。

第7編 法廷への召喚の決定、呼出の決定及び通知の決定

第1部 法廷への召喚の決定

第1章 法廷への召喚の決定

第456条（法廷への召喚の決定：書式）

本法第46条（法廷への召喚状）で規定しているように、法廷への召喚の決定とは、刑事事件の審理を行う始審裁判所への出頭命令である。

被告人の生年月日、出生場所及び住所のある決定には、日付及び検察官の署名がなければならぬ。

第457条（法廷への召喚の決定から呼出の決定までの期間）

被告人に対する法廷への召喚の決定の交付から裁判所への呼出の期日までの期間は、次のとおりである。

- 被告人が始審裁判所の管轄内に住んでいる場合、15日
- 被告人が始審裁判所の管轄外で住んでいる場合、20日
- 被告人がカンボジアの隣国に住んでいる場合、2か月
- 被告人が上記以外の所に住んでいる場合、3か月

第458条（検察官による法廷への召喚の決定の交付）

法廷への召喚の決定は、検察官によって直接交付することができる。

この場合、検察官が直接被告人に決定の写しを渡さなければならない。検察官は、決定の原本に、交付の日付及び場所を記載しなければならない。被告人は、そこに署名をしなければならない。

第459条（執行官による法廷への召喚の決定の交付）

法廷への召喚の決定の交付は、執行官によっても行うことができる。

執行官は、あらゆる手段を使って、その決定を被告人に渡さなければならない。

第460条（執行官による法廷への召喚の決定の写しの交付）

もし執行官が被告人を本人の自宅若しくはどこかで見つけた場合、その被告人に決定の写しを交付する。執行官が決定の写しを被告人に直接交付した旨を記載する。執行官が交

付の日付及び場所を記載し、被告人に署名をしてもらう。決定の原本を直ちに検察官に戻さなければならない。

第461条（被告人がいない場合の執行官による法廷への召喚の決定の写しの交付）

もし被告人が自宅にいない場合、執行官は、その家にいる成人の人にその決定の写しを渡す。執行官は、決定を渡した人及び渡した日時を記載しなければならない。決定の写しを受け取った人は、決定の原本に署名をしなければならない。決定の原本は、検察官に直ちに戻さなければならない。

決定を受け取った人は、最短の時間で、被告人にその決定を渡す約束をしなければならない。

第462条（執行官によるコミューンの長又は区長への決定の写しの交付）

下記の場合において、執行官は、コミューンの長若しくはその次長、又は区長若しくはその次長に決定の写しを渡す。

- 被告人が法廷への召喚の決定を受け取らない場合
- 被告人に家には誰もいない場合
- 被告人にいたる人が誰も決定の写しを受け取らない場合

執行官は、決定を渡した人、その人の地位及び決定の写しを渡した日時を記載しなければならない。決定の写しを受け取った人は、決定の原本に署名をしなければならない。決定の原本を直ちに検察官に戻さなければならない。

決定を受け取った人は、最短の時間で、被告人にその決定を渡す約束をしなければならない。

第463条（法廷への召喚の決定のその他の交付方法）

法廷への召喚の決定の交付は、次の方法によっても行うことができる。

- 書記官による
- 行政機関を通じて
- 被告人がその他の罪で留置されている場合、拘置所又は留置所の所長による
- 警察機関若しくは憲兵組織を通じて

被告人への決定の交付を依頼された書記官、行政機関、拘置所機関、警察官又は憲兵組織は、検察官の命令に従わなければならない。

本法第460条（執行官による法廷への召喚の決定の写しの交付）から第462条（執行官によるコミューンの長又は区長への決定の写しの交付）までの規定に基づいてこの業務を行わなければならない。

第464条（被告人の住所不詳）

もし被告人が住所又は居住地を持っていないか、カンボジア国内に住んでいない場合でも、被告人を法廷への召喚による起訴ができる。この場合、決定の期日が決定の交付の期日である。

第2部 被告人の法廷への呼出の決定

第1章 被告人の法廷への呼出の決定

第465条（法廷への呼出の決定の書式）

検察官は、本法第294条（予審判事の送致決定又は捜査委員会の送致決定による当事者への法廷出席の呼出）で規定している予審判事の送致決定又は捜査委員会の送致決定の事件のように、被告人を法廷へ出席するように呼び出さなければならない。

被告人の呼出の決定には、下記の項目を記載しなければならない。

- 被告人の表示
- 被告人の生年月日及び出生地
- 被告人の居所
- 引用する決定又は送致決定
- 起訴状を受領した裁判所
- 法廷の場所、期日
- 日付及び検察官の氏名

呼出の決定には、被告人が弁護士と一緒に同行することができることを記載しなければならない。

第466条（呼出の決定から出頭命令までの期間）

被告人に対する呼出の決定の交付から裁判所への出頭の期日までの期間は、次のとおりである。

- 被告人が始審裁判所の管轄内に住んでいる場合、15日
- 被告人が始審裁判所の管轄外で住んでいる場合、20日
- 被告人がカンボジアの隣国に住んでいる場合、2か月
- 被告人がその他の所に住んでいる場合、3か月

しかし、被告人が拘留されている場合、上記の呼出の決定の交付から裁判所への出頭の期日までの期間は要求されない。

第467条（検察官による呼出の決定の直接交付）

呼出の決定は、検察官によって被告人に直接手渡すことができる。

この場合、検察官が決定の写しを被告人に渡さなければならない。検察官は、決定の原本に渡した期日及び場所を記載しなければならない。被告人は、決定の原本に署名をしな

なければならない。

第468条（執行官による呼出の決定の直接交付）

呼出の決定の交付は，執行官によっても行うことができる。

執行官は，あらゆる手段を使って，その決定を被告人に渡さなければならない。

第469条（執行官による決定の写しの交付）

執行官が被告人を本人の自宅若しくはどこかで見つけた場合，その被告人に決定の写しを交付する。

執行官は，決定の写しを被告人に直接交付した旨を決定の原本に記載しなければならない。執行官は，交付の日付及び場所を決定の原本に記載し，被告人に署名をしてもらう。決定の原本を直ちに検察官に戻さなければならない。

第470条（被告人がいない場合の執行官による決定の写しの交付）

被告人が自宅にいない場合，執行官がその家にいる成人の人にその決定の写しを渡す。

執行官は，呼出の決定の写しを家にいる人に渡したことを呼出の決定の原本に記載しなければならない。執行官は，決定を渡した人及び渡した日時を記載しなければならない。決定の写しを受け取った人は，決定の原本に署名をしなければならない。決定の原本を検察官に直ちに戻さなければならない。

決定を受け取った人は，最短の時間で，その決定を被告人に渡す約束をしなければならない。

第471条（執行官によるコミューンの長又は区長への決定の写しの交付）

下記の場合において，執行官は，コミューンの長若しくはその次長，又は区長若しくはその次長に決定の写しを渡す。

- 被告人が呼出の決定を受け取らない場合
- 被告人宅には誰もいない場合
- 被告人宅にいる人は誰も決定の写しを受け取らない場合

執行官は，決定を渡した人，その人の地位及び決定の写しを渡した日時を記載しなければならない。決定の写しを受け取った人は，決定の原本に署名をしなければならない。決定の原本を直ちに検察官に戻さなければならない。

決定を受け取った人は，最短の時間で，その決定を被告人に渡す約束をしなければならない。

第472条（呼出の決定のその他の交付方法）

呼出の決定の交付は，次の方法によっても行うことができる。

- 書記官による
- 行政機関を通じて
- 被告人がその他の罪で留置されている場合、拘置所又は留置所の所長による
- 警察機関若しくは憲兵組織を通じて

被告人への決定の交付を依頼された書記官、行政機関、拘置所機関、警察官又は憲兵組織は、検察官の命令に従わなければならない。

本法第469条（執行官による呼出の決定の写しの交付）から第472条（執行官によるコミューンの長又は区長への決定の写しの交付）までの規定に基づいて、この業務を行わなければならない。

第473条（住所又は居所不明の被告人）

被告人が住所又は居住地を持っていないか、カンボジア国内に住んでいない場合でも、検察官が被告人を法廷に呼び出すことができる。この場合、決定の期日が決定の交付の期日であるとみなす。

第474条（呼出の決定に添付する資料）

全ての場合において、法廷への召喚の決定の写しを呼出の決定に添付しなければならない。

第3部 被告人以外の人に対する法廷への呼出の決定

第1章 被告人以外の人に対する法廷への決定

第475条（民事訴訟の原告の呼出の決定）

民事訴訟の原告に対する呼出の決定には、次の事項を記載しなければならない。

- 民事訴訟の原告の表示
- 民事訴訟の原告の住所
- 被告人の氏名及び起訴されている罪名
- 審理している裁判所
- 法廷開催の日時、場所
- 日付及び検察官の署名

呼出の決定には、呼び出された人が民事訴訟の原告であることを明記しなければならない。

第476条（被害者の呼出の決定）

予審判事の前で民事訴訟の原告として訴えることを表明しない被害者については、被害者として法廷に出席するように呼出の決定を出す。呼出の決定には、次の事項を記載しな

なければならない。

- 被害者の表示
- 被害者の住所
- 被告人の氏名及び起訴されている罪名
- 審理している裁判所
- 法廷開催の日時，場所
- 日付及び検察官の署名

呼出の決定には，呼び出された人が被害者であることを明記しなければならない。

第477条（証人の呼出の決定）

証人の出廷呼出の決定には，次の事項を記載しなければならない。

- 証人の表示
- 証人の住所
- 被告人の氏名
- 審理している裁判所
- 法廷開催の日時，場所
- 日付及び検察官の署名

呼出の決定には，次のことを明記しなければならない。

- 関係者が証人として法廷に呼び出されていること
- 法廷への欠席や証人としての尋問の拒否又は偽証の場合，法律に基づいて罰せられること

第478条（専門家の呼出の決定）

専門家の出廷呼出の決定には，次の事項を記載しなければならない。

- 専門家の表示
- 専門家の住所
- 被告人の氏名
- 審理している裁判所
- 法廷開催の日時，場所
- 日付及び検察官の署名

呼出の決定には，関係者を専門家として呼び出すことを明記しなければならない。

第479条（通訳人の呼出の決定）

通訳人の出廷呼出の決定には，次の事項を記載しなければならない。

- 通訳人の表示
- 通訳人の住所

- 被告人の氏名
- 審理している裁判所
- 法廷開催の日時，場所
- 日付及び検察官の署名

呼出の決定には，関係者を通訳人として呼び出すことを明記しなければならない。

第480条（民事損害の責任者の呼出の決定）

民事損害の出廷呼出の決定には，次の事項を記載しなければならない。

- 民事損害の責任者の表示
- 民事損害の責任者の住所
- 被告人の氏名
- 審理している裁判所
- 法廷開催の日時，場所
- 日付及び検察官の署名

呼出の決定には，関係者を民事損害の責任者として呼び出すことを明記しなければならない。

第481条（共通規定）

民事訴訟の原告，被害者，証人，専門家，通訳人及び民事損害の責任者としての出廷呼出の決定について，本法第467条（検察官による呼出の決定の直接交付）から第472条（呼出の決定のその他の交付方法）の規定を適用しなければならない。

第4部 裁判所の決定についての通知に関する決定

第1章 裁判所の決定についての通知に関する決定

第482条（通知の決定の目的）

通知の決定とは，裁判所が判断した内容を通知する書面であり，法律上，関係当事者に裁判所の判断を通知しなければならないものである。

通知の決定は，検察官，検察庁の長官及び当事者の申立てによって行う。

第483条（通知の決定の記載事項）

通知の決定には，下記の事項を記載しなければならない。

- 通知の種類及び判断の基礎となる参照文書
- 判決の通知を受ける当事者の表示及び住所
- 日付及び通知する人の署名

通知の決定には，その判決に対する異議申立ての方法を明記しなければならない。

裁判所の判決書の写しを通知の決定に添付しなければならない。

第484条（検察官による通知）

関係当事者に対する通知は，検察官によっても行うことができる。

この場合，検察官が裁判所の判決書の写しを関係当事者に渡す。

検察官は，判決書の原本に写しを交付した日付及び場所を記載しなければならない。

第485条（執行官による通知）

通知は，執行官によっても行うことができる。

執行官は，あらゆる手段を用いて，関係者に裁判所の判決を通知しなければならない。

第486条（執行官による裁判所の判決書の写しの関係者への交付）

執行官が関係当事者を本人の自宅若しくはどこかで見つけた場合，その関係当事者に判決書の写しを交付しなければならない。

執行官は，判決書の写しを関係当事者に直接交付した旨を判決書の原本に記載しなければならない。執行官は，判決書の写しの交付の日付及び場所を判決書の原本に記載し，関係当事者が署名する。判決書の原本を直ちに検察官に戻さなければならない。

第487条（関係者不在の場合）

関係当事者が自宅にいない場合，執行官がその家にいる成人の人に判決書の写しを渡さなければならない。

執行官は，裁判所の判決書の写しを家にいる人に渡した旨を原本に記載をしなければならない。執行官は，渡した人及び判決書の写しを渡した日時を記載しなければならない。判決書の写しを受け取った人は，判決書の原本に署名をしなければならない。その原本を直ちに検察官に戻さなければならない。

判決書を受け取った人は，最短の時間で，その判決書を関係当事者に渡す約束をしなければならない。

第488条（コミュニティの長又は区長に対する関係資料の写しの交付）

下記の場合において，執行官は，コミュニティの長若しくはその次長，又は区長若しくはその次長に対して裁判所の判決書の写しを渡す。

- 関係当事者が判決書の写しを受け取らない場合
- 関係当事者宅には誰もいない場合
- 関係当事者宅にいる人は誰も判決書の写しを受け取らない場合

執行官は，判決書の写しを渡した人，その人の地位及び判決書の写しを渡した日時を記載しなければならない。判決書の写しを受け取った人は，判決書の原本に署名をしなければ

ばならない。判決書の原本を直ちに検察官に戻さなければならない。

判決書を受け取った人は、最短の時間で、その判決書を関係当事者に渡す約束をしなければならない。

第489条（その他の通知方法）

通知は、次の方法によっても行うことができる。

- 書記官による
- 行政機関を通じて
- 被告人がその他の罪で留置されている場合、拘置所又は留置所の所長による
- 警察機関若しくは憲兵組織を通じて

裁判所の判決書の交付を依頼された書記官、行政機関、拘置所機関、警察官又は憲兵組織は、検察官の命令に従わなければならない。

本法第486条（執行官による裁判所の判決書の写しの交付）から第488条（執行官によるコミュニケーションの長又は区長への判決書の写しの交付）までの規定に基づいて、この業務を行わなければならない。

第490（住所又は居所不明の当事者）

関係当事者が住所又は居住地を持っていないか、カンボジア国内に住んでいない場合でも、検察官が裁判所の判決を関係の当事者に通知することができる。この場合、裁判所の判決の期日が通知の期日であるとみなす。

第5部 共通規定

第1章 共通規定

第491条（期間を守らない場合の問題）

本法第457条（法廷への召喚の決定と呼出の決定までの期間）及び第466条（呼出の決定から出頭命令までの期間）で規定している期間を守れない場合、次のようにしなければならない。

- 被告人が出廷しない場合、裁判所が法廷への召喚の決定又は呼出の決定の無効を確認する。起訴期間が経過した場合を除き、裁判所は、再度、法廷への召喚の決定又は呼出の決定を出すように命令する。
- 被告人が出廷した場合で、もし被告人が審理開始に同意すれば、裁判所が即審理を開始することができる。もし被告人が審理開始を拒否した場合には、裁判所は、審理を次回にするように命令をしなければならない。

第492条（法廷への召喚の決定及び呼出の決定の無効化）

法廷への召喚の決定を無効にできるのは、その決定によって被告人の利益を害する場合のみである。

被告人、民事訴訟の原告又は民事損害の責任者に対する呼出の決定を無効にできるのは、関係当事者の利益を害する場合のみである。

第493条（法廷への召喚の決定又は呼出の決定に記載する事項）

執行官、書記官、行政機関、拘置所若しくは留置所の所長、警察機関若しくは憲兵組織を通じて、法廷への召喚の決定又は呼出の決定を交付した場合、その呼出の決定に次の事項を記載しなければならない。

- 決定を交付した人の表示
- 決定を交付した人の署名

第494条（封筒への記載事項）

本法第461条（被告人がいない場合の執行官による決定の写しの交付）、第462条（執行官によるコミューンの長又は区長への決定の写しの交付）、第470条（被告人がいない場合の執行官による決定の写しの交付）及び第471条（執行官によるコミューンの長又は区長への決定の写しの交付）の規定による交付の場合、決定の写しを封書に入れ、次のように記載をしなければならない。

- 封書の表側に決定を受けるべき当事者の氏名及び住所
- 封書の裏側に決定を渡した人の公印

本規定は、裁判所の判決の通知にも適用する。

第495条（署名及び指紋押捺）

署名を要求されている場合において、受取人が署名できない場合、署名の代わりに指紋押捺を行うことができる。

第8編 執行手続

第1部 総則

第1章 総則

第496条（刑の執行及び民事処罰）

刑罰及び身体に対する強制の執行は、検察庁によって行うものである。

民事処罰の執行は、民事訴訟の原告によって行うものである。

第497条（確定判決）

検察庁が刑罰の執行を行うのは、判決が確定したときである。

検察庁の長官の控訴期間は、刑罰の執行の障害にならない。

第498条（罰金及び手続に係る手数料の集金）

罰金及び手続に係る手数料の集金は、検察庁の監督の下で、国庫のエージェントが行う。罰金及び手続に係る手数料は、国庫に入金しなければならない。

判決又は決定の確定によって、罰金及び手続に係る手数料の支払義務が生じる。

第499条（公的権力の支援依頼）

刑罰の執行を担保するために、検察官及び検察庁の長官は、公権力の支援を求めることができる。

第500条（刑の執行に係る困難さ）

刑の執行に係る困難さは、その刑を科する始審裁判所若しくは上級審の裁判所に報告し、解決をしてもらわなければならない。

裁判所は、検察庁又は関係当事者からの報告を受ける。裁判所は、公開の法廷で検察庁、関係当事者及びその当事者の弁護士の話聞き、判断をする。

裁判所によって、刑の執行を猶予することができる。

第501条（刑の合算の申立て）

刑の合算の申立ては、最終的に判断をする裁判所に提起しなければならない。

その裁判所は、検察庁又は関係当事者からの訴えを受領する。裁判所は、公開の法廷で、検察庁、関係当事者及びその当事者の弁護士から話を聞き、判断をする。

第2部 暫定拘留及び自由の剥奪

第1章 拘留方法

第502条（留置所での拘留期間の算定）

1日の禁錮刑は、24時間である。

1か月の禁錮刑は、30日間である。

1か月以上の禁錮刑は、1か月目のその日から2か月目のその日までとする。

刑期を満了まで勤めた受刑者は、朝6時から夕方18時の間に釈放される。

第503条（暫定拘留の期間の合算）

暫定拘留期間は、言い渡された期間若しくは実際の受刑している期間に合算しなければならない。

第504条（拘置所の構成）

拘置所及び拘留所の構成及び内規は、拘置所を監督する省庁の省令によって決定する。

この省令で、拘置所等の中の受刑者の区分の条件、自由の剥奪の執行方法及び留置の手続も規定をしなければならない。

第505条（拘留者名簿）

全ての拘置所及び留置所は拘留されている人の名簿を備え、留置している人の氏名、留置の期日及び釈放の期日を記載しなければならない。その名簿は、常時、検察庁によって監督される。各ページには、検察庁の確認の裏書をしなければならない。

拘置所及び留置所の全職員は、裁判官の要求により、この名簿を裁判官にいつでも提出しなければならない。また裁判所からの委任を受けた司法警察官にも見せなければならない。

第506条（拘留状）

拘置所又は留置所の行政職員は、誰であれ、ある者を司法機関からの拘留状なしで拘留することができない。

司法機関からの拘留状なしで人を拘留した拘置所又は拘留所の行政職員は、違法身柄拘束で処罰される。

第507条（違法拘留）

人の違法拘留情報を得た裁判官は、直ちにその事件を調査しなければならない。

第508条（請求による拘留者の紹介）

拘置所又は留置所の行政職員は、請求に基づき、留置している人を裁判官及び司法機関から権限を委任された司法警察官に紹介をしなければならない。

第509条（拘置所の監査）

高等検察庁の長官、検察官、捜査委員会の委員長及び予審判事は、常に拘置所の監査をしなければならない。

第510条（拘留者とその者の弁護士との会話）

拘留者は、自分の弁護士との会話を秘密の下で行うことができる。

第511条（重大な事態発生時の検察官に対する通知）

拘置所及び留置所で重大な事態が発生した場合、直ちに検察官に通知しなければならない。

拘置所若しくは留置所から受刑者が脱獄した場合、検察官が本法第196条（身柄拘束の決定）及びそれに続く規定を準用して、直ちに捜索逮捕命令及び緊急措置をしなければならない。

第2章 条件付き釈放

第512条（態度に係る条件）

受刑者全員が拘置所内で拘留期間においてまじめな態度で服し、社会に復帰しても問題がない状況であれば、条件付きで釈放されることがある。

第513条（刑期を務めた期間に係る条件）

刑に服している受刑者は、下記の条件を満たした場合には、条件付きの釈放を受けることがある。

- 1年以下の禁錮刑の場合、刑期の半分以上が経過したとき
- それ以外の場合、刑期の3分の2以上が経過したとき

終身刑の受刑者は、すでに20年以上の刑に服したとき、条件付きで釈放されることがある。

第514条（所管官庁による条件付きの釈放）

条件付き釈放は、拘置所を管轄する始審裁判所の所長によって与えられる。当該裁判所の所長は、司法省で協議した国家委員会の提言を受けて判断をする。

国家委員会の構成は、次のとおりである。

- 司法大臣が任命した2人の委員、そのうち1人は委員長
- 拘置所の所長

第515条（国家委員会の提言）

条件付きの釈放の申請があった場合、始審裁判所の所長は、国家委員会に次の資料を送付しなければならない。

- 申請書
- 罪刑を決めた判決又は決定
- 複数の罪刑を受けた受刑者については、それらに関する判決及び決定
- 起訴簿の情報誌第1号
- 検察官の意見
- 必要な全ての書類

国家委員会は、最短の時間で提言をまとめる。この提言は、理由付きの書面で行い、直ちに始審裁判所の所長に送付しなければならない。

第516条（条件付き釈放の決定）

始審裁判所の所長は、国家委員会の提言には拘束されない。

始審裁判所の所長は、理由付きの決定で判断を行う。

この裁判所の所長の決定に対して、5日以内に、高等裁判所の所長に対して異議申立てを行うことができる。この異議申立ては、高等検察庁の長官又は当該裁判所の検察官のみが行うことができる。

もし始審裁判所が条件付きの釈放の決定を出した場合、本条第3項で規定している5日間の期間において効力を有しない。異議申立てがあった場合、高等裁判所の所長の決定が出るまで、本決定は効力を有しない。

高等裁判所の所長は、理由付きの決定で判断を行い、この判断に対して異議申立てをすることはできない。

第517条（執行の手續及び条件付き釈放の条件）

条件付き釈放の決定には、執行の手續及び受刑者の釈放の執行条件を決めなければならない。

この決定で試行期間を決め、この期間は、刑の残存期間を超えることはできない。

第518条（決定の取消）

新しい罪刑があった場合又は決定で決められた釈放条件が守られなかった場合、始審裁判所の所長は、自分の決定を撤回することができる。

第519条（釈放された受刑者の逮捕）

緊急の場合には、当該裁判所の検察官は、釈放された受刑者を逮捕する命令を出すことができる。検察官は、直ちに始審裁判所に対して通知をしなければならない。

第520条（条件付き釈放の撤回）

条件付き釈放が撤回された場合、受刑者は、残存期間の刑に服しなければならない。

残存期間は、受刑者が条件付きの釈放の通知を受けた日から起算する。

受刑者は、本法第519条（釈放された受刑者の逮捕）の規定に基づいて逮捕された場合、条件付き釈放の撤回までの拘留期間も残存期間として算定される。

第521条（撤回されない場合の問題）

条件付き釈放が試行期間内に撤回されず、本法第517条（執行の手續及び条件付き釈放の条件）で規定している期間を経過した場合、その釈放は確定される。

この場合、条件付き釈放の日に刑の執行を受けたものとみなす。

第522条（司法省の省令）

条件付きで釈放された受刑者に対する追跡，監督及び社会活動への参加の手續は，司法省の省令によって規定する。この省令によって，公的機関又は私的機関に対して，受刑者の社会活動への参加支援業務を委託することができる

第3部 身体強制

第1章 身体強制

第523条（身体の強制の執行）

身体強制の執行は，刑事裁判所によって刑を言い渡された人で，下記の費用を支払わない人に対して行う。

- 罰金
- 手續の手数料
- 民事訴訟の原告に対する損害賠償及び慰謝料

第524条（完全に法律に基づく執行）

身体強制は，完全に法律に基づいて行う。身体強制は，裁判所の言渡しは不要である。

第525条（罰金又は手續の手数料不払いの場合の身体強制）

受刑者が罰金や手續の手数料を支払わない場合，国立銀行の機関が始審裁判所の検察官に通知をしなければならない。

検察官は，支払の最終期限を受刑者に通知し，支払がない場合には身体強制をすることも同時に知らせる。この期限は，10日以下にすることはできない。

通知は，次の方法で行う。

- 口頭で直接
- 行政を通じて
- 警察機関若しくは憲兵組織を通じて

この通知について，記録調書を作成しなければならない。この記録調書に受刑者が署名をしなければならない。もし受刑者が署名できない場合，指紋押捺をしなければならない。

第526条（身体強制及び拘留命令）

支払命令の期間が経過しても受刑者が支払わない場合，検察官が，受刑者に対して身体強制及び拘留命令を出す。検察官は，受刑者の健康状態などの人道の観点で，この決定を停止することができる。

身柄強制及び拘留命令には，次の事項を記載しなければならない，

- 受刑者の表示
- 罪の種類及び関連の法規
- 本法第525条（罰金又は手続の手数料不払の場合の身体強制）で規定している通知の決定の引用
- 未払の金額
- 身体強制の期間

この命令には、検察官の署名及び公印がなければならない。

検察官は、公権力に依頼し、受刑者の逮捕及び拘留を依頼する。

第527条（身体強制及び拘留命令に対する異議申立て）

逮捕時、拘留時又はその後、受刑者が検察官の命令に対して異議申立てをした場合、受刑者を裁判所の所長のところに連れて行かなければならない。

裁判所の所長は、その逮捕及び拘留の適法性を審査しなければならない。違法の場合には、裁判所の所長は、その身体強制及び拘留命令を取り消さなければならない。

裁判所の所長は、理由を付けて、決定でなければならない。

始審裁判所の所長の決定に対して、2日以内に、高等裁判所の所長に対して異議申立てをすることができる。この異議申立ては、始審裁判所の検察庁の長官、検察官又は受刑者が行うことができる。

始審裁判所の所長が身体強制及び拘留命令を取り消した場合、この取消の決定は、本条第4項で規定している2日間は効力を有しない。もし異議申立てがあった場合、高等裁判所の所長の異議申立てに対する決定が出るまで、この決定の効力を有しない。

高等裁判所の所長が理由を付けて決定を出し、この決定に対して異議申立てができない。

第528条（釈放）

身体強制及び拘留命令を取り消された場合、受刑者を釈放し、自由の身にしなければならない。

第529条（禁錮刑と同じ条件）

身体強制の条件は、禁錮刑と同じである。

第530条（身体強制の期間）

身体強制の期間は、下記のとおりである。

- 未払金額が250,000リエル以下の場合、10日間
- 未払金額が250,001リエルから500,000リエル以下の場合、20日間
- 未払金額が500,001リエルから1,000,000リエル以下の場合、1か月間
- 未払金額が1,000,001リエルから2,500,000リエル以下の場合、2か月間

- 未払金額が2,500,001リエルから5,000,000リエル以下の場合， 3 か月間
- 未払金額が5,000,001リエルから10,000,000リエル以下の場合， 6 か月間
- 未払金額⁴が10,000,001リエルから20,500,000リエル以下の場合， 1 年間
- 未払金額が20,500,001リエルから50,000,000リエル以下の場合， 1 8 か月間
- 未払金額が50,000,000リエルを超えた場合2年間。

複数の債務に係る身体強制の場合の身体強制期間は，各債務に対する期間の合計である。

第531条（身体強制からの解放）

身体強制は，65歳以上の女性，70歳以上の男性又は犯罪を起こした未成年の受刑者に対して行うことができない。

身体強制は，異なる罰金の回収を目的とするものであっても，夫婦に対して同時に行うことができない。

第532条（債務未払状態）

身体強制の制裁に服された受刑者の債務は消滅されない。しかし，その受刑者は，同じ債務に対して身体強制を再度受けることはない。

第533条（民事訴訟の原告の訴えによる身体強制）

受刑者若しくは民事損害の責任者から損害賠償及び慰謝料の支払がない場合，民事訴訟の原告が検察官に対して身体強制を請求することができる。

損害賠償及び慰謝料の請求に係る身体強制は，受刑者にのみ行うことができる。

民事訴訟の原告は，自分が全力で法律上できる動産及び不動産の差押えなどを行った証拠を提示しなければならない。検察官は，民事訴訟の原告に対して，改めて別の手続で損害賠償及び慰謝料の支払請求を行わせることができる。

もし受刑者が同意しない場合，身体強制は，本法第523条⁵（罰金又は手続の手数料不払いの場合の身体強制）から第532条（債務未払状態）によって規定されている条件の下で行う。罰金及び手続の手数料と損害賠償及び慰謝料との間で競合があった場合，損害賠償及び慰謝料が優先される。

第4部 法的資格の再付与又は復活

第1章 裁判上の法的資格の再付与

第534条（法的資格の再付与の審理を管轄する裁判所）

法的資格の再付与の可否の判断は，制裁を行った裁判所を管轄する高等裁判所の刑事委

⁴ 「20,500,000」については，いずれも原文のまま。

⁵ 訳注：条文番号は正しく，条文タイトルが誤記と史料。

員会が行う。

第535条（法的資格の再付与の申請に関する期間的な条件）

高等裁判所の刑事委員会に法的資格の再付与を申請できるのは、次の期間が経過した場合である。

- 重犯罪の場合、5年間
- 中犯罪の場合、3年間
- 軽犯罪の場合、1年間

本期間は、下記の起点から起算される。

- 刑期満了時
- 本法第536条（必要な証拠の提供）の場合において、身体強制の執行終了時

第536条（必要な証拠の提供）

受刑者は、罰金及び手続の手数料と損害賠償及び慰謝料を支払った証拠を提出しなければならない。民事訴訟の原告が見つからない場合を除き、当該原告が損害賠償及び慰謝料の放棄をした場合、受刑者がその放棄を確認できるものを提供しなければならない。

受刑者が身体強制にすでに服した場合で、受刑者が無資力状態である証拠を提供すれば罰金及び手続の手数料と損害賠償及び慰謝料の未払は、法的資格の復活の妨げにならない。

債権者から未払の訴訟の提起があった場合、受刑者が破産手続によって相殺されたことの証拠を提供しなければならない。債権者が債権を放棄した場合、受刑者がその証拠を提供しなければならない。

第537条（法的資格の再付与の申請の書式）

受刑者は、土地管轄を有する検察官に対して、法的資格の復活を申請しなければならない。受刑者は、受けた罪刑を明確にし、それに釈放された後の居住地を明確にしなければならない。

第538条（検察官による検察庁の長官への申請資料の送付）

検察官は、釈放後の受刑者の生活の場周辺で、受刑者のモラルを調査しなければならない。

検察官は、下記の資料を請求する。

- 刑罰を決定する資料の写し
- 刑の執行済みの期日に関する通知書
- 起訴の情報誌第1号

検察官は、申請資料に自分の意見及びその理由を付けて高等検察庁の長官に送らなければならない。

第539条（高等裁判所での手続）

検察庁の長官は、高等裁判所の刑事委員会に訴えを起こさなければならない。

検察庁の長官は、訴えた人及び弁護士に法廷の期日を通知しなければならない。

裁判所は、公開の法廷で、受刑者、弁護士及び検察庁の長官を尋問した後、判断をしなければならない。

第540条（法的資格再付与の申請に対する拒絶）

裁判所が訴えを棄却した場合、当事者は、2年間再度訴えを提起することができない。

しかし、第1回の申立てを本法第535条（法的資格の再付与の申請に関する期間的な条件）で規定している期間を無視したことを理由に裁判所が棄却した場合、その期間が経過したら再度申立てをすることができる。

第2章 法的条件の成就による法的資格の復活

第541条（法的条件の成就による法的資格の復活）

下記の条件において、法的資格が復活される。

- 5年以下の禁錮刑若しくは罰金刑を課せられた場合、刑に服した後又は刑の時効の完成後から5年が経過したとき
- 10年を超えた禁錮刑を課せられた場合、刑に服した後又は刑の時効の完成後から10年が経過したとき

第5部 起訴名簿

第1章 起訴名簿

第542条（起訴名簿の起訴票の管理）

起訴名簿は、司法省の部署によって管理される。

カンボジア生まれの人間については、起訴名簿の起訴票に次の事項を記載しなければならない。

- カンボジアの裁判所で作された対面の判決、対面であるとみなされた判決及び欠席の判決
- 外国の裁判所で作された判決で、締結されている国際協定によって適用され、カンボジア政府に通知されたもの
- カンボジア国王によって減刑され、あるいは恩赦されたもの
- 条件付きの釈放の決定
- 身体強制に関する決定

- 破産宣告に関する判決又は決定
- 裁判上の法的資格の再付与の決定
- 外国人の国外退去の決定

受刑者が禁錮刑又は身体強制にすでに服した場合、その禁錮刑の期日又は身体強制の期日を起訴名簿に記載しなければならない。

受刑者が罰金及び手続の手数料を支払った場合、その支払の期日を起訴名簿に記載しなければならない。

ある罪刑についてすでに法的資格が再付与された場合、その旨を起訴名簿に記載しなければならない。

次の事項を起訴名簿から削除しなければならない。

- 欠席判決による刑罰で、その刑罰が故障申立てによって無効となったもの
- 恩赦によって消滅した刑罰
- 身分の間違いによって課された刑罰
- 再審で無罪になった刑罰

第543条（身分に関する記載）

起訴名簿には、下記の者に係る起訴票も含まれる。

- 外国で生まれた人
- 身分の確認ができないか、不明確な人

上記の2つ目の場合において、起訴名簿には身分が確認できないか、不明確であることを記載しなければならない。

第544条（起訴名簿の情報）

裁判所の書記官は、裁判所の所長の監督の下で、全ての決定の起訴票を起訴名簿管理機関に送らなければならない。

拘置所の所長は、起訴名簿管理機関に刑の執行又は身体強制の執行の終了期日を通知しなければならない。

銀行機関は、起訴名簿管理機関に罰金及び手続の手数料の支払を通知しなければならない。

起訴名簿管理機関は、国王による恩赦又は刑の軽減及び外国人の強制送還について情報を収集しなければならない。

第545条（法人の起訴名簿の情報）

起訴名簿には、法人に対する刑事起訴も起訴票に登録をしなければならない。

第546条（情報誌の発行）

起訴名簿管理機関は、起訴情報誌を発行することができる。情報誌には特定の者に対する起訴情報を全部又は一部記載することができる。

第547条（情報誌第1号）

起訴名簿の情報誌第1号は、起訴された者の起訴情報を全部記載するものである。
情報誌第1号は、裁判所機関のみが発行できる。

第548条（情報誌第2号）

情報誌第2号には、情報誌第1号とほぼ同じ内容であるが、下記の項目はない。

- 裁判上の資格の再付与によって消滅した刑罰又は法律上消滅した刑罰
- 法的資格の再付与において破産宣告をされた判決又は決定

情報誌第2号は、下記の機関に開示する。

- 裁判所機関
- 軍の入隊申請書を受けた軍の機関
- 商業名簿を管理すること機関

本情報誌第2号は、下記の場合において市・州及び国家機関にも開示する。

- 市・州及び国家機関が職員を採用するとき
- 市・州及び国家機関が公共調達又は入札を行うとき
- 市・州及び国家機関が施設の開設の許認可を与えるとき
- 懲戒手続に関係するとき

第549条（情報誌第3号）

情報誌第3号は、執行猶予のない重犯罪及び中犯罪で刑罰を受けた人のみを掲載する。
しかし、すでに法的資格の復活を受けた人は、情報誌第3号には掲載されない。

情報誌第3号は、関係者に対して発行するが、どのような場合においても第三者には発行されない。

第550条（起訴名簿の運用：公表）

司法省の省令によって、起訴名簿管理機関の必要な運営規定を定める。この省令で起訴票の作成の条件、監査方法、書記官への送付、情報誌の編集、監査及び発行などを規定する。

第551条（起訴名簿の修正）

身分の間違いで刑罰を受けた場合、検察官が直ちに起訴名簿を修正しなければならない。

第552条（法的資格の授与の効果）

法的資格の付与によって刑事処罰が消される。しかし、その刑罰は、起訴名簿に登録のままであるが、法的資格が回復された旨の記載が追加される。

第6部 訴訟費用

第1章 訴訟費用

第553条（訴訟費用）

訴訟費用は、国の負担である。

訴訟費用の帳簿、訴訟費用の金額の表及びその他の規定は、省令で定める。

第554条（手続の手数料）

受刑者は、手続の合計の手数料を国に支払わなければならない。手続の手数料は、訴訟によって異なる。

手続の手数料は省令で定める。

第9編 その他の手続

第1部 個人に係る規定

第1章 裁判官

第1節 自己忌避

第555条（自己忌避の正当な理由）

正当な理由で捜査及び審理に参加しない裁判官は、自分の代わりに他の裁判官にお願いすることができる。その申請書は、自分の所属の裁判所の所長に出さなければならない。その理由が正当であると判断した場合、裁判所の所長が他の裁判官を任命する。裁判所の所長の決定に対して異議を申し立てることができない。

第2節 担当裁判官に対する忌避の訴え

第556条（担当裁判官に対する忌避に訴えの理由）

忌避の訴えは、担当裁判官のみに対して行うことができる。

下記の理由で、裁判官に対して忌避の訴えを行うことができる。

- 裁判官、裁判官の配偶者又は裁判官の元配偶者が訴訟のどちらかの当事者である
- 裁判官がどちらかの当事者と6親等内の血族の関係にあるとき又は3親等内の姻族の関係にあるとき若しくはあつたとき
- 裁判官がどちらかの当事者の後見人であるとき
- 事件を担当する裁判官が当事者のどちらかの当事者との間で裁判上の争いがある

とき又はあったとき

- 裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき
- 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき又はあったとき
- 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、不服を申し立てられた裁判又はその前審の裁判に関与し、又は事件について法的な助言をしたとき

第557条（担当裁判官に対する忌避の訴え）

担当裁判官に対する忌避の訴えを行いたい当事者は、忌避の理由を知ったときに提起しなければならない。そうでなければ、受理できない。

いずれの場合であっても、尋問終了後の裁判官に対する忌避はできない。

第558条（担当裁判官に対する忌避の訴えの受領者）

当事者は、下記の者に対して訴えを提起しなければならない。

- 始審裁判所の所長又は裁判官に対する忌避の場合、高等裁判所の所長
- 最高裁判所の裁判官、高等裁判所の長官又は高等裁判所の裁判官に対する忌避の場合、最高裁判所の長官

訴えには、忌避の理由を明確にしなければならず、証拠も提出しなければならない。そうでなければ、受理できない。

第559条（担当裁判官に対する忌避の訴えの通知）

忌避の訴えをされた裁判官に通知しなければならない。この裁判官は、捜査又は審理から退かなければならない。

緊急の場合、その裁判所の所長によって新たに任命された裁判官が忌避された裁判官の代わりに事件の捜査又は審理を行う。

第560条（忌避の訴えの係る裁判官の報告書）

忌避の通知を受けてから8日以内に、忌避の訴えをされた裁判官は、報告書で自分がその忌避の訴えに同意するか否かを明確にし、その理由も記載しなければならない。この報告書を忌避の訴えに応じて、高等裁判所の長官又は最高裁判所の長官に送り、忌避の訴えを判断してもらわなければならない。

忌避に同意した場合、その裁判官は、直ちに別の裁判官によって代わられる。

忌避を拒否した場合、訴えを審査して決定しなければならない。

第561条（担当裁判官に対する忌避の訴えの審査）

裁判官に対する忌避の訴えは、当事者又は裁判官の意見を聞かずに判断をしなければならない。

忌避の訴えを認めた場合、忌避された裁判官に代わる別の裁判官を任命しなければならない。

忌避の訴えを認めない場合、訴えた人は、忌避を訴えられた裁判官に対する慰謝料を別にして200,000リエル以下の過料を科することができる。

第562条（担当裁判官に対する忌避の訴えに対する判断）

本法第558条（担当裁判官に対する忌避の訴えの受領者）で規定している機関は、決定で行い、その決定に対して異議申立てができない。書記官がこの決定を関係する裁判官及び忌避を訴えた人に通知しなければならない。

第563条（忌避の訴えの通知以前に行われた行為）

忌避の訴えの通知以前に行われた裁判官の行為は、有効である。

第564条（複数名の裁判官に対する訴え）

合議体による審理事件において、複数名の裁判官に対する忌避は、1つの訴えで行うことができる。また、後から新しい忌避の理由を知った場合、更に忌避の訴えを行うことができる。

第565条（最高裁判所長官に対する忌避の訴え）

最高裁判所の長官に対する忌避の訴えがあった場合、当該最高裁判所の長官が裁量で判断をする。

第2章 身柄引渡しの訴え

第1節 カンボジア国内に在留している外国人の身柄引渡しの要求

第1款 身柄引渡し

第566条（カンボジア国内に在留している外国人の身柄の引き渡しの要求）

カンボジア王国は、次の場合において、国内に在留している外国人をその国の請求により、当該外国人を身柄引渡しに同意することができる。

- 当該外国の裁判所の起訴対象の人物
- 当該外国の裁判所によって禁錮刑を言い渡された人物

第567条（条約及び協定）

カンボジア国内に在留している外国人の身柄引渡しは、カンボジア王国が批准した国際条約及び協定に準ずる。条約又は協定がなければ、その他の法規があった場合を除き、本章の規定に従う。

第568条（定義：身柄引渡しの要求国，要求された人）

用語の定義は，次のとおりである。

- 要求国とは，外国人の身柄引渡しを要求している国のことをいう。
- 要求された人とは，カンボジア王国内に在住している外国人で，要求国によって身柄の引渡しを要求されている対象者である。

第2款 身柄引渡しの条件

第569条（行為に関係する身柄引渡し要求条件）

下記の条件に関わらず，身柄引渡しができるのは，要求された人の違反行為が要求国の法律にも違反し，カンボジア王国の法律にも違反する場合である。

- その行為によって違反している法律は，要求国とカンボジア王国では異なる種類
- 罪名，用語，定義若しくは違反条件が両国で異なる
- 違反の要件は両国で異なる

要求国が示した全ての行為を吟味し，カンボジア王国の法律にも違反すると判断した場合である。

第570条（企図罪及び共謀）

要求国で起訴されている行為は，企図罪である場合には，カンボジア王国の法律の下でも企図罪で罰せられなければ，身柄引渡しをすることができない。

本条の規定は，共謀の場合にも適用する。

第571条（禁錮刑に関する条件）

身柄引渡しの要求ができるのは，起訴されている行為が当該国の法律で最高2年以上の禁錮刑に処せられる場合のみである。

また，要求された人が要求国の裁判所で，すでに6か月以上の禁錮刑を言い渡され，その判決が確定した場合でも，罪刑の期間に関わらず，身柄引渡しをすることができる。

第572条（犯行場所に関する条件）

要求された人の犯罪が要求国で行われた場合，その人物の国籍が要求国の国籍でなくても，身柄引渡しをすることができる。

要求された人の犯罪が要求国外で行われた場合，その人物の国籍が要求国の国籍の場合のみ，身柄引渡しをすることができる。

第573条（政治的な行為）

起訴されている行為は、政治的である場合には、身柄引渡しをすることができない。

しかし、暴力行為が人の生命や身体に危険を及ぼしたか、人の自由を奪うような違反の場合、政治的違反とみなさない。

第574条（国内で行われた犯罪ですでに確定した事件）

違反行為がカンボジア王国内で行われ、カンボジア王国の裁判所で判決が出されて、それが確定した場合、身柄引渡しをすることができない。

第575条（起訴時効）

要求国において起訴時効になった場合、身柄引渡しができない。

犯罪行為がカンボジア王国で行われ、カンボジア王国の法律で起訴時効にかかった場合、身柄引渡しができない。

第576条（1人に対する複数の身柄引渡し請求）

1人の人物に対して要求国が複数あった場合、下記の事項を十分考慮し、身柄引渡しを判断しなければならない。

- 関係する条約における義務
- 犯罪の重大性
- 犯罪場所及び期日
- 要求の期日及び順番
- 要求された人及び被害者の国籍、居住地及び居所
- 要求国による要求された人の逆の引き渡しの可能性

第577条（申請書に関する身柄引渡しの条件）

身柄引渡しができるのは、要求国が要求書に書いている犯罪以外で起訴をすることがなく、それに違反が身柄引渡し要求をする前に行われたものである。

しかし、起訴をするためにカンボジア王国の同意が必要である。この場合、要求国がカンボジア王国の国家機関に追加の申請を出さなければならない。

第578条（身柄引き渡しの猶予）

要求された人がカンボジア王国の裁判所に起訴された場合、身柄引渡しを猶予しなければならない。また、刑未執行の場合でも、身柄引渡しを猶予しなければならない。

しかし、カンボジア王国は、要求国に対して、要求された人を暫定的に引き渡して、要求国内で事件の審理をしてもらうことができる。要求国は、カンボジア王国に対して事件の審理の手続を終えたら、要求された人をカンボジア王国に戻す約束をしなければならない。

第3款 身柄引渡しの手続

第579条（身柄引渡し要求の正当性の確認）

身柄引渡しの要求は、外交のチャンネルを通じて出さなければならない。要求書には、証拠も添付しなければならない。

要求書は、次の項目を記載しなければならない。

- 要求された人の身分を確認できる資料
- 要求された人が起訴された事実に関する報告書
- 行われた行為を処罰する法律資料及びその罪刑
- もしあれば、刑を決めた判決の謄本

全ての資料は、公印を押し、封書に入れなければならない。また、クメール語、フランス語又は英語でなければ、その3つの言語のうち、どれか一つに翻訳し、その翻訳は正しい翻訳であることの確認がなければならない。

第580条（身柄引渡し要求の送付）

外務大臣は、身柄引渡しの要求書及び立証に関する資料を司法大臣に送らなければならない。司法大臣は、要求書の法的正当性を審査し、その要求書をプノンペンの高等検察庁の長官に送る。

第581条（暫定逮捕の要求）

要求国は、要求された人の暫定逮捕を求めることができる。

緊急の場合、暫定逮捕要求を本法第579条（身柄引渡し要求の正当性の確認）で規定している身柄引渡し要求よりも先に出すことができる。

要求された人の逃亡を防ぐための暫定逮捕要求は、特別な手続の遵守を要しない。

カンボジア政府は、本法第579条（身柄引渡し要求の正当性の確認）で規定している書類を逮捕の日から2か月以内に受け取っていない場合、暫定逮捕された人を釈放しなければならない。

第582条（身柄引渡しを請求された人の逮捕及び拘留命令）

プノンペンの高等検察庁の長官が身柄引渡しを要求された人の逮捕及び拘留命令を出すことができる。

命令には、次の事項を記載しなければならない。

- 要求された人の表示
- 外国の暫定逮捕要求の引用
- この命令を出した裁判官の氏名及び職位

この命令には、日付、検察庁の長官の署名及び公印がなければならない。
逮捕及び拘留命令は、カンボジア王国全土で効力を有する。

第583条（身柄引渡しを要求された人の管轄を有する検察官又は検察庁の長官への連行）

要求された人を逮捕した場合、最短の時間で、その人を土地管轄の検察官の所へ連れて行き、その人に対して逮捕及び拘留を通知し、尋問を行う。

要求された人をプノンペンの拘置所へ転送しなければならない。その人は、プノンペンの高等検察庁の長官に、自分の主張を聞くように要請をすることができる。

第584条（捜査委員会への訴え）

高等検察庁の長官は、事件を整理し、プノンペン高等裁判所の捜査委員会に訴えを起こさなければならない。

第585条（捜査委員会に対する手続）

要求された人を捜査委員会の所へ連れて行かなければならない。要求された人は、自選の弁護士若しくは弁護士会の規定によって選任された弁護士と一緒に同行することができる。

尋問は、公開されない部屋で行わなければならない。必要な場合、通訳人を呼ぶことができる。

要求された人を尋問し、検察庁の長官の意見陳述及び弁護士の意見陳述を聞いた上、捜査委員会は、その身柄引渡し要求に対して、理由付きの決定を出さなければならない。

第586条（捜査委員会の意見）

身柄引渡しの要求が法律で規定している条件を満たしていない場合、捜査委員会は、その要求を拒絶する意見を出さなければならない。

第587条（身柄引渡しを請求された人の釈放の申立て）

要求された人は、釈放を申請することができる。

申請書は、書面で行わなければならない。

申請書は、捜査委員会に提出し、捜査委員会が本人の尋問、検察庁の長官の意見陳述及び弁護士の意見陳述を聞いた後で判断する。

第588条（身柄引渡し請求に対する同意）

要求された人が身柄引渡しに係る問題の説明を聞いた後、要求国の身柄引渡し要求に応じた場合、捜査委員会が決定にその旨を記載しなければならない。

第589条（捜査委員会の意見の効果）

捜査委員会の決定が確定した場合には、司法大臣に通知しなければならない。

捜査委員会が要求に同意しない場合には、カンボジア王国政府は、その身柄引渡しをしてはならない。要求された人を別件で拘留をしなければならない場合を除き、直ちに釈放しなければならない。

捜査委員会が要求に同意をした場合、司法大臣が政府に本件を送致し、政府が政令で要求された人の身柄引渡しを命令する。

身柄引渡し命令が出た場合、要求国に引き渡す。身柄引渡しに係る費用は、要求国の負担である。要求された人がカンボジア王国外に出た場合には、要求された人の安全な連行の責任は、要求国にある。

身柄引渡し命令を要求国に通知した後、当該国がその手続を30日以内に行わない場合、直ちに要求された人を釈放しなければならない。

第2節 カンボジア王国が外国に対する身柄引渡し請求

第590条（捜査委員会の管轄）

プノンペン高等裁判所の捜査委員会は、身柄引渡しの要求の適法性を判断するカンボジア王国の唯一の機関である。

身柄引渡しを要求された人は、カンボジアに入国してから15日間以内に身柄引渡しの無効を申し立てることができる。

この申立ては、書面で行わなければならない。

第591条（捜査委員会での手続）

捜査委員会は、要求された人の尋問を行い、検察庁の長官及び弁護士の陳述を聞いた後で判断を行う。

第592条（無効の申立てによる効力不停止）

身柄引渡しの無効の申立ては、要求された人に対する起訴の手続を停止することはない。

第593条（身柄引き渡しの無効の効果）

捜査委員会が身柄引渡しは無効であるという決定を出し、それが確定した場合、起訴された手続は全て終了となる。要求された人は、釈放され、カンボジア王国を自由に出国することができる。

しかし、釈放されて、30日が経過した後、要求された人がまだカンボジア王国内にいる場合、再度同じ行為で身柄引渡し要求によって逮捕され、起訴の手続の対象となる可能性がある。

第594条（カンボジア王国に対する引渡し要求に同意した国）

カンボジア王国が、ある国から外国人の身柄引渡しを受けた後、別の国から同じ人物の身柄引渡し要求の申立てをしてきた場合、身柄引渡しをした国の了解があった場合のみ、その申立てを受けることができる。

しかし、要求された人が30日以内にカンボジアから出国する手段があった場合、上記の同意は不要である。

第3章 通過

第595条（通過の申立て）

身柄引渡しを要求された人のカンボジア王国の通過は、その身柄引渡しの原因が政治以外の場合のみ許可される。申立ては、外交チャンネルを通じて行う。申立書には、証拠等の資料も添付をしなければならない。

第4章 一部の罪刑の執行に対する特別規定

第596条（一部の犯罪に対する執行の申立て）

刑法で規定している刑の執行に関係する争いについては、裁判所が一般の訴訟と同じ手続で受領する。検察は、関係者に法廷の期日を通知する。

第5章 法人

第597条（法人と関係する管轄）

法人の犯罪に対する起訴、捜査及び審理は、下記の機関がその管轄を有する。

- 犯罪が実行された場所の検察官、予審判事及び始審裁判所
- 法人の本部の住所地の検察官、予審判事及び始審裁判所

第598条（裁判所での法人の代表）

起訴は、起訴時点の法人の法的代表に対して行う。法的代表者は、法人に係る全ての手続について法人を代表して行う。

法的代表者に所用があった場合、検察官が始審裁判所の所長に法人の代理人を選任するよう申し立てることができる。

同じ事実若しくは関連する事実について、法人及びその法的代表者に対して行われた場合、その法的代表者が始審裁判所に対して法人の代理人を選任するよう申し立てることができる。

この申立ては、書面で行うことができる。

第599条（法人の代表者の表示）

法人の代表者は、起訴された裁判所に対して自分の身分を示さなければならない。このような代表者の表示は、手続中に代表者の変更があった場合も同様である。

第600条（法人に対する強制方法）

法人の代表として手続を行った場合、証人としての手続を除いて、どのような強制も受けることはない。

第601条（裁判所の下での法人の監督）

予審判事は、法人を裁判所の監督下に置くことができる。この予審判事は、下記のことを言い渡すことができる。

- 金額、納付の期限及びその手続を決め、供託金を納付させる
- 営業活動の一部禁止
- 6か月以下の期間で、裁判所の調査下に置く

裁判所の調査下に置いた場合、裁判所の代理人1人を選任し、その代理人の任務は予審判事が決定する。

第602条（法人の呼出の決定及び通知の決定）

本法で規定している全ての呼出及び決定は、自然人に係る規定と同じ条件で法的代表者を通じて法人に通知する。

第2部 資料の紛失、決定の解釈及び修正

第1章 資料の紛失

第603条（資料紛失の場合の執行に関する規定）

この部の規定は、下記の資料を滅失、毀損又は紛失した場合に適用する。

- 裁判所の判決書又は決定の原本
- 手続に関する資料

第604条（原本の代用である写し）

裁判所の書記官又はその他の機関によって原本と相違がないことが記載された判決書若しくは決定があった場合、その写しは、裁判所の判決書若しくは決定の原本とみなす。裁判所の所長の依頼に基づいて、その原本と相違がないことが記載された書面の所有者は、書記官にそれを提出しなければならない。書記官は、原本と相違がないことを記載された

新しい写しを当該者に渡さなければならない。

原本と相違がないと記載した写しがない場合、新しい判決書若しくは決定をその写し、法廷記録資料及び事件の記録資料に基づいて再発行しなければならない。

第605条（手続資料の再作成）

手続に関する資料の再作成は、警察、憲兵組織、専門家、書記官又はその他の者が持っている資料に基づいて行わなければならない。

第2章 決定の解釈及び修正

第606条（決定を出された裁判所の任務）

裁判所の全ての判決又は決定に関する解釈は、それを出した裁判所が行うものとする。

当該裁判所は、判決又は決定の物的な間違いを修正する権限を有する。裁判所は、検察の職権による申立て又は当事者からの依頼による検察の申立てを受領する。検察は、関係者にその審理の期日を通知する。全ての場合において、審理のとき、検察は、自分の意見を陳述しなければならない。

第10編 経過規定

第1章 経過規定

第607条（国家警察庁の長官及び憲兵組織の長に対しての司法警察官の資格の付与の条件）

本法の施行前に司法警察の研修の修了証書を持っている警察官は、自動的に高等司法警察の修了証書が授与され、内務省及び司法省の共同省令によって司法警察官に任命される。

本法の施行前に司法警察の研修の修了証書を持っている憲兵は、自動的に高等司法警察の修了証書が授与され、国防省及び司法省の共同省令によって司法警察官に任命される。

本法の施行後、司法警察官になるには本法第60条（司法警察官）の規定に基づかなければならない。

第608条（暫定拘留の執行の期限）

審理中の事件において、暫定拘留期間は、虐殺や人類に対する犯罪及び戦争犯罪を除いて旧法の規定による。

第609条（上訴及び故障申立ての期間）

本法施行前に出された裁判所の判決若しくは決定に対する上訴期間又は故障申立て期間は、旧法の規定による。

第610条（起訴の時効及び罪の時効に係る期間）

本法施行前に行われた犯罪についての起訴の時効期間及び罪の時効期間は、旧法の規定による。

第11編 最終規定

第1章 最終規定

第611条（旧刑事訴訟の規定の廃止）

下記の規定を廃止する。

- 1992年以前の刑事訴訟法の全ての規定
- 国連暫定統治下で適用された1992年9月10日付けの裁判制度に係る手続の規定、刑法及び刑事訴訟法
- 1993年3月8日付けの政令第21号の刑事訴訟法の規定
- 暫定拘留期間に関する1999年8月26日付けの勅令
- 2002年1月10日付けの勅令No.NS/rkm/0102/005によって適用された改正刑事訴訟法第36条、第38条、第90条及び第91条

1993年2月8日付けの政令によって適用された民主カンブチアの裁判所構成及びその運営に関する法律は、刑事事件に適用しない。

第612条（刑事訴訟法の即適用）

本法は、施行後に発生した全ての手続に対して、直ちに適用する。

本法の即適用は、旧法の下で既に終了した手続には効力を有しない。⁶

⁶ 訳注：原文では、引き続き、付属資料として「宣誓文」が記載されているが割愛。